

2018（平成 30）年度版

愛知学泉短期大学
自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	29
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	32
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	51
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	66
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	85
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	87
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	94
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	94
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	102

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学泉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年6月1日

理事長

寺 部 暁

学長

安 藤 正 人

ALO

津 島 忍

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 39 年	寺部三蔵・寺部だいが裁縫塾を開いた。
明治 45 年	安城裁縫女学校を設置した。
大正 6 年	安城女子職業学校に名称変更した。
大正 13 年	財団法人安城女子職業学校を設置した。
昭和 5 年	財団法人安城女子専門学校を設置した。
昭和 23 年	安城学園女子中学校を設置した。
昭和 33 年	安城女子職業学校を安城学園女子高等学校に組織変更した。 安城学園女子高等学校を安城学園女子短期大学附属高等学校に名称変更した。
昭和 39 年	岡崎城西高等学校を設置した。
昭和 41 年	愛知女子大学家政学部家政学科を設置した。
昭和 43 年	愛知女子大学を安城学園大学に名称変更した。
昭和 62 年	愛知学泉大学経営学部経営学科を設置した。 愛知学泉大学家政学部を男女共学とした。 愛知学泉大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
平成元年	愛知学泉大学は米国・ニューイングランド大学と教育学術交流協定を締結した。
平成 5 年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を設置した。
平成 10 年	愛知学泉大学にコミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を設置した。
平成 12 年	愛知学泉大学は中国・復旦大学と教育学術交流協定を締結した。
平成 14 年	愛知学泉大学家政学部家政学科を家政学専攻・管理栄養士専攻の二専攻体制とした。
平成 20 年	愛知学泉大学家政学部家政学科こどもの生活専攻を設置し三専攻体制とした。
平成 22 年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を廃止した。
平成 23 年	愛知学泉大学経営学部、コミュニティ政策学部の学生募集を停止した。 愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科を設置した。
平成 24 年	安城学園創立 100 周年記念式典を挙行了した。
平成 29 年	安城学園創立 105 周年記念式典を挙行了した。
平成 30 年	愛知学泉大学現代マネジメント学部の学生募集を停止した。

＜短期大学の沿革＞

- 昭和 25 年 安城学園女子短期大学被服科、生活科を設置した。
- 昭和 38 年 安城学園女子短期大学に家政科を設置した。
- 昭和 54 年 安城学園大学短期大学部幼児教育科を安城学園女子短期大学幼児教育科へ組織変更した。
- 昭和 57 年 安城学園女子短期大学を愛知学泉女子短期大学に名称変更した。
愛知学泉女子短期大学に国際教養科を設置した。
- 昭和 58 年 愛知学泉女子短期大学はカナダ・カピラノ大学と姉妹校の協定を締結した。
- 平成 7 年 愛知学泉女子短期大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
- 平成 12 年 愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に名称変更した。
- 平成 13 年 愛知学泉短期大学（幼児教育科を除く）を男女共学とした。
- 平成 15 年 愛知学泉短期大学生活科を食物栄養科に名称変更した。
- 平成 16 年 愛知学泉短期大学食物栄養科と幼児教育科をそれぞれ食物栄養学科と幼児教育学科に名称変更した。
愛知学泉短期大学に生活デザイン総合学科を設置した。
- 平成 17 年 愛知学泉短期大学国際教養科を廃止した。
- 平成 18 年 愛知学泉短期大学家政科と服飾科を廃止した。
- 平成 19 年 （財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。
愛知学泉短期大学幼児教育学科を安城市桜井キャンパスから岡崎キャンパスへ移転し、統合した。
愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は韓国・烏山大学と学術文化交流協定を締結した。
- 平成 22 年 愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。
- 平成 24 年 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は台湾・慈済科学技術大学と学術文化交流協定を締結した。
- 平成 26 年 （一財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。
- 平成 28 年 愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。
- 平成 30 年 愛知学泉短期大学食物栄養学科の入学定員を 40 名から 70 名に増員した。
愛知学泉短期大学生活デザイン総合学科の入学定員を 160 名から 130 名に減員した。
- 平成 31 年 愛知学泉短期大学幼児教育学科を男女共学とした。

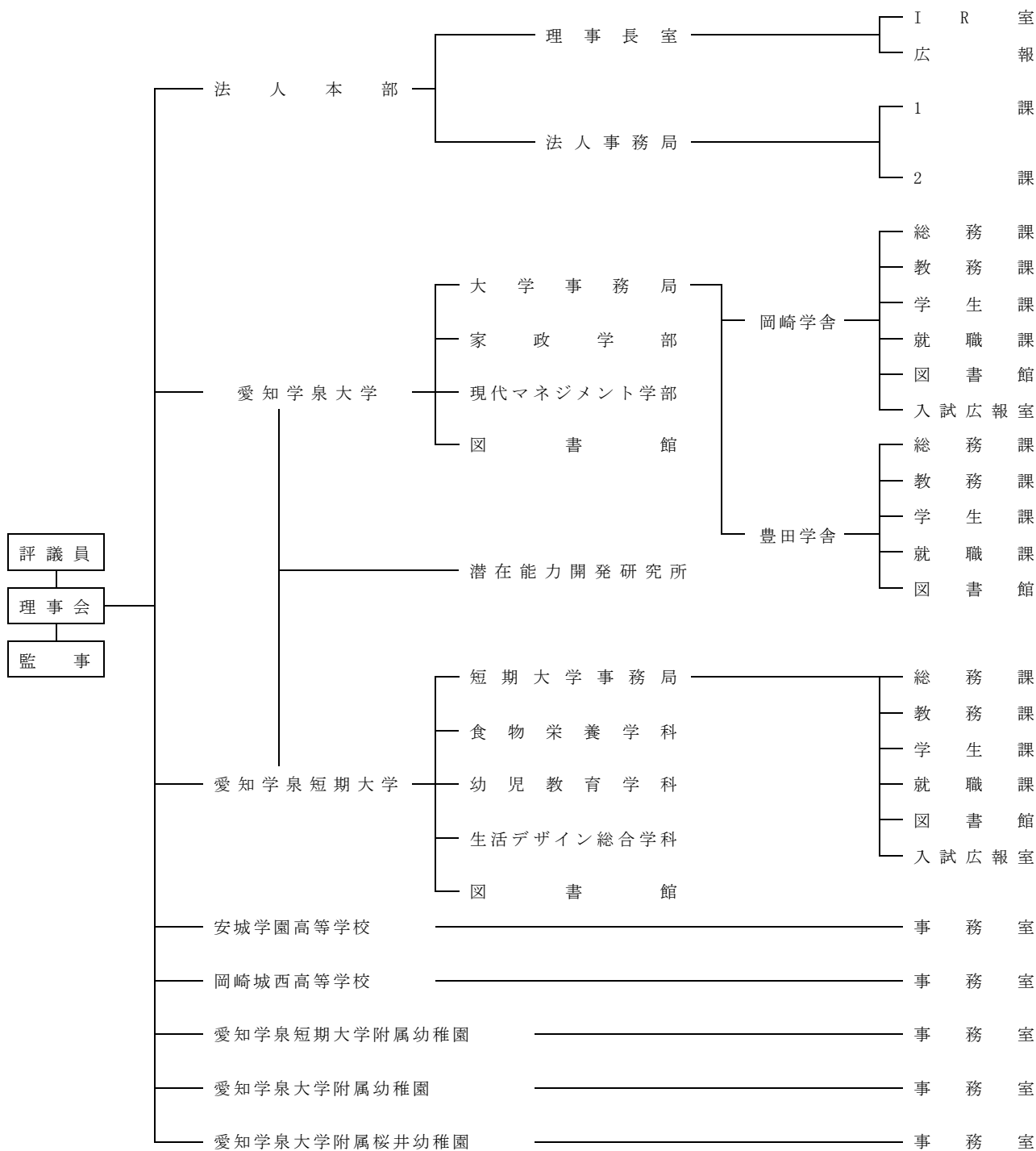
(2) 学校法人の概要

令和元年5月1日現在（単位：人）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍数
愛知学泉大学				
家政学部	〒444-8520 岡崎市舳越町上川成 28			
家政学科		190	760	544
家政学専攻		40	160	105
管理栄養士専攻		80	320	264
こどもの生活専攻		70	280	175
現代マネジメント学部	〒471-8532 豊田市大池町汐取 1			
現代マネジメント学科		—	600	233
小計		190	1,360	777
愛知学泉短期大学	〒444-8520 岡崎市舳越町上川成 28			
食物栄養学科		70	140	97
幼児教育学科		120	240	185
生活デザイン総合学科		130	260	272
小計		320	640	554
安城学園高等学校	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号			
普通科		480	1,440	1,080
商業科		80	240	160
小計		560	1,680	1,240
岡崎城西高等学校	〒444-0942 岡崎市中園町川成 98	540	1,620	1,626
普通科				
愛知学泉短期大学 附属幼稚園	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号	69	209	196
愛知学泉大学附属幼稚園	〒446-0026 安城市安城町栗ノ木 41-1	104	314	291
愛知学泉大学附属 桜井幼稚園	〒444-1154 安城市桜井町稲荷東 20-3	88	280	300
合計		1,871	6,103	4,984

(3) 学校法人・短期大学の組織図

令和元年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、愛知県岡崎市舳越町上川成 28 番地に本部を置いており、岡崎市中心部から西北へ車で約 15 分の清閑な住宅地の中に位置している。2016（平成 28）年度に市制 100 周年を迎えた岡崎市は人口 38.7 万人（2019（令和元）年 5 月 1 日現在）の中核市である。徳川家康ゆかりの岡崎城を中心に栄えた城下町であり、愛知県東部を流れる矢作川と乙川が合流し、水と緑に囲まれた歴史と文化の街である。市内には教育機関・施設や史跡が多くあり、市の規模に比して文教都市の色合いが濃い。また、国道 1 号線、東名高速道路、第二東名高速道路、JR 東海道本線、名古屋鉄道線、愛知環状鉄道線等の交通の便にも優れており、伝統地場産品である石工製品、花火、八丁味噌等が全国的に有名である。岡崎市と隣接する周辺各市を含む三河地域は人口約 235 万余人、県内人口の約 31.4% である。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

【入学者数と充足率】

2014（平成 26） 年度（320）		2015（平成 27） 年度（320）		2016（平成 28） 年度（320）		2017（平成 29） 年度（320）		2018（平成 30） 年度（320）	
入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）	入学者数 （人）	充足率 （%）
296	92.5	298	93.4	316	98.8	270	84.4	270	84.4

※年度の（320）は 3 学科の入学定員 ※入学者数は入学時の数

上記に見られるように、2014（平成 26）年度に短期大学全体の入学定員充足率が 92.5% であった。2016（平成 28）年度には短期大学全体の入学定員充足率も 98.8% まで回復したが、2017（平成 29）年度以降、再び未充足の状況が続いている。一方、本学の基盤である三河地域は、自動車関連企業を始めとする製造業が進出・立地し、これに伴う住宅や商業施設の堅調な増加・進出が目立っている。今後も地域社会における人材の確かな需要が見込まれる。

【学生の出身地別人数及び割合（県別）】

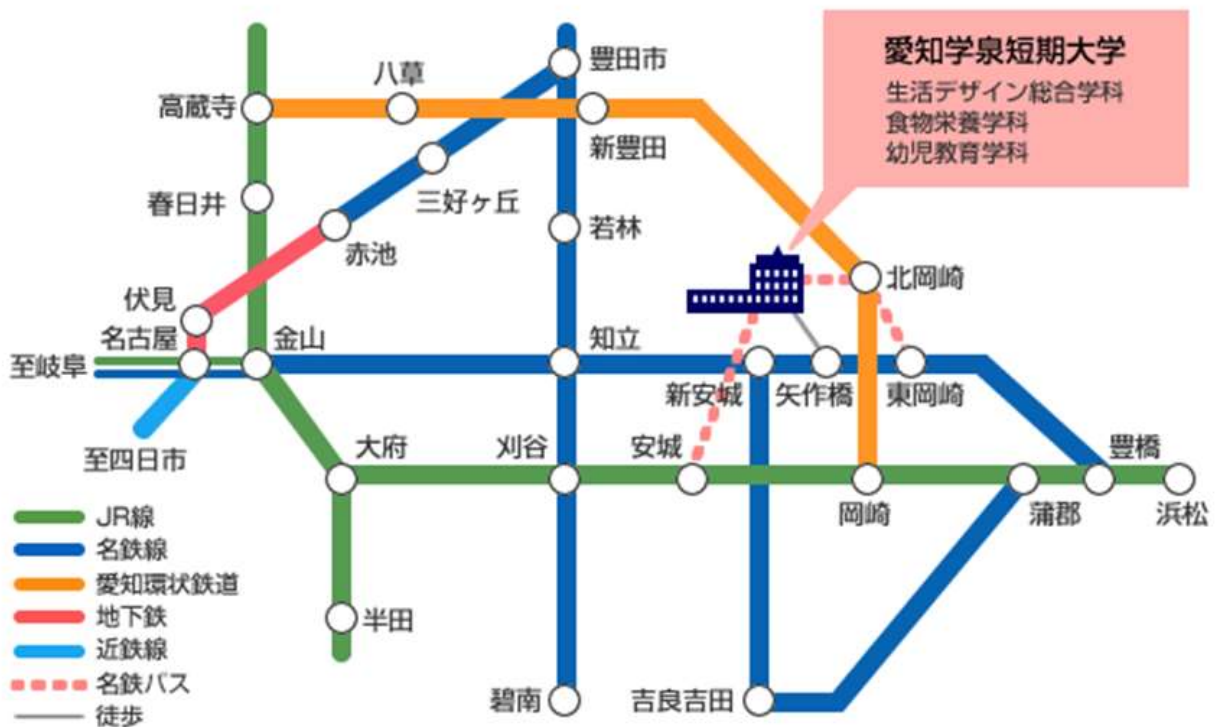
地域	2014（平成 26）年度		2015（平成 27）年度		2016（平成 28）年度		2017（平成 29）年度		2018（平成 30）年度	
	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）	人数 （人）	割合 （%）
愛知	247	83.4	254	85.2	264	83.5	223	82.6	227	84.1
静岡	26	8.8	16	5.4	21	6.6	20	7.4	20	7.4
岐阜	9	3.0	6	2.0	13	4.1	12	4.4	7	2.6
三重	8	2.7	11	3.7	5	1.6	2	0.7	9	3.3
その他	6	2.2	11	3.7	13	4.1	13	4.8	7	2.6

【学生の出身地別人数及び割合（愛知県）】

地域	2014（平成 26）年度		2015（平成 27）年度		2016（平成 28）年度		2017（平成 29）年度		2018（平成 30）年度	
	人数 （人）	割合 （％）	人数 （人）	割合 （％）	人数 （人）	割合 （％）	人数 （人）	割合 （％）	人数 （人）	割合 （％）
西三河	139	56.3	158	62.2	155	58.7	138	61.9	144	63.4
東三河	63	25.5	50	19.7	64	24.2	47	21.1	42	18.5
名古屋	15	6.1	16	6.3	16	6.1	14	6.3	13	5.7
尾張	11	4.5	20	7.9	19	7.2	14	6.3	17	7.5
知多	18	7.3	10	3.9	10	3.8	10	4.5	11	4.8

上記、県別及び愛知県内の表に見られるように、学生の出身地別人数及び割合（県別）の過去5カ年間の推移は、愛知県内出身者が入学者数の82.6%～85.2%を占めている。他府県では、通学圏内である静岡県、次いで三重県や岐阜県、その他となっている。愛知県内では、本学所在地の西三河地域が56.3%～63.4%を占め、次いで東三河が18.5%～25.5%の順で続いている。

■ 短期大学所在の市の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 【テーマ C 自己点検評価】</p> <p>提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備が認められたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ A 人的資源】</p> <p>研究の機会は確保されているが、専任教員の研究活動に関する規程は整備されていない。従来からの慣例に基づいて行われているが、研究活動の規程の整備が求められる。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ D 財的資源】</p> <p>短期大学部門の過去 3 年間の教育研究経費率が低いので、改善が望まれる。</p>
(b) 対策
<p>基準Ⅰ 【テーマ C 自己点検評価】</p> <p>自己点検・評価報告書の記載が不備である旨の指摘を受けた。再度、短期大学基準協会が示す評価校マニュアルの記載例を確認して、修正の後、提出した。この指摘を踏まえ、自己点検・評価活動においては、学長以下、事務局長、分掌の長らで組織する同委員会と全教職員の関与によって組織的に取り組むことを再度確認した。</p> <p>基準Ⅲ 【テーマ A 人的資源】</p> <p>指摘のように、従来からの慣例による研究活動の状況を踏まえて、研究活動に関する規程を整備した。</p> <p>基準Ⅲ 【テーマ D 財的資源】</p> <p>学園では、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの「第一期経営改善計画」、さらに 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの「第二期経営改善計画」を策定して財務体質の改善に取り組んでいる。その中で、短期大学の 2016（平成 28）年度、2017（平成 29）年度、2018（平成 30）年度における経常収支差額の平均は黒字幅 12%を超えている。しかし、2018（平成 30）年度の短期大学の経常収支差額の黒字幅は 5%に留まった。改めて、学園の経営改善計画に基づき、今後、短期大学の経常収支差額の黒字幅 10%を実現・維持し、且つ、教育研究経費率を改善し、現状の 15%台から 20%台へ引き上げることを確認している。すなわち、人件費比率を現状の 60%台から上限の 50%へ引き下げることが必須であると認識している。また、本学は地域社会の人材需要の動向を踏まえて、3 学科の入学定員の適正化を図るため、2018（平成 30）年度から食物栄養学科の入学定員を 40 名から 70 名に増員した。生活デザイン総合学科については 160 名から 130 名に減員し、従来からの 320 名体制を維持することとした。さらに、教育環境の向上を目的に、2019（平成 31）年度から新たな校舎（6 号館）を新築・稼働させて、安定した経営を図ることとするなど、対応策を講じている。</p>
(c) 成果

基準Ⅰ [テーマ C 自己点検評価]

日常の自己点検・評価の活動並びに次回の認証評価の受審を踏まえて、本学教育の内部質保証に資する組織的で実効性のある取り組みを継続して行っている。

基準Ⅲ [テーマ A 人的資源]

規程を整備したことで、教員の研究活動は活性化し、また、機器・備品の使用と管理の状況は適正となっている。

基準Ⅲ [テーマ D 財的資源]

資金収支の健全性は教育研究経費比率の改善を図るため、引き続き、「第二期経営改善計画」に従って、人件費支出の適正水準化に向けて段階的な改善に努めている。

(a) 改善を要する事項

学園寄附行為の見直しに伴う本学学則の見直しを行った。

(b) 対策

上記寄附行為の変更に伴って見直しを行った本学学則の総則において、建学の精神（第 1 条）、本学の教育目標（第 2 条）、学科の教育目標（第 4 条）、キャリア教育（第 5 条）、リメディアル教育の実施（第 6 条）、自己点検・評価委員会の設置（第 7 条）、教育内容・教育方法の改善（FD 委員会の設置）（第 8 条）、「短期大学士」の学位授与に係る 3 つのポリシー策定（第 10 条）、3 つのポリシー（細則）、第三者評価（認証評価）の受審（第 11 条）について定め、組織的な取り組みを継続して行う体制を明文化した。

(c) 成果

教育改革にあたり、学則を変更して本学の教学マネジメント体制と教育の内部質保証の確立を明確にし、これらの成果について学内外に公表している。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

該当なし。

(b) 改善後の状況等

該当なし。

(a) 改善意見等

該当なし。

(b) 履行状況

該当なし。

(6) 短期大学の情報の公表について (令和元年 5 月 1 日現在)

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-1.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf
4	入学者受入れの方針	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-2.pdf
5	教育研究上の基本組織に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info2-1.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-3.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-4.pdf
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-5-1_19.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_shoku.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_yo.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_design.html
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-1.pdf https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/access.html https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/access.html

		https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/campus/club.html https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/gakuseika.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/top.html https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/ryugaku/

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	https://www.anjogakuen.jp/data/disclosure/

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

公的資金の管理は、「愛知学泉短期大学における公的研究費の不正使用防止規程」に基づき行っている。学長は本学の公的資金の管理・運営の統括に関する最終責任を負い、短期大学事務局の長は最終責任者を補佐している。また、公的資金の適正使用に関する相談は短期大学総務課会計担当を窓口としている。

一方、公的資金の不正使用の防止を掌るため、学長の下、「公的研究費に関するコンプライアンス委員会」を置いている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

本学は、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価の活動を立案・実施することを目的に、自己点検・評価委員会（以下、委員会）を置いている。学長・学科長・各学科の教員の中から学長が指名した各 2 名・事務局長及び事務長、その他学長が必要と認めた者を構成員として、本学の自主的な自己点検・自己評価に関する事項、認証評価に向けた自己点検・自己評価に関する事項、3つのポリシーを踏まえた本学の取り組みに関する自己点検・自己評価に関する事項、その他、上記以外の理事長・学長の諮問事項を所掌している。

○自己点検・評価委員会構成員

2018（平成30）年度 校務組織

学長 安藤正人

1. 各分掌長及び委員名

分 掌	分掌長	委 員
教務部	長谷川	後藤、江良、早瀬（須）、谷村
学生部	津島	小山田、神谷（良）、山本（淳）、伊藤（照）
就職指導委員会	鈴木（幸）	木村（典）、河合、服部（哲）、石川（博）
国際交流委員会	青山	[伊藤（亮）]
図書館・紀要委員会	千賀	[岡本]、江良
研究所	[館]	早川、山本（淳）
まちづくり委員会	山本（豊）	[相原]、[加藤（彰）]

[]は大学家政学部所属

2. 所属及び学科長

学 科	学科長	所 属
生活デザイン総合学科	秦	小山田、菅瀬、青山、長谷川、山本（豊）、神谷（良）、早川、木村（典）、 後藤、千賀、江良、河合
		横田（裕）、森屋、丸茂、谷口、大塚、[鈴木（れ）]、[竹川]
食物栄養学科	横田（正）	根間、鈴木（幸）、早瀬（須）、山本（淳）、熊崎、服部（哲）
		古山、本田、斧淵、木村（咲）
幼児教育学科	岡田	津島、石川（博）、児玉、伊藤（智）、谷村、伊藤（照）、高沢、本多、服 部（壮）
		野々山、早瀬（果）、[中島（美）]

[]は非常勤

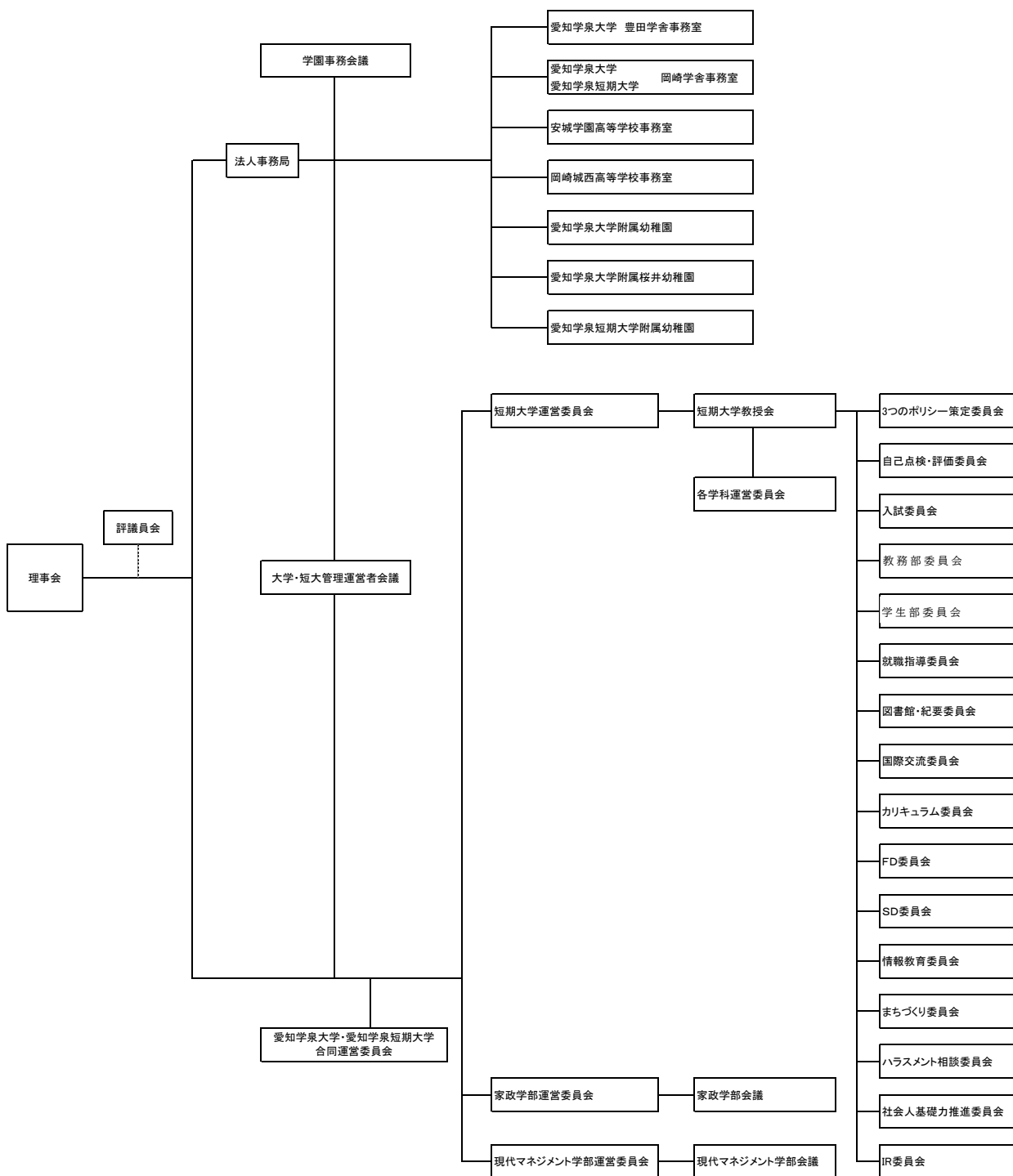
3. 各委員会

委員会名	委 員
運営委員会	安藤（ま）、長谷川、津島、鈴木（幸）、青山、山本（豊）、菅瀬、千賀、秦、横田（正）、 岡田、森脇、知久、久米
カリキュラム委員会	安藤（ま）、長谷川、秦、横田（正）、岡田
入試委員会	安藤（ま）、長谷川、津島、鈴木（幸）、菅瀬、秦、横田（正）、岡田、森脇、久米、 知久、中島
情報教育委員会	神谷（良）、高沢、[龍田]、[鈴木（望）][古川]
ハラスメント相談委員	木村（典）、[林]
学生会顧問	菅瀬 〈副顧問〉高沢、[相原]
FD委員会	安藤（ま）、長谷川、秦、神谷（良）、横田（正）、熊崎、岡田、谷村
社会人基礎力推進委員会	安藤（ま）、長谷川、秦、早川、横田（正）、鈴木（幸）、岡田、高沢、久米
自己点検・評価委員会	安藤（ま）、長谷川、津島、秦、横田（正）、岡田、森脇、久米

[]は法人本部または大学家政学部所属

○自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

・愛知学泉短期大学組織図（各種会議・委員会関係）



○委員会の活動状況

2018（平成30）年度は、5月に第1回目の自己点検・評価委員会（以下、委員会という）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等に亘る点検・評価作業を開始するため、（一財）短期大学基準協会が認証評価の基準とする基準Ⅰから同基準Ⅳの各テーマと区分及びその観点に則して実施することを決定している。各テーマと区分及びその観点に則した点検・評価は、学長の他、学科長、各校務分掌長及び事務局次長と事務長らが分担して組織的に作業部会を組織して実施に当たることとした。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。

学長は教授会において具体的な活動業務について全教職員に対して指示を出している。また、事務局次長及び事務長は、事務分掌を始め校務分掌をまたがる点検と評価の作業については分掌の事務職員間と連携する体制をとって、種々の資料、統計資料、委員会議事録、規程集などの確認（点検）を行っている。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了して作業結果を委員会に提出している。8月から11月の間、第2回目の委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らして取りまとめている。続く第3回委員会及び順次開催する委員会等では、「自己点検・評価報告書」として公表するため、提起された課題を含め当該年度の報告内容を決定している。概ね、12月を目途に、当該前年度の「自己点検・評価報告書」を印刷・製本及び本学ホームページ上で公表している。

一方、委員会で各基準に則して提起された課題については、大学・短期大学管理運営者会議、教授会、運営委員会及び各分掌の委員会（愛知学泉短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図 参照）に対し学長や各分掌長が諮問して改善策を作成し、教授会で決定している。さらに、学長は理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。また、毎年度で作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている。

本学は、2006（平成18）年度、第1クールでの第三者評価を受審して「適格」の機関別評価を得ている。2013（平成25）年度には、第2回目の第三者評価を受審して、前回指摘を受けた向上・充実のための課題に対する進捗状況と現状に対して「適格」の評価を得ている。

さらに、自己点検・評価委員会は学長の諮問による活動の一環として相互評価の実施についても掌握し、2009（平成21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について相互評価を実施した。その成果は、「相互評価報告書」として2010（平成22）年6月に公表した。2016（平成28）年度には、前回と同様に湊川短期大学との間で、第2回目の相互の評価活動を実施し、2017（平成29）年6月に「相互評価報告書」を公表している。

この他、本学では「3つのポリシー」に基づく「アセスメント・ポリシー」を整備している。「アセスメント・ポリシー」を受けて、FD委員会及びカリキュラム委員会が主導して教育活動を評価（査定）して必要な内部質保証の改善策を教務部委員会、就職指導委員会、入試委員会等の協同で講じている。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 キャンパスライフ 2018（学生便覧）「建学の精神」 P115
2 学校案内 2019 P44
- 備付資料 1 寺部だい自伝「おもいでぐさ」
2 創立記念「教育にイノベーション」
3 安城学園百年誌
4 学校法人安城学園用語集
5 安城学園教職員憲章
6 「生活と文化」講座
7 岡崎げんき館講座「子どもと親のための公開講座」「健康づくり支援特別講座」「春のげんきまつり協賛イベント」
8 科目等履修生規程、受講者一覧
9 オープンフィールド案内、受講者名簿
10 「むらさきかん」でむらさき麦の料理教室、むらさきかんで楽しい食育教室
11 土曜プログラム
12 岡崎市民大学要項
13 岡崎市南公園イベント案内
14 岡崎市大学懇話会産学共同助成事業（岡崎大学懇話会主催「地域活性化研究（第18号）」）
15 「道の駅藤川宿との連携事業」
一般社団法人岡崎パブリックサービスとの産学連携に関する覚書
16 「TMP2018 アクセサリー全国販売プロジェクト」
フリーデザインジャパン（株）との産学連携に関する協定書
日本中央交通（株）との産学連携に関する協定書
17 「認知症カフェ事業」
デイサービス青空との産学連携に関する覚書
（株）縁サポートサービスとの産学連携に関する協定書
18 「麩屋万商店レシピ開発産学連携事業」
麩屋万商店との産学連携に関する協定書
19 「岡崎三昧」普及促進事業
一般社団法人岡崎パブリックサービスとの産学連携に関する覚書
20 「むらさき麦まつり」企画運営
藤川まちづくり協議会との産学連携に関する協定書
21 「アピタ岡崎北店との連携事業」
アピタ岡崎北店との産学連携に関する協定書

- 22 「福祉交流事業」
(株) 天佑との産学連携に関する協定書
- 23 「おかざきカントリーフェスタ 2018」 チラシ
- 24 「第 18 回学生フォーラム」
- 25 岡崎げんき館活動「学泉のお姉さん・お兄さんと遊ぼう」
- 26 東日本大震災被災地支援活動
- 27 「花のとう」地域活動
- 28 「たつみがおか ふるさと夏祭り」
- 29 木曜サロン活動
- 30 「スペシャルオリンピックス日本」
- 31 「岡崎市上六名子ども会新入生歓迎会」
- 32 「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」
- 33 幼児教育学科ボランティア活動

備付資料-規程集

- 3 学校法人安城学園規程集寄附行為 第 1 章第 5 条「建学の精神」
- 17 愛知学泉短期大学規程集 学則総則第 1 章第 1 条「建学の精神」
- 2 学校法人安城学園規程集寄附行為 第 1 章第 4 条「建学の理念」
- 4 学校法人安城学園規程集寄附行為 第 1 章第 9 条「教育方針」

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学を設置する学校法人安城学園（本学園）は、1912（明治 45）年に創設した安城裁縫女学校を出発点としている。創設者の寺部三蔵・だい夫妻は当時の官尊民卑や男尊女卑の風潮に抗して、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている。その一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という教育信条に基づいて、学問を庶民の間に広めるとともに女性の地位向上を立学の趣旨とした。創立者寺部だいの生き方は自伝を集約した『おもいでぐさ』（備付 - 1）に記され、本学園の「建学の理念と精神」そのものである。従来の「建学の精神」は、「真心・努力・奉仕・感謝」であり、この四大精神の実践をとおして「家庭と職場に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成すること」である（提出 - 1、提出 - 2）。

2016（平成 28）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえた本学園の建学

の精神を検証、見直した。これによる新しい「建学の精神」は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」とした。尚、本法人の寄附行為第5条第2項に、「本学園の設置校の歴史と伝統」を踏まえ、かつ「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、「建学の精神を理解し、実践することが肝要である」と明記している（備付 - 規程集 3）。

この見直しを受けて、本学は、2017（平成 29）年度に、寄附行為で定めた「建学の精神」を、本学の「建学の精神」として学則に定めた（提出 - 1、備付 - 規程集 17）。このように、社会人として「生きる意志と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」を定めた「建学の精神」は、本学の教育理念・理想を示しており、「自主性」を有している。また、「建学の精神」は教育基本法に照らして明確であり、かつ私立学校法に基づいた「公共性」を有している。

本学は、学園創設以来の「庶民性」と「先見性」を「建学の理念」として堅持している。「庶民性」とは「民が栄えてはじめて国も栄える」という思想である。「庶民性」とは、一人ひとりの民が豊かになることによって国全体も豊かになる。そのために庶民の間に学問を広めるとともに、その成果を庶民の間に還元することである。「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を描くことができること、その理想像の実現に向けた育成のために全知全能を傾注することである（備付 - 規程集 2）。

本学は、この「建学の理念」と「建学の精神」に基づき、教育・研究活動を行っており、各学科の教育目標として、「建学の精神」を核にした教育を強力に推進し、創立者が目指した「経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する」こととしている。2012（平成 24）年度の創立 100 周年を機に、社会の変化に対応するために新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神を核にした教育」、「社会人基礎力を核にした教育」、「pisa 型学力を核にした教育」を本学の教育の三本柱とした。2017（平成 29）年、これをさらに発展させ、「智・徳・体・感・行」に基づいた 3 つの挑戦（不得意への挑戦、上達への挑戦、未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行うこととした（提出 - 1、備付 - 規程集 4）。

「建学の精神」と「建学の理念」は上記『おもいでぐさ』の他、年頭の学園「新年交礼会」での理事長挨拶、「キャンパスライフ（学生便覧）」、各周年記念誌等（備付 - 2、備付 - 3）に著して学内に表明して学生・教職員で共有している。また、学外に対しては、本学ホームページや大学ポートレート等で志願者・保護者・企業・同窓会等に周知徹底している。

大学・短期大学管理運営者委員会及び理事会では「建学の精神」を始め、本学の使命・目的等について、学生や教職員の活動で具現化し活動できるよう、定期的な点検を実施している。尚、ここで記載した「本学独自で使用する用語」は、学校法人安城学園用語集（備付 - 4）に示している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、本学園の「安城学園教職員憲章」で示すように「三河のまちづくり」に貢献しようと（備付 - 5）、地域・社会の幅広いニーズに応え、教育・研究資源の社会への還元を図るために、まちづくり委員会及び各学科が計画して生涯学習事業を始めとして、地域・社会に向けた公開講座、住民参加事業等を実施している。2018（平成30）年度は、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放（リカレント教育を含む）等、下記のように開催した。

(1) 公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放（リカレント教育を含む）等

- ①本学が主催する市民を対象とした公開講座「生活と文化」講座（於：愛知学泉大学・短期大学）を、2019（平成31）年2月26日～3月1日にかけて4回開催した（備付 - 6）。

実施日	テーマ	担当講師
2月26日	「必見！江戸の妖怪たち」	千賀敬之（短期大学生生活デザイン総合学科）
2月27日	「私の頭の外の記憶」	山田陽平（家政学部家政学専攻）
2月28日	「今、子どもに必要な心育て」	前田治（家政学部こどもの生活専攻）
3月1日	「みんなで描こう！子どもたちの未来」	服部壮一郎（短期大学幼児教育学科）

- ②岡崎げんき館事業として、短期大学と大学家政学部で「子どもと親のための公開講座」（全12回実施）、「健康づくり支援特別講座」（2回実施）、「春のげんきまつり協賛イベント」を実施した（備付 - 7）。

☆子どもと親のための公開講座

テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者(人)		
			子ども	大人	合計
親子で楽しくシンキング&クッキング ～地元の食材を使おう～	大学	館 和彦 外城 寿哉 舟橋 由美	15	13	28
	管理栄養士専攻				
気軽にできるチャレンジ・ザ・ゲーム	短期大学	秦 真人	0	0	0
	生活デザイン総合学科				
「親子でおやつ作り」 -夏のお菓子-	短期大学	早瀬 須美子 (古山、本田、 木村、斧淵)	19	15	34
	食物栄養学科				
タンプリンをつくっちゃおう！ -うたって おどって 音楽となかよし♪-	短期大学	本多 峰和 (早瀬)	7	6	13
	幼児教育学科				
みんなであそぼう！運動ゲーム！	短期大学	伊藤 照美 (早瀬)	2	1	3
	幼児教育学科				
ひつつき虫をつくろう！	大学	丹羽 誠次郎 (清水、犬塚)	14	13	27
	家政学専攻				
かわいい「クリスマスガーランド&缶バッジ」を つくろう！	短期大学	菅瀬 君子 (大塚)	27	24	51
	生活デザイン総合学科				
「親子で歌おう！楽しいクリスマスソング」 ～ミュージックバルも演奏してみよう～	大学	白鳥 清子 (渥美)	5	4	9
	こどもの生活専攻				
「元気になるおべんとうを作ろう」	大学	石川 桂子 (溝崎 大澤)	15	14	29
	管理栄養士専攻				
こんにやくを作ろう！ -こんにやくいもからこんにやくを作りましょう-	大学	相原 英孝	12	10	22
	家政学専攻				
クッキーを作ろう！	短期大学	山本 淳子 (古山 本田 木村 斧淵)	17	15	32
	食物栄養学科				
つくりましょう♪「音」と「ケーキ」 -音かんきょうってなんだろう？-	大学	安江 真由美 (渥美)	18	15	33
	こどもの生活専攻		18	8	26
		参加人数合計	169	138	307

☆健康づくり支援特別講座

実施日	テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者(人)		
				子ども	大人	合計
7月7日	願いを込めて作ろう！七夕料理	大学	増田 尚 浅田 英嗣 竹村 ひとみ	10	9	19
		管理栄養士専攻				
8月25日	楽しもう！食べ物クイズと クッキング	短期大学	鈴木 幸男 (古山、本田、 木村、斧淵)	15	12	27
		食物栄養学科				
			参加人数合計	25	21	46

☆春のげんきまつり協賛イベント

実施日	テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者(人)		
				子ども	大人	合計
3月9日	「春のげんきまつり」協賛 親子できこう ちっちゃな コンサート16「ほら！春だよ」	短期大学 幼児教育学科	津島 忍 (野々山 早瀬)	16	22	38

③正規授業の開放については、科目等履修生の制度を設けている。2018（平成30）年度は前期に2人が4科目、後期に3人が6科目を受講し、それぞれ単位を認定した（備付-8）。

④生活デザイン総合学科では、市民を対象にしたカリキュラムとして「オープンフィールド」を開設し、地域に学習の場を提供している。これらの講座内容は年毎に見直し、新たな講座内容を追加変更して開催した（備付-9）。

☆オープンフィールド開講講座

実施日	講座名	担当教員	受講者(人)
9月10日～12月17日	茶道入門（8回）	小久保 康子	7
9月11日～12月18日	華道入門（8回）	秦 哲子	9
3月18日	染織工芸「ポケットティッシュカバーをステンシル染で作りましたよ」	小山田 尚弘	6
3月20日	腰痛ストレッチ体操	秦 真人	3

⑤食物栄養学科では、藤川まちづくり協議会および岡崎市東部地域交流センターと連携して、地域住民に対して料理教室を開講した（備付-10）。

実施日	講座名	担当教員	受講者(人)
11月10日	「むらさきかん」でむらさき麦の料理教室	山本 淳子	20
11月25日	むらさきかん食育教室	早瀬 須美子	26

(2) 地方公共団体、企業、団体等との連携

本学は、岡崎市を所在地とする4大学と3短期大学から構成される岡崎大学懇話会に所属している。同懇話会では、行政、商工業（商工会議所）、企業及び文化団体と連携した活動を行っている。また、岡崎市を始めとする地方公共団体、企業、文化団体との間で協定を締結して目的を明確化し、地域貢献と地域活性化に取り組んでいる。本学が取り組んでいる産官学連携事業は以下のとおりである。

①官学連携事業

○地域社会・行政との交流事業

文部科学省「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築事業」社会を生き抜く力を培う土曜日ならではのプログラムの実践・名古屋市教育委員会主催事業として、2014（平成26）年度から継続して参画し、2018（平成30年）年度は以下の講座を実施した（備付-11）。

実施日	場所	テーマ・内容	講師
7月7日	名古屋市市立豊岡小学校	フライングディスクを使ったディスクゴルフとアルティメット	秦 真人（生活デザイン総合学科）
7月14日	名古屋市市立正木小学校	愛知県の伝統文化を学ぶとともに、まゆ玉を使った指人形を作る体験	山本 豊（生活デザイン総合学科）

岡崎市社会文化市民協働推進課と連携して毎年1回、市民大学を実施している。本学の特徴を活かした専門分野の教員による講座は、地域社会や日常生活に密着しており好評を得ている。2018（平成30）年度は、第45回岡崎市民大学として、以下の講座を実施した（備付-12）。

実施日	テーマ	講師
9月29日	江戸の夢2－錦絵誕生物語 絵と歌と洒落の融合－	千賀敬之（生活デザイン総合学科）

岡崎市都市整備公園緑地課が中心となって、緑化推進のPR、公園の目的や利用促進のために実施している岡崎市南公園のイベントに2017（平成29）年度から菅瀬ゼミが参加し協力している。2018（平成30）年度は、以下の活動を実施した（備付-13）。

実施日	参加イベント	内容	来場者（人）
10月7日	第32回秋の南公園まつり	南公園オリジナルキャラクター「みなどん缶バッチ」を小学生以下の子どもと制作	300
3月24日	はるフェスタ♪・みなどん誕生祭	南公園オリジナルキャラクター「みなどん缶バッチ」を小学生以下の子どもと制作	326

○岡崎大学懇話会交流事業

2018（平成30）年度・岡崎大学懇話会産学共同研究助成事業は、第19回地域活性化フォーラム（愛知学泉大学・短期大学にて開催）で発表した。

実施日	テーマ	講師
3月9日	「岡崎ブランド（おかざき三昧）の開発及び普及促進に向けたコンソーシアムの構築に関する共同研究」 主催：岡崎大学懇話会、NPO法人21世紀を創る会・みかわ、岡崎商工会議所	根間健吉（食物栄養学科）

本研究成果は地域活性化研究（第18号）に掲載され、2019（令和元年）8月に発刊した（備付-14）。

②産学連携事業

○道の駅藤川宿との連携事業＜（一社）岡崎パブリックサービスと協定締結＞

生活デザイン総合学科 山本ゼミでは、岡崎市の歴史的産業であった養蚕業に関わりの深い繭玉を使用して創作した「徳川家康公まゆ人形」に加え、まゆ人形グッズを道の駅藤川宿との産学連携事業として常設販売している。本年度は、「ねむりまゆ姫人形、デコミラー」制作体験、販売を2018（平成30）年5月12日に実施した（備付 - 15）。

- TMP2018 アクセサリー全国販売プロジェクト<（株）フリーデザインジャパン、日本中央交通（株）と協定締結>

生活デザイン総合学科 長谷川ゼミでは、（株）フリーデザインジャパン、日本中央交通（株）ドリームストーン事業部と産学連携活動を通して、全国販売するアクセサリーの商品開発を行った。2018（平成30）年5月に活動を開始し、6月には中間審査を経て、7月17日に企業に対してプレゼンテーションを行い、商品化されるアクセサリー2アイテムが決定され、量産体制に入り、10月から全国販売された。各1,000点以上の全国販売実績を上げることができた（備付 - 16）。

- 認知症カフェ事業<（有）デイサービス青空、（株）縁サポートサービスと協定締結>

生活デザイン総合学科 木村ゼミは、岡崎市内の高齢者施設「デイサービスあおぞら」で、2018（平成30）年8月・2月の第2火曜日に若年性認知症の家族同士の交流ができるように、レクリエーションを実施した。「認知症対応型はなれ縁」では80歳以上で一人暮らしの高齢者を対象に、毎月1回、第4日曜日、認知症カフェの運営をしている。レクリエーション活動、健康啓発活動、簡単な健康チェックを行った。学生たちが積極的に高齢者、若年性認知症の方や家族に関わり地域貢献活動を展開した（備付 - 17）。

- 麩屋万商店レシピ開発産学連携事業<麩屋万商店と協定締結>

食物栄養学科では、産学連携事業として麩を使ったレシピを開発した。その中から、麩屋万商店が選抜したレシピをホームページ上に紹介して麩の消費拡大を図った。また、保護者に麩の消費実態やPR方法などのアンケートを実施し、麩の消費拡大の参考とした（備付 - 18）。

- おかざき三昧普及促進事業<（一社）岡崎パブリックサービスと協定締結>

食イベントおかざき三昧フェア（主催：道の駅藤川宿、日時：2018（平成30）年11月10日、10時～16時）に食物栄養学科（根間、山本淳、古山、本田、学生）、生活デザイン総合学科（後藤、谷口、学生）が参加し、岡崎特産物のむらさき麦、八丁味噌、法性寺ねぎを使用した料理の提供を行った。

また、食物栄養学科は、JA愛知三河、法性寺ねぎ生産者組合、愛知学泉短期大学共催で2019（平成31）年1月19日に道の駅藤川宿で法性寺ねぎフェアを開催し、法性寺ねぎを使用した料理の試食会を行い販売に協力した（備付 - 19）。

- 藤川まちづくり協議会との連携事業<藤川まちづくり協議会と協定締結>

食物栄養学科の学生は、2018（平成30）年5月12日に開催された、「むらさき麦まつり」の企画と運営で、「むらさき麦お菓子グランプリ」を担当した。当日は、グランプリを獲得し、同じく参加した生活デザイン総合学科は準グランプリ（後藤ゼミ）を獲得した（備付 - 20）。

○アピタ岡崎北店との連携事業<アピタ岡崎北店と協定締結>

生活デザイン総合学科 山本ゼミは、アピタ岡崎北店との産学交流活動として「まゆ姫人形・デコミラーを作ろう」ワークショップを出店し、地域の子どもたちとの交流を深める地域活動を行った。2018（平成30）年7月28日・29日、2019（平成31）年2月23日（備付-21）。

○福祉交流事業<（株）天佑「HOPE美合」と協定締結>

株式会社天佑のデイサービス「HOPE美合」で幼児教育学科 谷村ゼミが3つのグループに分かれ、2018（平成30）年8月9日（木）、22日（水）、27日（月）に訪問し、障がいのある子どもたちと交流した（備付-22）。

③商工業交流事業

○おかざきカントリーフェスタ出店

生活デザイン総合学科 長谷川ゼミは、岡崎市内で開催された「おかざきカントリーフェスタ」（2018（平成30）年9月14日・出店店舗100店舗）にアクセサリショップを出店した。多くの来場者と積極的に関わり、地域交流活動を図った（備付-23）。

④教育機関での交流活動（岡崎大学懇話会・学生会活動）

○第18回学生フォーラム（本学にて2018（平成30）年12月1日開催）

本学からは、生活デザイン総合学科 山本ゼミが「地域貢献活動一やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺一」、愛知学泉大学・愛知学泉短期大学学生会が「2018年第7回スペシャルオリックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知のボランティア活動について～ボランティアを通して育った能力～」を研究発表した（備付-24）。その他、展示発表は以下に示す11件であった。

- ・2018年第7回SO日本夏季ナショナルゲーム・愛知ボランティア活動報告（学生会）
- ・岩手県大船渡市盛町灯ろう七夕まつりボランティア活動（学生会）
- ・東北被災地復興支援活動“震災から7年半、合言葉は「がんばっぺ」”（学生会）
- ・ゼミ活動とパピルス制作（生活デザイン総合学科 江良ゼミ）
- ・オレンジカフェいなぐまでの活動2018（生活デザイン総合学科 木村ゼミ）
- ・スペシャルオリックスのアスリートとの交流～ユニファイド・レクリエーション編～（生活デザイン総合学科）
- ・TMP2018活動報告―産学連携事業 全国販売アクセサリの提案―（生活デザイン総合学科 長谷川ゼミ）
- ・生デまちづくりプロジェクト2018―学泉木曜サロン―（生活デザイン総合学科 木村ゼミ、菅瀬ゼミ、秦ゼミ、山本ゼミ、後藤ゼミ、長谷川ゼミ、小山田ゼミ）
- ・食を通して笑顔を届けよう！（ゼミ活動の報告）（生活デザイン総合学科 後藤ゼミ）
- ・官学連携プロジェクト―岡崎南公園春まつり&秋まつり―（生活デザイン総合学科 菅瀬ゼミ）
- ・大学生、地域住民の防災意識と活動（生活デザイン総合学科 木村ゼミ）

(3) 教職員及び学生のボランティア活動等

① 岡崎げんき館活動

岡崎げんき館における学生ボランティア「学泉のお姉さん、お兄さんと遊ぼう！」本事業（全 28 回）では、3 歳未満のこどもとその保護者を対象に、幼児教育学科及び大学家政学部こどもの生活専攻の学生が中心となり、音楽や絵本、工作等の「あそび」をとおして多彩なプログラムを提供している。このプログラムは、多くのリピーターに支持され好評を得ている。保育者を目指す学生にとっては、通常の学外実習で幼児と接する機会があることに加え、本ボランティア活動をとおして保護者とのコミュニケーションなど極めて貴重な機会となっており、日頃の学習成果を実践で活かす場として有用である（備付 - 25）。

☆ 学生ボランティア「学泉のお姉さん・お兄さんと遊ぼう」

～時間 11:15～12:05 場所 岡崎げんき館プレイルーム～

No.	実施日	テーマ	担当教員	参加者(人)			
				幼児	大人	合計	学生
1	4月26日	楽器であそぼう	津島 忍	12	11	23	11
2	5月10日	みんなであそぼう	谷村 和秀	19	18	37	6
3	5月17日	ねんど遊び	高沢 佳司	13	14	27	11
4	5月24日	造形あそび(マラカスを作ろう)	石川 博章	13	12	25	10
5	5月31日	みんなであそぼう	伊藤 智式	20	20	40	12
6	6月7日	お話出てこい	岡田 真智子	22	20	42	12
7	6月14日	おはなし会	服部 壮一郎	10	10	20	8
8	7月12日	音楽であそぼう	本多 峰和	21	20	41	8
9	7月19日	みんなで動こう	伊藤 照美	24	23	47	12
10	7月26日	昔ばなしっておもしろい！	児玉 珠美	18	15	33	9
11	8月9日	お兄さんやお姉さんと一緒に楽しもう！※	白鳥 清子	36	24	60	9
12	8月23日	お兄さんやお姉さんと一緒に楽しもう！※	白鳥 清子	18	15	33	10
13	8月30日	お兄さんやお姉さんと一緒に楽しもう！※	古川 洋子	26	17	43	12
14	10月11日	造形あそび	石川 博章	19	19	38	11
15	10月18日	作って遊ぼう(ビニール袋おぼけ)	岡田 真智子	13	10	23	10
16	10月25日	ねんど遊び	高沢 佳司	25	20	45	11
17	11月1日	みんなで動こう	伊藤 照美	14	13	27	12
18	11月8日	おはなし会	服部 壮一郎	14	12	26	7
19	11月15日	みんなであそぼう	伊藤 智式	15	13	28	11
20	11月29日	みんなであそぼう	谷村 和秀	9	8	17	5
21	12月6日	むかしばなしっておもしろい！	児玉 珠美	18	23	41	9
22	12月13日	音楽であそぼう	本多 峰和	28	25	53	9
23	12月20日	楽器であそぼう	津島 忍	13	10	23	11

24	2月7日	お兄さんやお姉さんと一緒に歌おう ※	古川 洋子	13	10	23	5
25	2月14日	子どもたちと楽しく触れ合おう ※	古川 洋子	20	16	36	6
26	2月21日	お兄さんやお姉さんと一緒に歌おう ※	古川 洋子	18	13	31	6
27	2月28日	お兄さんやお姉さんと一緒に歌おう ※	古川 洋子	15	12	27	6
28	3月7日	お兄さんやお姉さんと一緒に歌おう ※	古川 洋子	25	25	50	6
「*」は家政学部こどもの生活専攻が担当				幼児	大人	合計	学生計
				511	448	959	255

②東日本大震災被災地支援活動

生活デザイン総合学科の学生を中心として、2012（平成24）年より「笑顔の花を咲かせよう！」をテーマに、東日本大震災被災地を訪問し、ボランティア活動を継続的に行い、2018（平成30）年で7年目を迎えた。今年の、1回目は8月6日～8日の日程で学生7人、教員2人の9人で、岩手県大船渡市盛町の伝統ある灯ろう七夕祭りに参加し祭りのお手伝いをし、住民の方々と交流を図った。2回目は8月20日～23日の日程で学生17人、教員3人の20人で、昨年に引き続き気仙沼市の大島地区の小学校の体育館に地元の小学生、保育園児を招いて、手遊び歌、ゲームや工作を行い、交流をとおして親睦を図った。また、岩手県大船渡市の公営住宅（2018（平成30）年3月末日で仮設住宅が閉鎖され公営住宅に移った）の集会所を訪問し、元仮設住宅で暮らしていた方々と一緒に歌やゲーム、工作で交流を図った。震災から7年半が経過したが、完全に復興したとは言えない状況下でも、被災地で暮らす方々が復興に向けて前向きに明るく頑張っている姿に励まされ、改めて一日も早い東北の復興をみんなで願った（備付-26）。

③「花のとう」地域活動

2018（平成30）年5月13日（日）地域の祭り「花のとう」（主催：矢作商店会）のステージ企画では、合唱部が歌声を披露した。「ちびっこ広場」では、さかなつりゲーム（学生会）、かさぶくろロケット工作（幼児教育学科 こどもまつり実行委員会総務）、かわいい缶バッチ・お母さんありがとうバッチ制作（生活デザイン総合学科 菅瀬ゼミ）、母の日プレゼント“カーネーション”制作（生活デザイン総合学科 木村ゼミ&ボランティアサークル）の4件のブースを出展した。雨天にも関わらず、ブースには180人の子どもたちが来場してくれた。ちびっこ広場の学泉ブースは、おにいさん、おねえさんたちとの交流の場として、矢作地区の子どもたちにとって花のとうならではの楽しいふれあいの場になっており、地域に根付いている活動である。今年度から、高大連携事業として系列校である岡崎城西高等学校生徒会と本学学生会が協同で企画・運営を行い祭りを盛り上げた（備付-27）。

④「たつみがおか ふるさと夏祭り」地域活動

2018（平成30）年7月15日（日）「たつみがおか ふるさと夏祭り」（主催：一般社団法人岡崎パブリックサービス・サンエイ共同事業体）の「子どもむけコーナー」に、学生会のさかなつりゲーム&お菓子つかみ、大学（こどもの生活専攻）加藤万也先生と有志学生によるストロー飛行機作り、本学生活デザイン総合学科 秦ゼミによる

的当てゲーム、木村ゼミとボランティア活動チームによるポストカード作り、後藤ゼミの野菜当てゲーム&クッキー販売、山本ゼミのまゆ人形&デコミラー作りブースを出展した（備付 - 28）。来場者 936 名。

⑤木曜サロン活動

生活デザイン総合学科では、大学近隣の地域担当の橋目地域包括支援センターと協働し、住民の方を招き「木曜サロン」を 2018（平成 30）年度は年 8 回（4 月・5 月・6 月・9 月・10 月・11 月・12 月・2 月）第四木曜日に開催した。

「木曜サロン」の運営は、ゼミ活動の一環で行っており、小山田、菅瀬、秦、山本、後藤、長谷川、木村ゼミが担当している。学生が主体となりサロンの内容を企画し、地域の方々との交流と活性化に貢献している。毎回 40 名を超える参加者があり、定着している（備付 - 29）。

⑥学生会活動

○2018 年第 7 回スペシャルオリンピックス日本、夏季ナショナルゲーム・愛知大会ボランティアに、9 月 22 日（土）午後～23 日（月）、午前、愛知県青年の家（アスリート・コーチ宿泊施設）において、学生 43 名、教員 5 名が参加した（備付 - 30）。

○2018（平成 30）年 5 月 6 日（日）岡崎市上六名三丁目子ども会の依頼により、“子ども会・新入生歓迎会応援プロジェクト”を実施した。じゃんけん列車やボール運びリレー、腕相撲対決などのレクリエーションを企画し、小学生 80 名が参加し楽しんだ。学生会の活動は社会人基礎力育成を念頭に置き活動をしているが、今回の活動は PDCA サイクルを意識し取り組んだ。このプロジェクトは、教員や保育士を目指す学生たちにとって、大変貴重な経験となった（備付 - 31）。

⑦「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」前年祭地域活動

国の史跡に指定されている北野廃寺がある岡崎市において、「やはぎの飛鳥時代を PR することで歴史まちおこし」を目的とした「やはぎ・飛鳥まつり in 北野廃寺」が発足した。地元にある本学、生活デザイン総合学科 山本ゼミは、ゼミの専門性を活かし飛鳥時代の衣装の再現制作に協力した。衣装は、2018（平成 30）年 9 月 16 日前年祭で着用し披露した（備付 - 32）。

⑧幼児教育学科ボランティア活動

幼児教育学科では、やはぎ館「やはぎげんき」での活動（8 月 19 日）[伊藤（照）ゼミ]、安城市西部福祉センター「西部地域まつり」でのお店屋さんごっこ・イベントブース手伝い（11 月 24・25 日）[岡田ゼミ]、やはぎ館ふれあいひろば（10 月 25 日）[児玉ゼミ]などを実施した（備付 - 33）。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は、学園寄附行為の変更に伴って、創設時に定めた「建学の精神」の基礎の上に立って見直しを行ない、2017（平成 29）年度に本学学則を改正して新たな「建学の精神」を制定した。学生や保護者、教職員等の各ステークホルダーに対しては新たな「建学の精神」に基づく教育実施について周知徹底を図るため、理事長や学長からの様々な媒体による広報をとおして、分かりやすく説明している。今後とも、学内外で「建学の精神」の具現化を図り、地域の高等教育機関として貢献できるよう努めることとしている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 キャンパスライフ 2018 (学生便覧)

10 学生募集要項 2018

11 学生募集要項 2019

備付資料 43 アセスメント・ポリシー

40 外部評価者会議議事録

41 学生参加 FD 委員会議事録

備付資料-規程集

17 愛知学泉短期大学規程集 学則総則第 1 章第 1 条

18 愛知学泉短期大学規程集 学則総則第 1 章第 2 条及び第 3 条

37 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学 FD 委員会規程 1 - 19

41 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学 3 つのポリシー策定委員会規程 1 - 23

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目標は、「建学の精神」を基に確立しており、学則並びに「学位授与の方針」等で表明している。すなわち、本学の教育目標は社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー教養等に関する一般知識・技能と②職業に関する基礎的・体系的な専門知識・技能と③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成すること、としている(提出-1)。

また、各学科の教育目的・目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般知識・技能、②食物栄養学科では、食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能、幼児教育学科では、幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能、生活デザイン総合学科では、変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業の選択だけでなくライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題に貢献できる人材を

育成すること、としている。本学は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行うこと、としている（提出 - 1、備付 - 規程集17・18）。このように、教育目的や目標は、学則で規定しており、キャンパスライフ（学生便覧）、本学ホームページ等で学内外に広く公表している。

各学科では、教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に適切に応じているかについて、「アセスメント・ポリシー」に基づいて FD 委員会を中心に教務部委員会や学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会とカリキュラム委員会等が協働して、卒業生や地域・企業等の意見・要望等を受けながら、定期的かつ組織的に点検している（備付 - 規程集 37）。

〔区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は、各学科の学習成果については、「建学の精神」及び教育の目的・目標に基づき、「カリキュラム・ポリシー」の中で定めている。具体的には、「カリキュラム・ポリシー」の項目（C）において、①建学の精神と倫理観の修得、②文章理解・コミュニケーションスキル・数量的スキル・情報処理スキルなど汎用的能力の修得、③獲得した知識等を活用し、新たな課題に適応して解決する pisa 型学力の修得、④文化・社会・自然に関する知識修得と理解、⑤態度・志向性・自己管理力・チームワークなど行動特性の獲得、⑥専門的な知識や技術・技能の修得などの学習成果を明示している。さらに、項目（D）では、これら学習成果の具体例として、取得可能な免許・資格などを例示している（提出-1）。学習の成果を含む「三つの方針」は「キャンパスライフ（学生便覧）」や志願者用の学生募集要項（提出 - 10、提出 - 11）、本学ホームページ等で学内外に対して表明している。

学習成果については、「アセスメント・ポリシー」に基づいて（備付 - 43）、「3つのポリシー策定委員会」で（備付 - 規程集 41）、IR 室、教務部委員会、就職指導委員会、入試広報室、カリキュラム委員会、各学科の調査・研究成果等関連する各委員会の査定等を参考にして、必要な改善計画案を作成して、教授会に諮って決定している。また、外部者から本学教育全般並びに学習成果（具体的なスキル・資格等）の改善・充実の意見などを受けるため、「外部者による評価会議」を開催している（8～9月）（備付 - 40）。同様に、本学の学生からも「三つの方針」に対する意見を求めている（備付 - 41）。これらステークホルダーの意見は FD 委員会で取り纏めて、「3つのポリシー策

定委員会」の検討に反映している。このように、学習成果については学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的かつ全学的に点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学は、学則第 10 条でディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成と実施の方針）の「三つの方針」の策定を規定し（備付 - 規程集 41）、各学科の具体的な内容は細則で定めて表明している。各学科についての「三つの方針」は、細則の第 2 条で食物栄養学科を、第 3 条で幼児教育学科を、第 4 条では生活デザイン総合学科について表明している。策定にあたっての基本方針としては、「建学の精神」に基づく本学教育の学習成果であるディプロマ・ポリシーを基に、これに帰結するアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの三者が一貫性と整合性を保ちつつ本学に関心を持つ者が十分に理解できる表現と内容に心掛けている。また、本学は「三つの方針」に基づく「アセスメント・ポリシー」を策定している（備付 - 43）。例えば、次年度の「三つの方針」は、「アセスメント・ポリシー」を受けて、IR 室や FD 委員会、教務部委員会、就職指導委員会、入試委員会、各学科等と連携して調査研究を行って査定を行い、これら委員会等の指摘事項等を踏まえて、「3 つのポリシー策定委員会」が改善案を作成している。このようにして、「三つの方針」は教授会で最終決定しており、組織的な検討を重ねて毎年見直している。本学は、この「三つの方針」で示す各方針を踏まえて、各学科の入学者を受入れ、教育活動を実施して、地域に有為な社会人を輩出している。

本学の「三つの方針」は、キャンパスライフ（学生便覧）（提出 - 1）、本学ホームページ、学生募集要項等（提出 - 10、提出 - 11）で学内外に広く公表している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

本学では教学マネジメント体制の強化と教育の質保証に向けた取り組みを推進すること。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 3 愛知学泉短期大学自己点検・自己評価委員会規程
 4 学校法人安城学園自己点検・自己評価委員会規程
 5 Syllabus2018 食物栄養学科
 6 Syllabus2018 幼児教育学科
 7 Syllabus2018 生活デザイン総合学科

- 備付資料 34 2016（平成 28）年度自己点検・評価報告書
 35 2017（平成 29）年度自己点検・評価報告書
 36 2018（平成 30）年度自己点検・評価報告書
 49 平成 31 年度各分掌事業計画
 40 外部評価者会議議事録
 42 相互評価報告書
 43 アセスメント・ポリシー
 44 アセスメント・ポリシーの仕組み
 47 公開授業評価
 89 授業評価アンケート結果
 81 履修カルテ・学修ポートフォリオ
 45 ジェネリック スキル テスト
 48 平成 30 年度各分掌事業報告
 50 大学・短期大学総括会議報告書
 51 栄養士養成施設実態調査報告書
 52 ティーチングポートフォリオ
 46 ルーブリック（成績評価基準）
 53 教員評価結果

備付資料-規程集

- 36 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学自己点検・自己評価委員会規程 1 - 18
 41 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学 3 つのポリシー策定委員会規程 1 - 23
 47 愛知学泉短期大学規程集 愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程 2 - 11

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、「自己点検・自己評価委員会規程」を定め、自己点検・評価活動の体制を整えている（提出 - 3、備付 - 規定集 36）。毎年、5月に第1回目の自己点検・評価委員会（以下、委員会）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等に亘り、（一財）短期大学基準協会が認証評価の基準とする I～IV の基準とそれらの観点に則して、点検・評価作業を全学的に実施する旨、決定している。自己点検・評価作業は、学長以下、学科長、各校務分掌長及び事務局次長、事務長らが分担して作業部会を構成して、実施に当たっている。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。事務局次長及び事務長は、事務分掌を始め、校務分掌をまたがる点検と評価の作業について連携する体制をとって、種々の資料、統計資料、委員会議事録、規程集などの確認（点検）を行っている。学長は、教授会で当該の点検・評価活動業務を全教職員に指示し継続した。PDCA サイクルによる日常的な点検評価活動が特に教育の内部質保証に資する上で重要であることを指摘している。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了して、作業結果を委員会に提出している。8月から11月の間、開催する委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らして取り纏め「自己点検・評価報告書」として印刷・製本し公表している（概ね12月）（備付 - 34・35・36）。並行して、委員会で各基準に則して提起された課題については、系列大学二学部・短期大学の管理運営者会議を始め、教授会、運営委員会で学長が諮問し、これを受けて各分掌の委員会（学校法人・短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図参照）が改善策を作成し、最終的に教授会で決定している。このように自己点検評価活動には全教職員が直接関与する体制となっている。学長は理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。毎年度に作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている（備付 - 49）。

一方、企業や地方公共団体（岡崎市他）、卒業生、二校の系列高等学校及び地元の教育連携協定高校などの外部者との評価会議を8～9月に例年開催して、本学の教育目標・目的に基づく教育成果や教育全般に亘る意見を求めて、教育改善に活用している（備付 - 40）。さらに、毎年6月には、本学園が設置する幼稚園三園・高等学校二校・併設大学二学部と本学が一堂に集まる「安城学園報告討論会」を開催して学園全体の教職員が教育に係る課題を共有するため、教育の改革・改善に資する課題の確認（基調報告）と実践報告に伴う討論研修会を行っている。この機会に二校の系列高等学校との間では、懸案の教育連携の種々の課題について、組織的に意見交換を実施している。また、系列以外の高等学校との間では、本学入試説明会などの機会に、高校側担当者に対して本学の現況や教育の成果について学長及び事務局次長が説明して意見を求めている。得られた意見等は、さらなる本学教育の内部質保証の改善策に盛り込む

よう努めている。

自己点検・自己評価委員会では、学長の諮問による評価活動として、「相互評価」の実施についても掌握している。2009（平成 21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について第一回の「相互評価」を実施し、その成果は、「相互評価報告書」として公表した。2016（平成 28）年度には、同様に湊川短期大学との間で第 2 回目の相互の評価活動を実施し、第 1 回目で指摘のあった両短期大学の課題に対する改善・進捗の確認と教育の内部質保証に向けたさらなる改善方針と改善策等について相互に点検評価して、「報告書」として取り纏め公表した（備付 - 42）。

〔区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、教育の質保証に関する事項は、PDCA の手法に基づいて組織的に改善を図っている。すなわち、学習成果については、「三つの方針」に基づく「アセスメント・ポリシー」に従って、FD 委員会やカリキュラム委員会が主導して、教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会等と協働して査定を行って改善案を取り纏めている（備付 - 43、備付 - 44）。そして、毎年 5 月～6 月期に「3 つのポリシー策定委員会」を開催して、取り纏めた案をさらに検討し、最終的に教授会の議を経て、次年度の「三つの方針」を決定している。同様に、毎年「アセスメント ポリシー」の査定の手法についても「3 つのポリシー策定委員会」で検討して、教授会で決定している（備付 - 規程集 41）。

各委員会では、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。例えば、FD 委員会では教育能力の向上と改善に向けて、教員の「授業公開」の取り組みの中で教員に対するルーブリック形式による授業評価を実施している。評価結果は、点数化（5 段階）して教員に返却し、自己点検を促している（備付 - 47）。また、FD 委員会は、教務部委員会や学生部委員会を主導して学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度・学生からの教員に対する授業改善要望などについては前期・後期末に実施する学生による「授業評価アンケート」で把握し、この結果に基づいてカリキュラム委員会が教育課程の改善に役立てている（備付 - 89）。教務部委員会では、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に関する教育内容の向上・充実に向けて、例えば、シラバスに関して、学習内容と到達目標、15 週に亘る各授業の到達レベルの基準・各授業の予習と復習内容・評価方法については知識の確認・発表・社会人基礎力（学修態度）などを総合して評価することなどの記載事項の見直し継続

して実施している（提出 - 5・6・7）。さらに、教員一人あたりの学生数、退学率、履修系統図の活用、学生一人ひとりの履修カルテ（学修ポートフォリオ）の構築、履修単位の上限設定（CAP 制）や弾力的運用などを検討して適切な運用に努めている（備付 - 81）。

就職指導委員会では卒業生の進路先に対し本学の学習成果に伴うスキルの評価や定着率などを調査して、教育課程の編成に役立てている。この他、食物栄養学科では（一社）全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験を毎年 2 年次の学生が受験し、その機関別評価によって教育の実効性を担保、あるいは検証の機会となっている。同様に、各学科では免許・資格の取得率の把握による教育実質化の担保やジェネリックスキルテストを毎年複数回実施して学生の成長の度合いを確認して、個別の指導に役立てている（備付 - 45）。

本学では年度末（3 月）には、校務分掌の長および専任教員に対して当該年度の教育・研究活動、校務活動、社会的活動等の実施状況について業務報告書の作成を義務付けている（備付 - 48）。さらに、系列大学二学部と本学の全教職員参加による自己点検評価会議として業務総括報告会を定例で 3 月に開催している（備付 - 50）。これらの取り組みによって、教員個人及び校務分掌について年度内の業務実施状況を総括して、必要な改善策を次年度に向けたそれぞれの事業計画作成に反映させている。

本学は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準の他、関係省庁所管の法令等を遵守することを教育実施の基本としている。また、これら関係法令の変更時には速やかに適宜必要な措置を講じて法令遵守に努めている。例えば、食物栄養学科及び幼児教育学科では、監督官庁が法令により実施する栄養士あるいは保育士養成施設の各指導調査を受けて、指摘事項に対しては必要な改善措置を講じている（備付 - 51）。教員の資質向上に関連しては「愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」に従って、教員評価委員会による「教員評価」を実施している（備付 - 規程集 47）。さらに、2018（平成 30）年度からは、教員一人ひとりに対して、ティーチングポートフォリオの作成を義務付けており、授業や研究活動へ取り組む姿勢確認と自己分析に役立てている（備付 - 52）。

尚、2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度の「私立大学等改革総合支援事業（タイプ I）」では、本学が取り組んでいる改革改善の成果に対して、連続して特別補助金の交付について採択された。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

各学科では、教育目的・目標に照らした教育の質を保証するため、教員の授業改善の観点から、「授業公開」、「学生による授業アンケート」の実施や「教員評価」、「外部者による評価会議」等の実施によって、教授法や本学教育目標達成への改善努力の醸成を図っているが、継続した取り組みが肝要である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

本学は、学則で規定するように、学習や行動を促す上で必須な能力である「社会人基礎力」を核とする教育を、2007（平成 19）年度から展開している。そして、2019

(平成 31) 年度からは、各授業における行動特性獲得の成果について評価を行い、従来からの科目の学習成果の成績と合わせて総合的に評価（単位取得）することとしている（卒業要件化）。そのため、各教員は「社会人基礎力」の獲得を評価するために、各科目の授業に対応した「社会人基礎力」の行動特性（コンピテンシー）についての評価基準（ループリック）を作成して準備している（備付 - 46）。

○「安城学園報告討論会」の開催

FD・SD 活動の一環として、1999（平成 11）年度から、毎年 6 月、本学を含む学園各設置校の教職員が一堂に会し、学園及び各設置校の教育（教授法）並びに職能改善に向けた実践報告及び今日的課題について、討論会を開催している。この研修は学園全体の共通認識の下で、不断の教育改革・改善に向けて一致協力すべく、意識改革の機会となっている。（以下参照）

「安城学園報告討論会」の実施日と統一テーマ

回数	実施日	統一テーマ
第 1 回	平成 11 年 6 月 19 日	1. 「地域と共に創る学校」をどのように実現していくか。 2. 今年度の入試結果から今後どう取り組むか。
第 2 回	平成 12 年 6 月 17 日	「元気な大学・短大をめざして」
第 3 回	平成 13 年 6 月 16 日	「学生が元気になる教育」とは？
第 4 回	平成 14 年 6 月 21 日	「私たちの仕事はまちづくり」
第 5 回	平成 15 年 6 月 21 日	「私たちの仕事はまちづくり」 －第一・第二ステージからの再構築－
第 6 回	平成 16 年 6 月 19 日	「私たちの仕事はまちづくり」 －第一・第二ステージからの再構築－
第 7 回	平成 17 年 6 月 18 日	「本学の教育のあり方を考える」
第 8 回	平成 18 年 6 月 17 日	「本学の教育と学生支援の現状と課題－第三者評価に向けた自己点検・評価を踏まえて－」
第 9 回	平成 19 年 9 月 3 日	「わかる授業 満足度のある授業 短期大学の FD 推進に向けて」
第 10 回	平成 20 年 6 月 14 日	「社会人基礎力を活用した潜在能力の開発－教員の教育力と事務職員のマネジメント力の向上をめざして－」
第 11 回	平成 21 年 6 月 20 日	「安城学園の高・大（高・短）教育連携の更なる進化を目指して」
第 12 回	平成 22 年 6 月 19 日	「教育にイノベーションを！」～誰でも無限の可能性をもっている～

第 13 回	平成 23 年 6 月 18 日	「教育にイノベーションを！」～高大・高短教育連携～
第 14 回	平成 24 年 6 月 16 日	「キャリア教育を問い直す」～真の進路保障のために～
第 15 回	平成 25 年 6 月 25 日	「教育にイノベーションを！－無限の可能性に挑戦－」
第 16 回	平成 26 年 6 月 14 日	「教育にイノベーションを！－3つの挑戦－」 ～無限の可能性に挑戦する若者を育成する～
第 17 回	平成 27 年 6 月 13 日	「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核にして「教育を再生する」
第 18 回	平成 28 年 6 月 11 日	「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核にした教育で勝負できる学校を作る。－プロの教員になるための 3 つの挑戦－
第 19 回	平成 29 年 6 月 10 日	教育の質で勝負できる学校を作る－「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核として－
第 20 回	平成 30 年 6 月 9 日	高大教育連携の推進－「智・徳・体・感・行」に基づいた自学・共学システムに基づく高大教育連携－

上記討論会の他、本学園では例年、年始にあたり幼稚園から大学までの全教職員を集めた新年交礼会を、さらに年度末には納会を行っている。これらは何れも建学の精神を踏まえた教育の遂行を再確認し、諸課題を共有する有意義な機会の一つとなっている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

○基準 I-A 建学の精神

〔改善計画〕：「建学の精神」を核に“学生一人ひとりの無限の可能性と潜在能力を發揮させる本学教育”に加えて、学園創立 100 周年を契機に、社会人に求められる行動特性、すなわち「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育との三本柱で、各学科の特色を踏まえた教育プログラムを開発・推進することとしている。併せて、プログラムの達成状況に応じて、“3 つの挑戦（不得意への挑戦、上達への挑戦、未知への挑戦）”を合言葉に取り組むこととする。

〔実行状況〕：本学の特色・個性である「建学の精神」に基づく教育を基盤に、本学では「社会人基礎力」・「pisa 型学力」をそれぞれ核とする教育を推進するために、2017（平成 29）年度からは、さらに発展させて、「智性」・「徳性」・「行動」・「直観力」・「自然体」を「統合的に身に付ける」ための「智・徳・体・感・行」に基づく各学科教育に取り組むことを学則に明記している。

○基準 I-B 教育の効果

〔改善計画〕：各学科から定期された教育効果に関する課題に対しては、FD 委員会を中心として改善策を検討し、教授会で周知することとしている。また、「授業評価アンケート」の実施結果を担当教員が授業の改善や学習成果の継続的 point 検に活用することを確認している。併せて、社会人に必須な行動特性である「社会人基礎力」の教育プログラムの開発や推進、さらに「授業の公開」の実施にも取り組むこととしている。

〔実行状況〕：FD 委員会は、「アセスメント・ポリシー」に基づいて、本学教育に対する「外部者による評価会議」の開催や、学生による「授業評価アンケート」を前期・後期末の授業終了時に実施して、何れもそれらの結果は組織的に授業や教育環境の改善に活用している（備付 - 89）。また、各教員の資質向上に向けて「授業公開」を前期・後期でそれぞれ 1 回実施し、学科の枠を超えて教員相互に教授方法を学び合う機会を設け（備付 - 47）、さらに規定に基づく「教員評価」を毎年実施して、基準を下回る教員には授業実施や業務の改善計画の提出を求めている（備付 - 53）。さらに、ティーチングポートフォリオの作成についても各教員が開始しており、短期大学全体で教育実施に対する改善について努力を払っている（備付 - 52）。

○基準 I-C 自己点検評価

〔改善計画〕：各評価基準に照らして提起された改善課題は、大学・短期大学管理運営者等会議で報告し、その上で本学として運営委員会及び教授会で改善策を決定するよう努めている。また、特に規程の整備や財政的な裏付けを伴う施設・設備及び人的等の改善策については改善計画を策定して、理事会の審議を経て学園全体として取り組むこととしている。

〔実行状況〕：全教職員が、主体的に、定期的に、自己点検・評価の作業に関わる体制の醸成が図られている。併せて、大学・短期大学管理運営者会議や理事会では、未整備であった各種の規程の整備がなされた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生や保護者、教職員等の各ステークホルダーに対しては新たな「建学の精神」に基づく教育実施について周知徹底を図るため、理事長や学長からの様々な媒体による広報をとおして、分かりやすく説明している。今後とも、学内外で「建学の精神」の具現化を図り、地域の高等教育機関として貢献できるよう努めることとしている。

「アセスメント・ポリシー」に基づいて、例えば、教育の目的・目標並びに学習の成果について外部者である卒業生や地方公共団体・就職先の企業等の関係者から本学教育全般並びに学習成果に対する改善・充実の意見（能力やスキルの提案）を聴取して、「3つのポリシー策定委員会」における「三つの方針」策定やカリキュラム委員会での検討に反映させている。一方、卒業生や企業等への各種の指標の調査や IR 機能の強化、カリキュラム編成における専門性を有する教職員人材の養成、教員個人のティーチングポートフォリオの作成などによる教育の効果の幅広い検証等について取り組みを開始している。

「入試成績」「GPA 分析」「授業評価アンケート」「授業公開」「外部評価」「単位取得状況」等、IR を活用した学生の学習成果の測定方法の開発や検証を行い、PDCA サイクルを循環させ、改善に向けた取り組みを行うこととする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- | | | |
|------|----|---|
| 提出資料 | 1 | キャンパスライフ 2018 (学生便覧) 学則第 10 条 P117、P83～93
「愛知学泉短期大学の 3 つのポリシー」に関する細則 |
| | 5 | Syllabus2018 食物栄養学科 |
| | 6 | Syllabus2018 幼児教育学科 |
| | 7 | Syllabus2018 生活デザイン総合学科 |
| | 10 | 学生募集要項 2018 |
| | 11 | 学生募集要項 2019 |
| 備付資料 | 68 | 履修系統図 |
| | 57 | 栄養士実力認定試験結果 |
| | 58 | 医事管理士、医療管理秘書士認定試験結果 |
| | 63 | 幼児学ゼミナール研究報告抄録集 |
| | 66 | 保育実習Ⅰ・Ⅱ、教育実習Ⅰ・Ⅱ、施設実習実習結果 |
| | 64 | 各種検定結果 |
| | 65 | 就職内定状況 |
| | 37 | 入試説明会開催案内 |
| | 38 | 平成 30 年度入試説明会アンケート |
| | 39 | 高校巡回報告書 |
| | 60 | 栄養士資格取得者名簿 |
| | 58 | 医事管理士、医療管理秘書士認定試験結果 |
| | 57 | 栄養士実力認定試験結果 |
| | 61 | 幼稚園教諭二種免許取得者名簿 |
| | 62 | 保育士資格取得者名簿 |
| | 67 | 資格取得一覧 |
| | 81 | 履修カルテ・学修ポートフォリオ |
| | 86 | GPA 指導報告書 |
| | 87 | GPA 成績分布 |
| | 89 | 授業評価アンケート結果 |
| | 50 | 大学・短期大学総括会議報告書 |
| | 40 | 外部評価者会議議事録 |
| | 72 | 卒業生アンケート結果 |

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対

応している。

- ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科の短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、それぞれの学科の教育目標と教育方針及び学習成果に対応して設定されている。

各学科の学位授与の方針は、食物栄養学科を例に示す。本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能、②食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士(食物栄養学)の学位を授与している。また、対応する学習成果として取得する栄養士の資格については、栄養士法施行規則で定められた科目を履修するとしており、厳格に実施している。

幼児教育学科の学位授与の方針は、②の文言について、「幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能」とし、所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士(幼児教育学)の学位を授与している。また、対応する学習成果として取得する幼稚園教諭二種免許及び保育士資格取得に関する規則等に定められた科目を履修するとしており、厳格に実施している。同様に、生活デザイン総合学科の学位授与の方針は、②の文言について、「変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業選択だけでなく、ライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能」とし、所定の単位を修得した者に卒業を認定して短期大学士(地域総合科学)の学位を授与している。また、対応する学習成果は多彩であり、卒業後は社会の幅広い領域で活躍している。このように、各学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性を有している。

各学科の学位授与の方針、卒業要件、成績評価基準、資格取得要件について、キャンパスライフ(学生便覧)及びシラバスに明確に示している。さらにホームページや入試案内パンフレットに掲載し、広く学外に周知し表明している。当該年度の学科の卒業認定及び学位授与の方針は、FD委員会及び3つのポリシー策定委員会で定期的に点検して、次年度に向けた改善を行っている(提出-1)。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科では、それぞれの卒業認定と学位授与の方針に基づき、教育課程を具体的に明示している（提出-1）。

また、その内容については、学科ごとに、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、詳細についてはキャンパスライフ及びシラバスに明示されている。さらには、2016（平成28）年度から「履修系統図」を作成し、カリキュラムの体系性をわかりやすく示している（備付-68）。各学科では、1年間で修得できる単位数の上限（CAP制）を設定しており、キャンパスライフに定め、学生の能力に合った指導を実施している。シラバスには、科目の到達目標、15週にわたっての授業内容、準備学習の内容とそれに係る時間、授業時間数、成績評価の方法と基準、使用する教科書が示され、その他にも学位授与の方針の一つである社会人基礎力育成に関する各授業での実践目標が提示されている（提出-5・6・7）。成績評価については、科目の特性に合わせて、筆記試験、小テスト、レポート、成果発表、社会人基礎力（学修態度）、その他の総合評価で実施している。

食物栄養学科及び幼児教育学科では、専門職養成という学科の特質から、法令に基づいた教育課程が編成されている。同様に、法令等を遵守し、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり教員配置が厳格になされている。尚、これらは監督官庁の検査・指導により適正に運用されている。生活デザイン総合学科では、教育目標を踏まえて設定された158科目に及ぶ科目数で専門領域を横断的に学ぶことができるように編成されている。また、教員は専任・非常勤講師何れにおいても法令及び経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり適正に採用配置している。各学科の教育課程は、学位授与の方針と共に時代や社会のニーズ、関係法令の改正に伴う変更等を常に意識し、年度ごとまたは隔年ごとに学科内で検討し、外部評価者の意見を取り入れて、見直しを行って改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

【食物栄養学科】

食物栄養学科では教養科目として、「実用英語」「科学概論」「心理学」「人間関係論」「情報処理演習」など13科目を履修できるようにし、必要な教養を培えるようにしている。「科学概論」は「生化学」や「食品学」、「解剖学」などの化学系科目の基礎となり、「情報処理演習」や「文書作成法演習」などのコンピューター関連の科目は、医療事務の資格や栄養士学外実習、栄養教育の媒体作りの基礎となるなど、専門教育科目と連動し、知識・技術を深められるよう編成されており、シラバスに明確に記されている（提出-5）。教養教育の効果については、栄養士学外実習や2年後期に実施される栄養士実力認定試験、医事管理士、医療管理秘書士認定試験などの結果を参考に、評価し、改善に取り組んでいる（備付-57、備付-58）。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では教養科目として、基礎教養を身につけるとともに、広く社会人としての人間性を学ぶことを目的に、「無限の可能性開発講座」「日本国憲法」「文章表現とコミュニケーション」を取り入れている。また、健康な身体作りを目的に「体育講義」「体育実技」を配置している。さらに、国際社会を見据え「英会話」やコンピュータを使用した「情報処理演習」など14科目を履修できるようにし、必要な教養を培えるようにしている。専門教育科目として「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象を理解する科目」、「保育の内容・方法の理解に関する科目」、「保育の表現技術に関する科目」を設定し、教育・保育実習と連動して、知識・技術をより深められるよう編成されており、シラバスに明確に記されている（提出-6）。教養教育の効果については、2年次の「幼児学ゼミナール」において幼児教育・保育の専門性を深めた学びとして研究報告抄録集にまとめている（備付-63）。学生の履修状況や「教育実習Ⅰ・Ⅱ」や「保育実習Ⅰ・Ⅱ」、「施設実習Ⅰ・Ⅱ」などの結果を参考に評価し、改善に取り組んでいる（備付-66）。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科ではベーシックフィールドの中に教養科目として「コンピュータ基礎演習」「生涯スポーツ」「心のはたらき」「健康管理論」「国際理解」等、12科目を設定し、必要な教養を培えるようにしている。コンピュータ関連の教養科目は情報ユニットに、国際理解は異文化ユニットに、健康関連の教養科目は、スポーツ・医療・福祉フィールドの専門科目と連動し、それぞれの知識・技術を深められるよう編成さ

れており、シラバスに明確に記されている（提出 - 7）。教養教育の効果については、アセスメントテストの結果や各種検定結果により評価し（備付 - 64）、内容の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

【食物栄養学科】

食物栄養学科では1年次に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザイン講座」「特別演習」を開講している。「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」では、社会に出て仕事を行う際に求められる社会人基礎力の理解と、栄養士や医療事務としてチームで効率良く働くために必要な能力である「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「規律性」などの向上や上手にコミュニケーションが図れるような授業内容を編成し実施している（提出 - 5）。「キャリアデザイン講座」では、栄養士の仕事や役割、職業倫理等を理解するために、現役の栄養士に来校してもらい、その実情についての講和を実施している。また「特別演習」では「マナーとエチケット」「働くことの意義」をテーマにした講義を実践している。カリキュラム後半では、就職活動に必要なエントリーシートの作成や面接指導、筆記試験対策等をとおして資質を高め、職業選択に繋げる教育体制を整え、実施している。これらの授業は、社会人基礎力やマナーなど実生活に必要な能力の育成にも繋がっている。このように短期大学設置基準にのっとり、職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業態や業種への就職状況等（備付 - 65）から評価し、改善に取り組んでいる。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では1年次に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」を開講し、一人ひとりの無限の可能性を限界まで引き出せるようにするため、保育職に必要な技術、子どもとの実践的関わりの体験や現職者の体験をとおして保育職の魅力を伝えるなど保育職を志す人としての人間形成の基礎的科目として置いている（提出 - 6）。また、1年次後期には「キャリアデザインⅠ」、2年次前期「キャリアデザインⅡ」を開講している。この授業は保育者としての知識、実技や人間観から自己分析、一般教養対策、公務員対策など幅広く就職に必要な教育を全学生に対して編成して、このように短期大学設置基準にのっとり、職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業種への就職状況等（備付 - 65）から評価し、改善に取り組んでいる。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では1年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」と「インターンシップ」の授業があり、キャリア教育に力を入れている。必須科目の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では、職業観から自己分析、一般教養対策、企業研究など幅広く就職に必要な教育を全学生に対して編成している。「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」は選択科目ではあるが、就職活動で必要な面接、書類作成等の能力をさらに高めたい学生が受講できるように編成している（提出-7）。さらに「インターンシップ」では、実際に現場で職業体験をとおして必要な能力を高めたい学生が受講できるように編成し実施している。また、実生活にも必要な行動特性を育成する社会人基礎力を身につけるための授業として「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」を1年次に前期・後期に分けて必須科目として開講している。このように短期大学設置基準にのっとり、職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業態や業種への就職状況等（備付-65）から評価し、改善に取り組んでいる。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

食物栄養学科では栄養士養成施設として、人間が生きていく基本である「食」を通して、人々の健康を維持・増進し、生活の質（QOL）を高めることができる人材を養成している。幼児教育学科では幼稚園教諭・保育士養成施設として、子どもの成長と幸福を願い、保育者として社会に貢献したいという志を持った人材を養成している。生活デザイン総合学科では多様な分野の科目履修によって得られる幅広い教養を基に、自己の進路設計・進路実現に必要な基礎・専門的知識・技能を持つ人材を養成している。このように、各学科の学習成果に対応して入学者受入れ方針を定めている（提出-10、提出-11）。

本学への入学を希望する受験生に対して作成している学生募集要項には、入学者の受入れ方針を各学科別に何れも明確に示している。その他、入試ガイドや AO 入試ガイド、ホームページ上にも入学者受入れ方針を記載し広く受験生への周知を図っている。

本学各学科の入学者受入れ方針では、学力の 3 要素について高等学校等における基礎的・基本的な知識・技能や課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に多様な人々と協働して学習に取り組む態度等を具体的に定め、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。すなわち、推薦入試では高等学校レベルの基礎的な国語力を基礎学力テスト（常識テスト）で図り、面接試験の中では各学科の受入れ方針とのマッチングに努めている。一般入試では、入学後に必要となる国語力を図る学力試験に加え、英語・生物・日本史などの選択科目から各学科で必要とされる基礎的な学力把握に努めている。AO 入試では、エントリー者に対して自己 PR またはプレゼンテーションと面談（30 分間）を実施し、複数の教員で学科の理解や学ぶ意欲等を事前に確認し、その上で出願へ進むシステムを採用している。このほか、社会人入試・留学生入試の面接試験は教員が複数で担当し、学科単位で受入れ方針の確認を行っている。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

学納金、その他入学に必要な経費についても明示している。本学への入学を希望する受験生用に作成している学生募集要項には、授業料その他入学に必要な経費を明示している。その他、入試ガイドやホームページ上にも必要経費を記載し広く受験生への周知を図っている。

アドミッション・オフィス等は整備しており、事務局内に入試広報室（併設大学家政学部と兼担で専任事務職員 4 人、派遣社員 1 人）を配置して広報・入試事務を一元的に行っている。3 月のスプリングカレッジを皮切りに年間 5 回のオープンキャンパス等を企画立案し、また、進学相談会や高校訪問の調整をとおして、これらへの参加要請等を行っている。受験雑誌への広告出稿、交通広告、新聞広告等も年間をとおして計画的に実施している。また、Web サイトホームページ上での情報発信も広報活動において重要であると位置付け、専任職員と派遣職員が専属でタイムリーな情報発信を行っている。入試事務は専任職員全員で担当し出願受付から合否発表、入学手続きまで遺漏なく遂行している。

受験の問い合わせ等に対しても適切に対応している。受験生や保護者からの問い合わせに対しては、ダイヤルインによる直通電話や FAX・メールで対応している。また、短期大学要覧等の諸資料にはホームページ URL やメールアドレスを明記し受験生等からの問い合わせに迅速に応じている。その他、高等学校単位での見学会や個別の本学見学も随時受け入れ、関係学科はいつでも問い合わせに対応できるようにしている。また、各高等学校内で行われる進学相談会にも積極的に参加し、受験希望者の進学相談に応じている。

入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。系列高等学校とは綿密な連携を図っており、特に 3 年生担任会に対しては本学の入学者受入れの方針を具体的

に説明して意見を聴取している。また、高校に対しては毎年、本学のほかに外部会場を設けて「入試説明会」を行い、意見交換をとおして理解を深めるとともに改善に努めている（備付 - 37、備付 - 38、備付 - 39）。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学は、「三つの方針」で示すように「建学の精神」「pisa型学力」「社会人基礎力」をそれぞれ核とする教育の実践に努めており、各学科の教育目標に基づく具体的な学習成果は、基準Ⅰ-B-2で記載したように、教育課程編成・実施の方針の中で、明確に示している。各学科の学習成果は、ゼミナール発表会、卒業ファッションショー、社会人基礎力育成グランプリ大会等で、学内外に向けて発表しており、それぞれは質的な査定を受けている。また、外部のアセスメント試験結果、資格取得、検定合格率、就職率等の量的な査定においても達成可能である。これらは、いずれも2年間といった一定期間内での獲得を目指しており、学習成果には、学外での発表や産学連携事業等外部機関との連携結果も含まれており、実際的な価値があるといえる。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の学習成果は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得と栄養士実力認定試験の結果、社会人に必須な行動特性（「社会人基礎力」）の獲得があげられる。2018（平成30）年度の栄養士資格の取得率は100%（備付 - 60）であり、医事管理士及び医療管理秘書士については、資格取得を希望した学生の中で1名を除く全員が合格した（備付 - 58）。また、2年生後期に実施される一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験の成績の結果は、短期大学全体の平均点を上回っており（備付 - 57）、本学科の学習成果は具体性があり、かつ資格取得率や認定試験の点数などから測定は可能である。このように学習成果は、いずれも短期大学の2年間のカリキュラムで達成できるように組まれている。

【幼児教育学科】

幼児教育学科の学習成果は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得を目標としている。これら免許・資格の取得率はそれぞれ95.1%・96.1%であった（備付 - 61、備付 - 62）。就職内定率は100%であり、その内の99.0%が幼稚園、保育園等の専門職に就職した（備付 - 65）。また、シラバスには各科目の学習目標や到達目標を示し、さらに「社会人基礎力」の育成に関しても獲得すべき能力としての行動特性を示して評価することを明記している。尚、幼児教育・保育現場での経験豊富な教員の配置によって資格や資質の上で適格者が学生指導に当たっており、得られた学習成果は実際的な価値を有している。このように、学習成果はいずれも短期大学の2年間のカリキュラ

ムで達成できるように組まれている。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科の学習成果は、ビジネス実務士、情報処理士、ウェブデザイン実務士、上級秘書士（メディカル秘書）、図書館司書、レクリエーション・インストラクター、介護職員初任者研修の7つの資格取得があり、2018（平成30）年度の各資格の取得者数は、ビジネス実務士39人、情報処理士73人、ウェブデザイン実務士16人、上級秘書士（メディカル秘書）29人、図書館司書8人、レクリエーション・インストラクター2人、介護職員初任者研修4人であった（備付-67）。

また、スポーツインストラクター、フードスペシャリスト、ピアヘルパー、ビートルワークの4つの資格は授業を履修することによって受験資格を得ることができる。すなわち学習成果として取得可能な資格は11種類である。このように、学習成果はいずれも短期大学の2年間のカリキュラムで達成できるように組まれている。この他、21種類の検定試験に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学は、3学科ともに学習成果の獲得状況について、履修カルテ・学修ポートフォリオを作成し（備付-81）、学習の振り返りを学期ごとに実施している。また、学期ごとにGPA値を算出して、成績不振学生に対しては指導教授が特別指導にあたっている。2期連続して、GPA値が低い学生に対しては、保護者同席の面談及び指導を実施している（備付-86）。

各科目については、GPA分布グラフを活用して（備付-87）、学科ごとに成績の平準化の観点から教務部委員会、FD委員会で点検を行っている。分析結果から、試験のあり方、科目内容の難易度、受講者数の課題等について検討している。

また、学位取得率、栄養士資格取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率は、集計されたものが卒業判定時に教務部委員会に挙げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会で報告されている。

本学は、学期ごとに授業評価アンケートを全科目で実施しており（備付-89）、その中で授業評価だけでなく、学生が学習に対する取り組みの自己評価も併せて調査しており、授業外の学習時間等を把握している。その結果を踏まえて、教員は課題のあり方や内容を検討し、正課外学習への働きかけを行っている。

食物栄養学科や幼児教育学科では、資格取得のための学外実習があるが、生活デザイン総合学科では、インターンシップを授業科目として配置し、2018（平成30）年度は、32名の学生が参加している。インターンシップの実施状況は就職指導委員会などの関連会議で報告し、就職支援と結びつけて活用している。また、毎年、卒業生へのアンケート調査を実施し、就職先における学習成果の状況を調査しており、企業側からは、アンケートや教員の企業訪問の際に聞き取り調査を行って、就職指導委員会がまとめ学内で共有する仕組みができています。

学習成果については、ホームページ、大学広報、短期大学要覧等に具体的に示し、学内外に公表している。また、3月末に実施された大学・短期大学総括会議にて、留学参加率、大学編入学率、学籍異動の詳細、就職率等を全教職員に報告し、大学全体を挙げて点検している（備付-50）。さらに、外部の評価委員に対して、学習成果の獲得状況を報告し、外部評価者による会議で点検し、意見をいただいている（備付-40）。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学では、3学科ともに毎年、卒業生の就職先への企業訪問を全教員で実施しており、卒業生の活躍状況や本学の教育に関する要望を調査している。2018（平成30）年度は、延べ100社の企業訪問を実施した。また、食物栄養学科や幼児教育学科では在学生の実習先への巡回の際に、過年度卒業生の状況把握について同様に行っている。これらは、「報告書」として情報をまとめ、関係部署に提供している。また、学内ネットワークで閲覧できるようにし、各学科、教員間で情報を共有している。2018（平成30）年度からは、8月に卒業生（1～3年経過卒業生）を対象に大学での学習、卒業後の進路の状況についてアンケート調査を実施した。その結果、本学での教育内容は66.6%の卒業生が満足しており、教員の指導の満足度も83.3%と高い評価が得られた。また、本学で修得した知識や技能については、現在の仕事で81.3%が役立っていると回答しており、本学で学んだ内容が活かされていることが得られた（備付-72）。これらの結果については、教務部委員会、就職指導委員会で内容を確認し、教授会で教員全体に報告し、教育活動や学生指導に役立てている。さらには、聴取した結果を各学科の授業に反映させ、カリキュラム改正・授業内容の改善に活かす等、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は、「三つの方針」に基づき、教育活動を実施し、これらの活動を査定するアセスメント・ポリシーを定めている。従って、アセスメント・ポリシーに基づいた査定を「三つの方針」について継続して実施することとしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

教育課程において、知識の修得以外に全ての教科で「社会人基礎力」の育成、「pisa型学力」の獲得に努めている。授業の中で能力要素を発揮し、学生一人ひとりが成長できるように全教員が授業内容を工夫している。「社会人基礎力」の育成が学習成果の獲得に繋がることを目指して取り組んでいる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

＜根拠資料＞

提出資料	5	Syllabus2018	食物栄養学科
	6	Syllabus2018	幼児教育学科
	7	Syllabus2018	生活デザイン総合学科
	1	キャンパスライフ 2018	(学生便覧)
備付資料	89	授業評価アンケート結果	
	100	非常勤講師懇談会案内、議事録	
	81	履修カルテ・学修ポートフォリオ	
	101	FD・SD 研修会案内、研修資料、出席者名簿	
	76	入学前課題案内、課題	
	77	平成 30 年度オリエンテーション資料	
	88	リメディアルテスト結果	
	103	オフィスアワー一覧	
	64	各種検定結果	
	102	コンテスト結果	
	104	栄養士学外実習ガイドブック	
	105	栄養士学外実習記録ノート	
	106	学生フォーラム	
	60	栄養士資格取得者名簿	
	58	医事管理士、医療管理秘書士認定試験結果	
	57	栄養士実力認定試験結果	
	55	成績一覧表	
	56	成績通知書	
	107	幼児教育学科「実習の手引き」	
	69	学生生活に関する調査	
	108	夏季指導スケジュール	
	61	幼稚園教諭二種免許取得者名簿	
	62	保育士資格取得者名簿	
	59	レクリエーションインストラクター資格取得者名簿	
	78	生活デザイン総合学科履修登録事前説明会	
	109	大学・短期大学合同運営委員会議事録	
	110	短期大学教授会議事録	
	93	留学希望者募集案内	
	94	留学者数一覧	
	111	保育職セミナー資料	
	82	就職先一覧表 (平成 28 年度)	
	83	就職先一覧表 (平成 29 年度)	
	84	就職先一覧表 (平成 30 年度)	

112 就職対策講座

113 生活デザイン総合学科保護者会資料

備付資料 - 規程集

61 愛知学泉大学とカピラノ大学間の交流に関する覚書

62 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と烏山大学との交流協力に関する覚書

63 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と烏山大学との学術・文化交流に関する協定

64 学校法人安城学園愛知学泉大学と慈済学校財団法人慈済技術学院との学術・文化交流に関する協定書、覚書

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では、学科の学習成果の獲得に向けて、全教員が学位授与の方針に対応した成績評価基準を各授業科目について（提出 - 5・6・7）、学習成果を評価している。また、学期ごとに成績表及び GPA 値を学科長、教務部委員、指導教授に開示して、学習指導に当たる指導教授が学生の学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな学習指導を行っている。また、GPA 値が 1.5 以下の学生については、指導教授、教務部委員及び学科長が成績改善に向けて特別指導を実施している。

教員は学期ごとに「授業評価アンケート」を全授業科目について受けている。アンケート結果については、担当部署で集計した上で、結果を各教員に戻して、それぞれに講評をまとめている（備付 - 89）。また、各学科毎の結果のまとめは FD 委員が行ない、FD 委員会として内容をとり纏めている。講評結果については、教務課及び図書館に設置して、教職員及び学生に公開している。全教員は FD 活動の一環として、専任教員全員が、公開授業を実施し、各教員は 3 科目の参観をとおして教員相互に学び合い、より良い授業が展開できることを目指している。

専任教員は、学科会議をとおして授業担当者間で授業内容の確認を定期的に行い、内容の調整や意思の疎通を図っている。非常勤講師においても、年 1 回非常勤講師懇談会を各学科で実施、授業内容、学生の動向などを意見交換し、専任教員と協力して授業を実施している（備付 - 100）。

本学 3 学科では、学科独自の履修カルテ・学修ポートフォリオを用いて、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。その際には、各クラスに配置された指導教授が主に指導にあたり、科目の履修指導や卒業に至る指導を行っている。特に 158 科目から選択し、一人ひとりのカリキュラムが異なる生活デザイン総合学科では、「学びとライフプランニング」科目を 2 年間配置し、その中で履修指導を始め、一人ひとりに合った進路指導を行っている。学生は履修カルテ・学修ポートフォリオをもとに達成状況を確認して、目標設定や課題解決のための行動設定に役立っている（備付 - 81）。

事務職員は、分掌の会議参加や教員との情報交換を日常的に行い、所属部署の職務を通じて、学生の学習成果獲得に向けて支援している。特に、助手・研究補助員は実習や演習授業の補助に入って、学習面でのサポートを行っている。学生一人ひとりの能力の格差が広がる中で、教育目的達成に向けて大いに貢献している。

2018（平成 30）年は SD 活動として、全教職員対象に年 2 回の研修会を実施した。9 月には講演会「資質・能力の育成とパフォーマンス評価」、3 月には講演会「ティーチングポートフォリオ」を実施し、研修で修得した事項については、それぞれの部署で応用して日々の業務に役立っている（備付 - 101）。

授業教材や視聴覚機器等については、学習成果の獲得に向けて、教務部・教務課・SE と連携して、適正かつ効率的な運用と配置、維持管理を行い支援するとともに成績記録等を規程に基づき適切に保管している。また、学内 LAN 及びコンピュータ使用については、多くの授業で活用を行い、学生の利用促進を図っている。したがって 4 教室ある情報教室の使用頻度は高くなっている。一部の授業では、ICT 教育が実践され、コンピュータを適切に活用した試みが積極的に行われている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学 3 学科では、入学手続き者に対して、短期大学の授業や学生生活に関する情報をパンフレットにより提供しており、併せて入学前課題を郵送し（備付 - 76）、基礎学力の向上に努めている。

入学後、すぐに学習成果の獲得に向けてオリエンテーションを実施し、その中で学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の解説や科目選択のためのガイダンスを行っている（備付 - 77）。その際には、学習成果の獲得に向けてシラバスやキャンパスライフ（学生便覧）を配布、活用して学生指導に当たっている。

基礎学力が不足する学生にたいしては、2016（平成 28）年度後期から言語表現について、2017（平成 29）年度後期からは言語表現に加えて、数的理解の補習授業を実施している（備付 - 88）。また、全教員がオフィスアワーの時間を設定することにより（備付 - 103）、学生が気軽に学習上の悩みや相談ができる環境をつくり、一人ひとりきめ細やかな指導ができる体制を整備している。さらには、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生には、各種検定への働きかけや特別指導、外部コンクールへの作品出品等、授業以外での学習支援についても積極的に支援している。その結果、多くの学生が各種検定で合格を果たし、デザインやファッションコンテストで上位入賞者を輩出している（備付 - 64、備付 - 102）。

留学については、オリエンテーション等でプログラムの紹介と応募を呼び掛けてい

る。本学では、生活デザイン総合学科の学生を中心に、カナダ・韓国の姉妹校提携した大学と長期の交換留学を実施している。カナダのカピラノ大学へは交換留学生を4ヶ月の期間で相互に受け入れている。また、韓国の烏山大学へも交換留学生を1年間の期間で相互に派遣及び受け入れている。何れの留学についても旅費・授業料等は互いの提携校で負担しており、経済的な負担を最小限に学習できる制度となっている（備付 - 規程集 61・62・63）。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、入学手続者に対して入学前の学習指導として食と健康に関する専門的な知識・技術を獲得すること、数的理解の知識が必要であることなどの動機付けの課題を与えている（備付 - 76）。入学時には、2日間のオリエンテーションを実施している（備付 - 77）。ここでは、キャンパスライフ（学生便覧）、食物栄養学科のシラバスを配布し、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得に必要な科目の選択と履修方法、有意義な学生生活を送るためのアドバイスをしている。学習方法については、初回の授業時にシラバスを使い、科目の概要や隣接領域科目との関連及び授業に臨む姿勢等の他に、学習目標及び到達目標、「社会人基礎力」について説明している。また、使用するテキストの概要及び参考文献、履修に必要な予備知識や技能、学習上の助言等を行い、その科目を履修する意義等について解説している。また、「栄養士学外実習ガイドブック」「栄養士学外実習記録ノート」（備付 - 104、備付 - 105）を作成し、配布している。これは学外実習を効果的に実施することを目的としたもので、社会人としてのマナーや実習施設訪問時の心構え、実習に取り組む姿勢等が収載され、栄養士学外実習の手引書となっている。

理解度の高い学生に関しては、状況に応じて個別指導を実施したり、専門書等を紹介している。さらに、岡崎市4大学の学生との協働による「学生フォーラム」での研究発表やコンテストへの参加を働きかけている（備付 - 106）。また、全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」に向けては、2年生全員を対象に学科の全教員が担当して、延べ7回の補習授業を行い学力の向上を図っている。また、本学科では、「指導教授制」の下、全教員が学習上の悩みや進路・実習先選び等について相談に応じている。また、配置している助手・研究補助員（3人）は、教員と学生の橋渡しや学生へのさまざまな助言に携わっている。

学習成果の獲得状況は、各資格の取得状況は栄養士認定試験の結果、各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果、さらには履修カルテ・学修ポートフォリオ等の量的・質的データに基づき確認し、学習支援の方策を点検している（備付 - 60、備付 - 58、備付 - 57、備付 - 55、備付 - 56、備付 - 89、備付 - 81）。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では、入学手続者に対して入学前のオリエンテーション（ピアノ）実技能力によるクラス分け、入学後の実習希望の確認などを行っている。また、入学時には新入生に対し、2日間のオリエンテーションを実施している。ここでは、キャンパスライフとシラバスを用いて、資格取得に向け履修登録の方法や学校生活に必要な諸情報の丁寧な説

明を行い、2日目の午後は、教務、学生、図書、就職指導等各校務担当の教員から学生生活の詳細に亘る説明が行われ、その後クラスごとに別れて懇談会を行っている。保護者に対しては、職員紹介や学校生活の概要説明、諸経費、就職について説明を行い、1年次後期、2年次の前期・後期においても詳細なオリエンテーションを行っている（備付 - 77）。専門職としての資格・免許取得に欠かせない教育・保育・施設実習の手引書「実習の手引き」を本学科独自で作成し、事前指導に活用している。内容に関しては毎年見直し改訂を行っている（備付 - 107）。

本学科では、毎月行われる学科会議において、学生の修学態度や学習成果についての情報交換を行い、全教職員が共有している。特に、欠席が目立つ学生については、早めに保護者と連絡を取り状況把握に努め、全教職員でサポートするようにしている。また、生活調査アンケートを実施し（備付 - 69）、現状を把握し、各教員に周知して個別面談をとおして学習状況や単位取得状況、就職指導等の対応を個別に行っている。実技系科目については、補習を実施しており、ピアノ指導では、課題曲の進行状況が芳しくない学生に対し、長期休暇中に指導日を設けて指導している（備付 - 108）。体育実技においても、実技課題が及第しない場合、時間外または長期休暇中に補習指導を実施している。幼児教育学科には3人の研究補助員が在籍しており、学生と教員の橋渡しや学生支援、教員補助等の役割を果たしている。

本学科では、学内コンサート、こどもまつり、研究保育報告会、幼児学ゼミナール報告会等の学科行事を積極的に行っている。それらの多くは、学習の成果を発表する場として機能しており、発表者として選抜された学生にとっては、学習の振り返りや総括になり、更なる学習意欲を喚起している。同時に同級生・上級生の成果の発表は他の学生のモデルとなり、意欲喚起、学習効果の向上に繋がっている。

学習成果の獲得状況は、各資格の取得状況各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果、さらには履修カルテ・学修ポートフォリオ等の量的・質的データに基づき確認し、学習支援の方策を点検している（備付 - 61、備付 - 62、備付 - 59、備付 - 55、備付 - 56、備付 - 89、備付 - 81）。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では、入学予定者に対して入学前オリエンテーションを実施して、学習成果の獲得に向けて履修に関する詳細な説明を行っている（備付 - 78）。入学時には、2日間のオリエンテーションを実施している（備付 - 77）。そこでは、キャンパスライフ（学生便覧）と生活デザイン総合学科のシラバスを配布し、学習成果の獲得に向けて学習の動機付けに焦点を合わせた授業への取組む姿勢や学習方法を指導している。また、円滑な学生生活を送るために学内の施設の利用方法や学内の組織について詳細に説明を行っている。さらに、生活デザイン総合学科で取得可能な資格の説明も行い、到達目標設定のために多方面から情報を提供している。学期ごとの科目登録の際には、全体のオリエンテーションを行っているが、それ以外にも必修科目「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」（2年間通年）を設け、担当教員が学生の関心や進路に基づき、科目選択について個別にきめ細やかなアドバイスを行っている。また、ファッションやデザイン関連のコンテストへの挑戦やビジネス・情報処理系の資格・検

定試験に向けた取り組みも学生の学習意欲の動機付けとなっており、担当教員が学習成果の獲得に向け授業内外で指導・支援している。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業では、就職活動において基礎学力が重視されることを学生に周知させ、基礎学力向上のための対策講座の開講や一般常識問題試験を実施するとともに、学生の基礎学力向上のために指導を行っている。

2年間通年の必修科目「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」では教員が常に担当の学生と個人面談、メール指導、SNS等で常にコミュニケーションをとり、悩み事の相談、その他学習及び日常生活における指導や助言のできる体制をとって学習成果の獲得に向けている。また、助手・研究補助員（7人）は、学生とコミュニケーションをとり、教員と連携してサポートに当たっている。2年次の「総合ゼミナール」（必修）では、専門分野の教員の下、学生が自分の選んだ学習を深めていく。その指導教員が「学びとライフプランニングⅡ」の担当教員でもあり、生活指導および進路指導を行っている。

実習・演習の授業では、教員や助手の指導のもとで、学生の技能をレベルに合わせて伸ばすことができる。また、講義の授業では、授業外での学習法アドバイスを個別に行っている。また、特別課題（レポートや作品）を課して能力を一層伸ばすように努めている。

学習成果の獲得状況は、各科目の各資格取得状況や成績評価や授業評価アンケートの集計結果、さらには学生たちの履修カルテ・学修ポートフォリオ等の量的・質的データに基づき学習支援の方策を点検している（備付-81）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するための教員組織として、学生部委員会を設置している。構成メンバーは、学生部長、各学科より選出された学生部委員である。学生部委員会は定例会議として月 1 回開催している。これは、同キャンパス内に併設されている大学家政学部学生委員会及び学生課職員（2 人）と合同で行っている。キャンパスが学生にとって快適かつ社会人基礎力を育む教育的な場となるよう、様々な支援や取り組みについて検討・実施している。

日常的な活動としては、キャンパス内でのマナー向上、学生の健康管理、学生会及び保健室と協力した飲酒や喫煙・薬物依存阻止に対する意識啓発、交通事故防止対策の検討・実施等である。特に、2010（平成 22）年度から学内の禁煙（本学はキャンパス内禁煙）啓発活動を進めており、今後も継続して学生会と連携して強力に実施していく。また、学内美化の一環としてクリーンキャンペーンを年 2 回実施し、教室の清掃やゴミ拾い等の活動に学生、教職員で取組んでいる。さらに、学生の健全な生活を脅かす「社会悪」（ドラッグ・キャッチセールス・ネット犯罪等）についても、学生会及び保健室と連携し、掲示物・チラシ等による啓発活動を進めている（提出 - 1）。

年間行事として、入学時（新入生）及び前期・後期（在学生）のオリエンテーションの実施、避難・消火訓練（年 2 回）の実施、学生会が実施する各学生行事への支援協力活動を行っている。

学生相談は、指導教授や助手、研究補助員が身近にいることから相談しやすい環境にあるが、健康面に関しては、保健室が対応し、心のケア対策として月 2 回程度の専門カウンセラーによるカウンセリング（予約制）を実施している（提出 - 1）。

学生生活を支援するための事務組織体制については、主に学生課が中心となり業務を遂行している。家政学部・短期大学学生合同委員会に参加し、学生へのきめ細かい支援を行うよう努めている。学生課の日常的業務は、学生の生活指導・支援、証明書発行、学内・学外活動支援、修学支援（奨学金、学研災・学研賠）、保健衛生（定期健康診断の実施、保健室の維持・管理・報告書の作成）、年間行事（オリエンテーション、避難訓練、消火訓練、学泉祭等）の支援である。

ハラスメント相談委員会（併設大学家政学部と合同）には短期大学から 1 人選任し、必要に応じて会議を開催できるようになっている。

1 年間の学生会行事は、学内・地域・国際交流活動と幅広く延べ 30 件に及ぶ行事を行っている。これらの活動は、学生会役員と学生会顧問・副顧問とが連携を図りながら実施されている。活動については、顧問をとおして大学・短大合同運営委員会に報

告され、連絡会議にて教職員に報告されている（備付 - 109、備付 - 110）。

学生会では、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災直後から、被災地に義援金を寄附する活動や被災地での支援交流活動を実施した。2012（平成 24）年から 6 年継続された東日本被災地への支援活動は、2017（平成 29）年度の学校法人安城学園創立 105 周年記念において、その功績にて表彰された。その後も継続し、2018（平成 30）年度で 7 年目を迎えた。毎年、新入生に防災意識を高めてもらう活動の一環として、本学専用の「大震災対応マニュアル」を配布した。全学生がこの対応マニュアルを携帯している。卒業生には卒業祝いとして卒業証書ホルダーと記念品、新入生には、新入生へのメッセージ、「楽しいキャンパスライフを送るために」の冊子を入学祝いとして贈った。サークル活動においてもボランティアサークル等の新サークルが結成され、ボランティア活動も積極的に取り組まれるようになった。駅伝サークル等、大会への出場機会も多くなり、活動も年々活発化した。

サークルの活動場所や大学の施設利用については、本学は短期大学単独の校舎と家政学部との共用部分がある。体育施設は体育館、テニスコートがある。体育の授業や学生会主催の運動会等でグラウンドが必要な場合は、隣接した系列高校のグラウンドを利用している。体育授業、クラブ活動やサークル活動等に対応できるように整備を行ってきており十分な施設となっている。

【学生寮、宿舎】入学試験合格者通知発送時に下宿希望案内を同封し（提出 - 1）、学内寮（白楊寮：定員 32 人、入寮期間 2 年間）、民間アパート（本学学生のみ受け入れ）、不動産会社（大学と連携している不動産会社）の案内を行っている。学生寮（白楊寮）については、希望者が定員超過した場合には抽選により受け入れている。

【通学バス運行】

本学と併設の大学家政学部と共同で、主に学生利用の自家用スクールバス（大型 3 台、マイクロバス 2 台）による通学バス運行を行っている。

名鉄東岡崎駅（愛知環状鉄道北岡崎駅経由）、JR 安城駅と大学間で運行し、運行ダイヤは授業形態に合わせて設定し、授業の始業、終業、長期休暇中に対応している。

【駐車場・駐輪場】

大学校地に 443 台収容の学生駐車場と 340 台収容の自転車駐輪場と 35 台収容の原付及び自動二輪車専用駐輪場を設置している。

自動車、原付及び自動二輪車通学は許可制で認めている。学生部委員会と学生課で通学上の注意、駐車・駐輪場の利用心得を指導し、自動車通学許可申請を行い、許可車両には許可ステッカーが交付される。ステッカーを貼付した車両のみ学内駐車場・駐輪場を利用することができる。定期的に駐車場・駐輪場で通学安全指導を行っている。

【奨学金窓口業務】

各種奨学金財団への手続きを行っており、日本学生支援機構への手続き状況は下記のとおりである。尚、取得者の割合は 28.4%である。

2018（平成 30）年度日本学生支援機構取得者数（人）（1・2 年生）

学 科	第一種	第二種	給付	計
食物栄養学科	10	14	0	24
生活デザイン総合学科	28	37	2	67
幼児教育学科	18	44	0	62
計	56	95	2	153

年度別日本学生支援機構取得者数（人）

採用年度	第一種	第二種	併用	計
2016（平成 28）年度	30	106	18	154
2017（平成 29）年度	37	99	22	158
2018（平成 30）年度	56	95	2	153

【健康管理】

急病、応急手当、日常の健康管理については、学生課と保健室で対応しているが、必要に応じて近隣の病院受診を指示し、健康管理に努めるように指導を行っている。

2012（平成 24）年 7 月からメンタルケアのスクールカウンセラーを配置して専門的な学生対応を行っている。また、教職員に対して、学生相談、カウンセリングの対応及び学生の心身の健康に関する知識を学ぶ『学生相談勉強会』を開催して、臨床心理士や保健所の講師による課題提示、事例に応じたアドバイス等を受けて、学生一人ひとりが順調に学生生活を過ごせるよう対応、支援に努めている。

各自の健康管理については、関心を持てるように健康・病気に係る情報を定期的に掲示やチラシ等により継続発信しており、毎年 4 月に実施する学生健康診断の受診率は 96%であった。未受診者への指導は指導教授や助手・研究補助員と協力し、再検査を受診するように多くの対応策を行った。学校感染症に指定されている麻疹・風疹の対応として、学外実習を行う学生には、抗体検査を実施し予防接種を受診させている。

【キャンパスライフ】

日常の学生生活面においては、主に、指導教授が学生の要望、意見、相談等を受けて適宜対応している。また、助手・研究補助員をとおして、学生からキャンパス環境に関する要望や教員に対する要望等が出されることもあり、その都度、対策を検討して学生に回答している。キャンパス内での要望（施設関連・スクールバスダイヤ等）については、随時、学生部委員会で検討して必要な対策を講じている。さらに、「学生生活に関する調査」、「通学方法に関するアンケート」を実施して、学生の日常生活向上を目指している（提出 - 1）。

【留学生】

留学生の受け入れ、派遣についての生活支援については、国際交流委員会が行っている。

○留学生の受け入れ（長期）

2018（平成 30）年度は、韓国の協定締結校・烏山大学から、交換留学生として 2 人の学生を 4 月から 1 年間、1 人の学生を 4 月から半年間、1 人の学生を 9 月から半年間受け入れた。

カナダの協定締結校・カピラノ大学から、交換留学生として 2 人の学生を 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間受け入れた。

○留学生の派遣（長期）

韓国の烏山大学へ、生活デザイン総合学科の学生 1 人、家政学部の学生 2 人を交換留学生として 3 月初旬から 1 年間派遣した。

また、カナダのカピラノ大学へ、生活デザイン総合学科の学生 2 人と家政学部の学生 1 人を交換留学生として 8 月中旬から 12 月下旬までの 4 ヶ月間派遣した。

○短期留学生の受け入れ

2018（平成 30）年度は、6 月 20 日から 6 月 27 日まで、日本語・日本文化研修プログラムに台湾の慈済科技大学の学生 8 人を受け入れた（岡崎学舎での研修は 2 日間）。

7 月 2 日～7 月 22 日までの 3 週間、短期語学研修プログラムに韓国・烏山大学の学生 18 人を受け入れた。

○短期留学生の派遣

2018（平成 30）年度、8 月 9 日～22 日の 2 週間、韓国・烏山大学での語学・文化研修プログラムを実施予定した。生活デザイン総合学科の学生を 14 人、現代マネジメント学部の学生 2 人の合計 16 人の学生を派遣した。

長期履修生の受け入れについて制度はあるが、希望者がいない。また、社会人学生の支援体制については、該当者がいる場合、本人の希望を聴取し、必要な支援を行うようにしている。障がい者の支援体制については、次年度の実施に向けて規程を検討している段階である（備付 - 93、備付 - 94、備付 - 規程集 61・62・63・64）。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

各学科より選出された就職指導委員（教員）と就職課職員による就職指導委員会が構成されている。また、就職相談室を設け学生への求人情報の提供、就職相談、履歴書添削、面接指導等を実施している。2018（平成 30）年度は、就職指導委員長以下 5 人の就職指導委員（教員）と 2 人の専任事務職員、1 人の非常勤職員、1 人の派遣職員が学生を支援している。尚、前期（4 月から 7 月）、後期（9 月から 2 月まで）にキャ

リアカウンセラー1人を週1回の割合で配置している。

就職指導委員は各学科の特徴と学生数のバランスを考慮して配置され、2018（平成30）年度は例年どおりの就職支援行事の企画、求人情報の提供、学生の動向、情報交換等を検討するため11回の定例会議を行った。個々の学生に対するきめ細やかな指導と就職意識を向上させるための様々な企画を実行するために努めている。

また、就職課に専門的な知識を持ったキャリアカウンセラーを配置することにより、希望者は予約制で就職相談室内の別室でキャリアカウンセリングを受け、就職活動で抱えた悩みや不安を解消することができる。カウンセリングにより教員の支援が必要となる事例に関しては、就職指導委員会で情報を共有し、最善策を検討して支援している。

就職相談室では、4人の事務職員が専従して学生の指導にあっている。委員長以下、就職指導委員は、研究室での学生対応だけでなく、就職相談室でも相談・指導にあっている。就職相談室には、パソコン、専用電話、FAXを備え、外部との連絡や情報収集を行っている。学生が自由に利用できるよう、パソコン3台を備え就職準備からエントリーシート・履歴書の書き方、面接のポイント、採用試験対策の参考図書や問題集を整備している。

全ての求人票は、ファイリングするだけでなく掲示も行っている。閲覧用として過去の受験報告書、求人企業のパンフレット、企業展のポスター等の資料を揃えている。学生の利便性にも配慮し、求人票の掲示箇所は就職相談室以外に各学科の共有スペースにも設けている。必要に応じて企業検索システム（J-net）を利用し、求人情報をメール配信している。さらに、保育職セミナーを幼児教育学科の1年生を対象に2月に開催し、採用担当者から直接話を聞く機会を設けている（備付-111）。

また、全学科の学生を対象とし、学内に企業等の採用担当者を招き、「学内合同企業説明会」を開催してきた。2018（平成30）年度は就職活動の開始期間が早まる想定に合わせ、3月15日と3月18日から19日の3日間に亘り実施した。ブース形式での説明会で、学生は興味のある企業の採用担当者と直接話ができる貴重な機会であり、この学内合同企業説明会をきっかけに内定を得た学生もおり効果的な事業となっている。5月以降には企業単独説明会・一次選考会も学内で実施した。

その他、民間の職業紹介会社が来学して未内定者に対して企業斡旋を行う機会を設けた。過去3年間の就職内定率は、2016（平成28）年度は就職希望者264人で内定者260人、内定率98.5%、2017（平成29）年度は就職希望者265人で内定者264人、内定率99.6%、2018（平成30）年度は、就職希望者229人、内定者229人、内定率100.0%であった（備付-82・83・84）。

進学については、各学科の教務部委員及び指導教授をとおして希望の学生に対して個別指導を行っている。また、留学については、国際交流委員会をとおして、海外の姉妹校であるカピラノ大学（カナダ）、北京第二外国語学院（中国）、鳥山大学（韓国）、慈済科技大学（台湾）への長期、短期の交換留学制度を設けている。

【食物栄養学科】

就職指導委員及び学科の教職員は、就職状況の情報交換・分析・対応等を行い、学

生の就職支援に活かしている。就職対策としては「特別演習」「栄養士学外実習事前事後指導」「キャリアデザイン講座」の科目で職業観を養成するとともに、就職の優位性を引き出す観点から一般教養模擬試験や小論文、集団面接技法等の対策も実施している（備付 - 112）。また、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と次年度の求人状況についての情報収集を6月から8月にかけて実施し、学生の就職支援に活用している。

過去3年間の就職希望者に対する就職率は、平均99.2%であり、2018（平成30）年度は100.0%であった。また、就職を希望する者のうち栄養士職に就いた者の比率は、2017（平成29）年度は80.0%、2018（平成30）年度は72.7%であった（備付 - 82・83・84）。栄養士の資格を活かして活躍したいと思う学生が増えたことと食物アレルギーに関する科目を設置してから保育園や幼稚園、乳児院への就職比率が増加したことが考えられる。さらに、本学科は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の3種類の資格を取得することができるが、これらの資格を活かした就職先は過去3年間の平均で90%を超えている。2018（平成30）年度は、これらの資格を活かした就職先の割合が84.1%であった。今後も高い就職率及び専門性を活かした職種に就くことを目標に支援を行っていく。

【幼児教育学科】

1年次後期から2年次前期に亘り、「キャリアデザイン」の授業をとおり、就職指導委員、就職課職員が中心となって就職対策指導を進めている。また、6月から8月にかけて就職お礼として幼稚園・保育園を訪問、2年間で計5回実施する学外実習の巡回指導時にも、就職についての情報を収集している。学科内では、卒業時の就職状況資料・情報を基に学科会議で分析・検討を行い、さらに就職指導委員はじめ、全教員が2年生のゼミ学生を受け持ち、研究補助員と連携して就職相談・適性相談等きめ細やかな支援に活用している。その結果、2018（平成30）年度は、内定率100%であった（備付 - 82・83・84）。

【生活デザイン総合学科】

2名の就職指導委員を中心に卒業時の就職状況を分析・検討して、その結果を学生の就職支援に活かしている。また、3月に実施している「保護者会」の中でも就職指導委員がパワーポイントや配布資料を使い就職活動の現状を説明し、その後の指導教授との個別懇談でも保護者からの質問に丁寧に答えサポートしている（備付 - 113）。学科会議でも就職指導委員から就職関係の議題が出され、教員相互による話し合いを行っており、2018（平成30）年度は就職内定率100%であった（備付 - 82・83・84）。

尚、就職支援の科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」が1年次の必修科目として設置しており、将来の進路について学ぶ等の就職活動の支援をしている。また「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」では、学生が担当教員へ就職活動の報告を行い教員からも助言・指導を行う等、支援する体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

短期大学生は、1年次後期からインターンシップ等本格的な就職活動をスタートするが、入学後、半年で就業意識を向上させることは非常に困難である。学生が望む企業等の紹介や希望に応じた就職支援をきめ細やかに進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

本学では、就職活動の際のエントリーシートや面接選考時の自己PRに活用すること及び社会に出て活躍できる人材育成の観点から、知識を活用して問題を解決する力と人と自分にベストな状態をもたらそうとする力が把握できるジェネリックスキルテストを実施している。非常に優れている強みの要素とやや不足気味で弱みの要素を分析し、得意な要素はさらに伸ばし、不足気味の要素は育成向上させるよう支援をしている。さらに、就職支援会社と連携し、学生の適正職種を選出と就職活動状況の把握が出来るようにしている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

○基準Ⅱ-A 教育課程

〔改善計画〕：学位授与の方針に基づく教育課程の編成・実施の点検と改善は継続して努めることとしている。尚、学習成果の査定（アセスメント）の実施の促進及び卒業後評価を学習成果の点検に還元する組織的な取り組み（例えば、同窓会の協力支援など）が課題である。

〔実行状況〕：本学の教育の質保証の推進に向けた課題については、各委員会及び教授会等でアセスメント・ポリシーに添って、学習成果の点検を行い、また、組織的な取り組みとして、同窓会の協力を得て行った卒業生アンケート、授業評価アンケート、CAP制の点検、GPAの活用などについて検証を行っている。

○基準Ⅱ-B 学生支援

〔改善計画〕：教育支援に関しては、専門の知識・技術を修得させることのみでなく、社会人として人間力を蓄えて卒業することができるように「社会人基礎力」の獲得を軸に進めることとしている。生活支援に関しては、精神的問題を抱える学生が増えてきている。就職・進路支援に関しては、学生一人ひとりの状況に対応したきめ細かな指導ができるように体制の整備が必要である。

〔実行状況〕：「社会人基礎力」については、全ての授業の中で獲得できるよう全学で取り組んでいる。精神的問題を抱える学生が増えてきていることに対しては、専門カウンセラーによるカウンセリングを月2回程度実施している。今後の学生状況により、より一層の強化が求められる。また、教職員による「学生サポート」のための勉強会も継続して行い、全教職員の意識啓発活動を充実させている。本学主催の企業合同セミナーの開催継続や卒業生との懇談など、具体的に役立つものを継続実施する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「三つの方針」による教育活動に対しては、アセスメント・ポリシーに基づいて、IRを活用して「授業評価アンケート」「就職状況」「就職先アンケート」「卒業生アンケート」「成績評価」「学修態度評価」等のデータ分析を行って、改善を図る。

就職活動が意欲的でない学生に対しては、大手就職情報会社と提携し、学生の行動・能力、性格等のデータから適正業種選出のヒントを得ることや Web エントリー状況から就職活動状況を把握して、未活動が確認できた学生には個別に企業紹介等きめ細やかな支援を行っていくこととする。また、一般企業へ就職を希望する学生向けに、少しでも業界や仕事に対する理解を深めさせることを目的に生活デザイン総合学科のインターンシップでは事前指導や実習報告発表会の拡充、食物栄養学科では就職ガイダンス等の開催を 6 回から 9 回に増やす等、より一層就職活動が意欲的になるよう図っていくこととしている。さらに、就職支援関連の講座を選択科目から必須科目に変更する等、今まで以上に時間割に組み入れる計画を検討している。当面の改善としては、主体性を持って行動を起こすようにすること、学生の素直さや良いところを自分自身で就職先に PR する方法を特別演習やキャリアデザイン等の科目で個別面接指導や集団面接指導から体得させるようにする。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

- 備付資料 125 専任教員の研究活動状況表（平成 26 年度）
 126 専任教員の研究活動状況表（平成 27 年度）
 127 専任教員の研究活動状況表（平成 28 年度）
 128 専任教員の研究活動状況表（平成 29 年度）
 129 専任教員の研究活動状況表（平成 30 年度）
 114 専任教員「履歴書」（令和元年 5 月 1 日現在）
 115 専任教員「教育研究業績書」（平成 26 年度）
 116 専任教員「教育研究業績書」（平成 27 年度）
 117 専任教員「教育研究業績書」（平成 28 年度）
 118 専任教員「教育研究業績書」（平成 29 年度）
 119 専任教員「教育研究業績書」（平成 30 年度）
 120 非常勤教員一覧表[様式 21]
 146 教員個人の事業報告
 147 教員個人の事業計画
 121 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報 No.85・86（平成 28 年度）
 122 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報 No.87・88（平成 29 年度）
 123 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学広報 No.89・90（平成 30 年度）
 124 教員定数表（令和元年 5 月 1 日現在）
 130 外部研究資金獲得状況一覧表（平成 28 年度）
 131 外部研究資金獲得状況一覧表（平成 29 年度）
 132 外部研究資金獲得状況一覧表（平成 30 年度）
 133 愛知学泉大学・短期大学紀要（平成 28 年度）
 134 愛知学泉大学・短期大学紀要（平成 29 年度）
 135 愛知学泉大学・短期大学紀要（平成 30 年度）
 136 教職員マスター（令和元年 5 月 1 日）
 150 愛知学泉短期大学学内 GP 要項
 137 FD 委員会議事録（平成 28 年度）
 138 FD 委員会議事録（平成 29 年度）
 139 FD 委員会議事録（平成 30 年度）
 140 FD 研修会案内、資料、参加者名簿（平成 28 年度）
 141 FD 研修会案内、資料、参加者名簿（平成 29 年度）
 142 FD 研修会案内、資料、参加者名簿（平成 30 年度）
 148 大規模地震対応消防計画
 149 緊急連絡網

備付資料 - 規程集

- 46 愛知学泉短期大学の教育職員の資格基準に関する細則 第2章 2-10
- 44 愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程 第2章 2-8
- 45 愛知学泉短期大学教育職員資格審査委員会規程 第2章 2-9
- 6 学校法人安城学園勤務規程 第4章 1
- 48 勤務規程 第2章 2-20
- 54 愛知学泉短期大学研究倫理規程 第4章 4-11
- 13 学校法人安城学園予算執行規程 第5章6 5-6
- 55 愛知学泉大学潜在能力開発研究所規程 第4章 4-12
- 51 「愛知学泉大学紀要」投稿および編集に関する細則 第4章 4-8
- 50 「愛知学泉大学紀要」投稿・執筆要項 第4章 4-7
- 47 愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程 第2章 2-11
- 49 教員海外研修要綱 第4章 4-6
- 60 愛知学泉大学と北京第二外国語学院との学術文化交流に関する協定書 第9章 9-1
- 61 愛知学泉大学とカピラノ大学間の交流に関する覚書 第9章 9-2
- 62 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との交流協力に関する覚書 第9章 9-4
- 63 学校法人安城学園愛知学泉短期大学と鳥山大学との学術・文化交流に関する協定 第9章 9-5
- 64 学校法人安城学園愛知学泉大学と慈済学校財団法人慈済技術学院との学術・文化交流に関する協定書、覚書 第9章 9-12
- 37 愛知学泉短期大学FD委員会規程 第1章 1-19
- 8 学校法人安城学園管理規程 第5章 1
- 9 学校法人安城学園文書取扱規程 第5章 2
- 10 学校法人安城学園公印取扱規程 第5章 3
- 11 学校法人安城学園経理規程 第5章 4
- 12 学校法人安城学園予算編成規程 第5章 5
- 13 学校法人安城学園予算執行規程 第5章 6
- 14 学校法人安城学園固定資産管理規程 第5章 7
- 15 学校法人安城学園施設等管理規程 第5章 8
- 57 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学消防計画 第7章 7-5
- 16 学校法人安城学園個人情報保護と活用に関する規程 第5章 11
- 59 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学個人情報保護と活用に関する規程 第7章 7-7
- 7 学校法人安城学園安全衛生管理規程 第4章 5
- 58 学校法人安城学園安全衛生管理規程 第7章 7-6
- 48 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学勤務規程 第2章 2-20
- 6 学校法人安城学園勤務規程 第4章 1

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

教授、准教授及び講師の職位（職名）に係る教員組織は、短期大学及び学科の教育目標とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて編成している。

2018（平成30）年5月1日現在の専任教員数（31人）は、3学科ともに教授の数を含め短期大学設置基準（教授10人、全体27人）を充足している。生活デザイン総合学科では学科の教育課程の特性に配慮して基準を上回る教員を配置している。また、各学科には、助手・研究補助員を配置して教育効果の充実を図っている。下段の表に示すように、教員の年齢は30歳代後半から60歳代（65歳定年）に亘っており、平均年齢は55.7歳である。また、50歳以上の割合77.4%は年々上昇の傾向である。

教員の年齢分布（人）

教員数 (人)	年齢ごとの専任教員数（講師以上）(才)							助手4人の平均年齢(才)	備考
	66以上	60～65	50～59	40～49	30～39	29以下	平均年齢		
31	3	11	10	3	3	1	55.7	44	

平成31年3月31日現在

専任教員は、履歴書及び研究業績書の提出、並びに学位、免許・資格等はこれらの写しの提出を求めて事実を確認している。教員の職位（職名）は、教育実績を含む前経歴、研究業績、制作物あるいは作品等を確認して、本学の「教育職員の資格基準に関する細則」（備付-規程集46）及び「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」（備付-規程集44）の定める基準に基づいて決定している。教育実績、研究業績、校務活動、制作物発表等の教員個人に係る業績は、年度ごとに追記報告を求めている。必

要に応じて、これら個人の情報や業績等は公表している。専任教員は、半期で平均 7 コマを担当することを就業規則で規定している。これを原則に、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、教養科目や専門科目を専任教員が中心的に担当している。また、「指導教授制」を各学科で採用して、専任教員は学生への指導・助言が日常的に対応できるよう配置している。

非常勤講師については、食物栄養学科では主に医療事務資格に係る科目に 7 人を採用している。幼児教育学科は個人指導を主とする科目（「音楽表現」、「造形」等）が多く、これらの科目担当者として 29 人の非常勤講師を採用している。生活デザイン総合学科の教育課程は、ベーシック・フィールド（教養科目群）の他、7 フィールドにわたる専門分野で編成されており、158 科目を開講している。そのため、特殊な専門科目（「スイーツ実習」、「インテリアデザイン」、「ファッションドローイング」、「ネイルアート I・II」、「エアロビクス」、「3D・CG 演習」等）の担当を中心に 48 人の非常勤講師を採用している。非常勤講師を採用する際は、専任教員の採用と同様に学位、免許・資格、研究業績、その他の経歴等の提出を求め、教務部委員会とカリキュラム委員会で確認している。このように、非常勤講師の採用に当たっては短期大学の設置基準の規定を遵守している（備付 - 規程集 46）。

一部の科目については、学科間での兼担及び併設大学の専任教員が兼任している。補助教員は配置していないが、各学科には教育課程編成・実施の方針に基づいて、助手・研究補助員を配置して教育効果や学生指導の充実に努めている。

教員の昇任は、「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」に基づいて、「大学・短期大学教育職員資格審査委員会」を 1 月から年度末に数回開催して選考している。すなわち、委員会では、専任教員の在任期間の基準に従って（備付 - 規程集 45）、助教から講師へ、講師から准教授へ、准教授から教授へ昇任する候補者を確認している。各候補者については、それぞれの学歴・職歴の他、基準に示す在任期間での建学の精神に基づいた教育活動・研究活動・社会活動の実績（備付-規程集 44、備付-125・126・127・128・129）、社会性・社会力、人格等を総合的に勘案して候補者を決定している。その後、候補者との面談を行い特に上記基準に係る本人の本学教育・研究に対する認識や帰属意識、実践能力等を踏まえて確認している。とりわけ本学園の教育方針である「建学の精神を核とする教育」、「社会人基礎力を核とする教育」、「pisa 型学力を核にした教育」の推進を基本に、基礎学力と専門知識・技術と「社会人基礎力」の 3 つを統合的に身に付けることができる「智・徳・体・感・行」に基づいた自学・共学システムの開発と実践について積極的に推進できる姿勢や能力について慎重に確認している。これらの結果を総合的に勘案して候補者を決定している。その後、候補者は理事会審議で承認を得た後、昇任が発令されている。

教員の採用（充足）は、欠員が生じた場合に、適宜、公募によって行っている。その手順は、大学・短期大学人事委員会（理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、法人事務局長、大学事務局長及び短期大学事務局次長）において、大学と短期大学の当該年度の教員の退職並びに次年度の採用計画を一元的に決定している。この採用計画に基づいて、「就業規則」（備付 - 規程集 48、備付 - 規程集 6）、「愛知学泉短期

大学教育研究業績評価委員会規程」（備付 - 規程集 44）、及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」（備付 - 規程集 46）に従って、「大学・短期大学教育職員資格審査委員会」（備付 - 規程集 45）で選考している。そして、候補者は理事会の議を経て決定し発令されている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の教育と研究活動に関して、学長は、専門性に加え「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦（不得意への挑戦・上達への挑戦・未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発と教育方法に関する研究活動に取り組むよう方針を示している。また、地域に根ざす本学は、各学科の特性を踏まえて学科単位やグループ単位の取り組みとして、地域連携や地域活性化に資する PBL 活動についても推奨しており、各専任教員はこれらの方針を踏まえて教育と研究活動に携わっている。本学は栄養士や保育士養成の教育・研究施設である他、種々の資格・検定に係る専門教育を行っており、各専任教員はそれぞれの科目担当者として適格性を有しており、例えば、教員の昇任選考の際には過去5ヵ年の研究内容の専門性と担当する主要科目との適合性を基準の一つとして重視している（備付 - 115・116・117・118・119）。また、次表に示す研究実績のように、教員は本学の方針を受けて、専門の研究活動だけでなく地域との連携を念頭に多くが専門性を活かした社会的活動に従事している点が特徴である。現状では、各教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育活動と専門性の研鑽及び多忙な日常の中で地域連携の PBL に係る研究活動に努め、さらに分掌の校務活動、学生指導等の校務活動に従事している。

2018（平成30）年度 専任教員の研究実績

学科名	氏名	職名	研究業績					国際的 活動の有無	社会的 活動の有無	備考
			著作数	論文数	学会等 発表数	展覧会 演奏会等	その他			
生活デザイン総合学科	青山 晴美	教授							無	
	江良 友子	講師					1		有	
	小山田 尚弘	教授					6		有	
	神谷 良夫	准教授					2		有	
	河合 詠子	講師							無	
	木村 典子	准教授		2	1				有	
	後藤 恵子	准教授		1			1		有	
	菅瀬 君子	教授							無	
	千賀 敬之	准教授					1		有	
	長谷川 えり子	教授		1	1		2		有	
	秦 真人	教授	1				1		有	
	早川 周	准教授							無	
	山本 豊	教授					2		有	
	食物栄養学科	安藤 正人	学長・教授							無
熊崎 稔子		講師							有	
鈴木 幸男		准教授							無	
根間 健吉		教授					2		有	
服部 哲也		講師							無	
早瀬 須美子		准教授			1				有	
山本 敦子		准教授		1	3		1		有	
横田 正		教授					1		有	
幼児教育学科	石川 博章	教授	2				8		有	
	伊藤 照美	講師			1				有	
	伊藤 智式	准教授					1		無	
	岡田 真智子	准教授							有	
	児玉 珠美	教授		1					有	
	高沢 佳司	講師							無	
	谷村 和秀	講師	1	1					有	
	津島 忍	教授		2		1			有	
	服部 壮一郎	講師							無	
	本多 峰和	講師	1		1		5		有	

教員は、年度毎に個人の事業報告と次年度の事業計画案を提出し、予算編成や決算書作成に供しており、運営委員会や管理運営者会議等で資料として閲覧できるようにしている（備付 - 146、

備付 - 147)。この中で研究活動の状況についても、教育活動、社会的活動と併せて報告している。また、教員個々の研究業績や社会的活動は、教員調書の様式に従って毎年の 12 月に追記しており、さらに一部は毎年発行（10 月）の大学広報に目録として掲載・公開して研究活動の活性化を促している（備付 - 121・122・123）。岡崎大学懇話会（4 大学 3 短期大学で構成）を構成する本学の教員は、同懇話会ホームページ上の大学研究者データベースに名簿と業績等の概要を掲載しており、毎年最新の内容に更新して一般公開している。このように、専任教員は個々の研究活動の状況を公開している。

食物栄養学科の教員は、（一社）全国栄養士養成施設協会から継続して助成金を得て、学生と協働で食育並びに地域連携の PBL 活動を実施している。生活デザイン総合学科の一部のゼミでは、それぞれが地元企業と連携して資材の提供を受けながら、教育・研究活動を推進して地域活性化に貢献している。2018（平成 30）年度は、幼児教育学科の一部の教員は、継続して個人の科学研究費補助金を確保し、研究を発展させている（備付 - 130・131・132）。

本学の研究活動については、規程を整備して、以下の手順で行っている。すなわち、研究活動は「愛知学泉短期大学研究倫理規定」を遵守することを基本として、年度当初に個人の事業計画の中で研究計画を立て、それに基づく研究活動を行っており、研究倫理は定期的に確認している（備付 - 規程集 54）。教員の研究に係る研究経費は、「個人研究費」の名目で、年度毎に 30 万円である。これは教員の担当する授業の教材費、研究のための図書購入費、資料印刷費、研究のための学会費や出張費、研究備品購入費等に充てられている。予算執行については「学校法人安城学園予算執行規程」が定められ、適正かつ円滑な執行が行われている（備付 - 規程集 13）。機器備品の購入については、個人研究費の範囲内で可能な場合には購入伺書類の提出後、各教員が購入している。また、高額機器等の購入については、別途学科の事業計画案に沿って予算要求し、学園研究経費予算枠内で承認を得なければならない。研究費枠内の図書費についても同様に確保されており、図書館との連携による購入が図られている。また、貸与する PC 及び周辺機器については、専任の SE によって購入・日常の整備並びに安全性と情報の管理が適正に行われている。

本学は、教員の研究テーマが人あるいは動物を使用する場合には、研究テーマに対する研究方法と管理が適正に行われるかを事前に確認するため、必要に応じて併設大学家政学部と共同で「人と動物に関する実験倫理委員会」を開催して審査を行い、安全な研究の遂行、人のプライバシーや個人情報の管理と倫理の確保に努めている。事務局次長は、教授会の中で、随時、研究活動に伴う個人研究費や外部資金の用途について、不正の例示を挙げて適正化の啓蒙に努めている。

研究の成果については、本学と併設大学家政学部が共同で年 2 回刊行する「愛知学泉大学紀要」（備付 - 133・134・135）への投稿を始め、各学会誌等への投稿や学会発表活動によって行われており、研究成果を発表する機会を確保している。「愛知学泉大学紀要」は、愛知学泉大学潜在能力開発研究所規程（備付 - 規程集 55）に基づく「愛知学泉大学紀要投稿および編集に関する細則」（備付 - 規程集 51）により各学科から選出された委員で構成される紀要編集委員会が、併設大学選出の委員と共同して、編集・発刊にあたっている。教員の投稿は「愛知学泉大学紀要執筆要項」に基づいて行われている（備付 - 規程集 50）。尚、過去 3 ヶ年の掲載論文数は、2016（平成 28）年度 10 編、2017（平成 29）年度 23 編、2018（平成 30）年度臨時増刊 9 編（大学・短期大学を含む）、2018（平成 30）年度 7 編（短期大学のみ）である。

専任教員には研修や研究のための個人研究室が整備されており、設置基準を充たしている。その他、複数教員や学科全体での教育・研究活動のため共同利用の研究室や実験室、会議・ゼミ室

等が整備されている。本学は、教育目標達成に向けた研究活動を奨励するため、毎年、学長裁量経費による「学内 GP」の公募を行って、応募者の中から数件程度に助成金を交付している（備付 - 150）。また、教員の教育目標に対する活動の活性化を目的に、「愛知学泉短期大学の教育目標を実現する上で必要な教員評価の実施に関する規程」を整備して（備付 - 規程集 47）、教育実践に努力する教育を公表し、一方で努力を促すことに役立てる等、全学的に教育改革を推進している。

教員の研究の機会については、個人研究費と共に、週 1 日の研修日を確保して、土曜日と併せて最大 2 日間の研究活動日を確保している。また、夏期の授業を休業する長期休業期間中では、研究資料収集や研修会出席等のための国内・国外出張は、事前に予定を学長に提出し許可を得てから行われている。

教員の海外研修（1 年以内あるいは 3 ヶ月程度）については、「教員海外研修要綱」によって取り扱い、学長は本人からの申し出によって推薦書を作成し、理事会の議を経て海外研修者を決定している（備付 - 規程集 49）。国際会議出席等に関する規程は定めていないが、従来からの慣例として、学長は予め教員から海外出張の願いを提出させ、教育業務や校務活動に支障が無い場合に限り許可することとしている。また、本学は、カナダのカピラノ大学、中国の北京第二外国語学院、韓国の烏山大学、台湾の慈済技術学院との間でそれぞれ学生と教員の相互交流協定を締結している（備付 - 規程集 60・61・62・63・64）。これら 4 大学への教員の海外派遣や短期留学については、毎年度、国際交流委員会が協定に基づいて該当者を選考し、校費でそれぞれ派遣している。

FD 委員会は、「愛知学泉短期大学 FD 委員会規定」の下に、年間を通して全学的・組織的活動を主導している（備付 - 規程集 37）。すなわち、FD 委員会は月例で開催し、その活動は規定第 2 条の 2 項で示すように、①教員の教育研究能力向上のための教育技術の開発向上、授業計画の立案、学習に関する教育方法の研究及び教育評価方法の習得のための活動 ②教育課程の開発・向上のための授業計画の立案等 ③教育目標を達成するための教員組織、単位制、クラス編成、学習支援のための活動 ④IR 委員会との共同による教育改善・教育能力向上の研究 ⑤教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有 ⑥教員の教育能力向上、教育改善のための調査並びに検証及び学習成果の把握等の実施の総括とその分析を踏まえた教育等の開発、改善及び向上 ⑦教員評価の結果、改善が必要と指摘された教員に対する支援 ⑧ティーチングポートフォリオに関する研究及び研修 ⑨学生による授業評価を含む教育評価に関する点検・評価活動等 ⑩その他 教育目標を実現するために必要な教員の教育力を向上させるための研修及び教育に関する研究活動である。例えば、①の教員の授業改善に向けては、毎年、前期・後期末に各教員の担当全科目について、学生（無記名）による「授業評価アンケート」を実施し、その結果を取り纏め改善の方策に役立てており、教授法に関わる改善の指摘事項は教授会で報告する他、必要な場合には教務部長あるいは学長が教員個別に改善の指導を行っている。各科目のアンケート集計結果は、担当教員に返還して確認させ、教員自らが授業改善の観点から講評書を作成している。さらには、各学科ごとに検証し、講評書は全体を取り纏め、学生・教職員が自由に閲覧できるよう教務課と図書館で常備して公開している。⑤の専任教員相互による「授業公開」は、評価する教員 3 名がルーブリック形式による評価作業を授業内で実施し、この結果を確認集計して特に改善を要する場合には該当する教員へ評価内容を示し、授業改善を促している。⑩に関して、本学園では FD（SD 含む）活動の一環として毎年 6 月の第 3 土曜日に「安城学園報告討論会」

を開催している。ここでは、教育の質の保証や向上に向けて教育を取り巻く喫緊の課題等をテーマに理事長の基調講演の後、各設置校の教育実践報告を受け、互いに議論を深め、改善策を探る機会として定着している（基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項 参照）。さらに、前期と後期でそれぞれ1回、年2回のFD（SD含む）研修会として、外部講師や内部の担当者による講演会を開催し、教育改革・改善に資する話題の提供を受けており、教員はこれらのFD活動をとおして各自の授業・教育方法の改善に役立てている（備付-137・138・139、備付-140・141・142）。

専任教員は「指導教授制」の下、担当する学生の指導・助言を授業や生活全般にわたって日常的に行うこととしており、月例で開催する学科運営会議の中でこれらの状況を互いに報告して教員と助手・研究補助員による情報の共有を図っている。すなわち、学科内では、学生の単位取得（履修）の状況、進路（就職活動）の状況、資格や免許の取得状況の他、学生からの種々の要望（健康管理や心の状況、人的・設備等の教育環境等の改善）について意見交換を行っている。一方、学科を越える課題の対応では、学科内の校務分掌各委員が取り纏め、教授会の下で組織される各種委員会（教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、図書館・紀要委員会、まちづくり委員会、国際交流委員会）等で意見集約して、運営委員会や教授会で審議あるいは報告を受けて全教職員が学習成果の向上に関わる体制として機能している。また、各学科は問題の発生予防と早期発見に努め、問題発生の場合は直ちに学科長及び関係校務分掌委員と連携して対応している。このように、専任の教員と職員は、学生の学習成果獲得の向上と学内外の生活の満足度が向上するように、学内の関係部署と連携して指導に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

学校法人安城学園の事務組織は「学校法人安城学園管理規程」に定め、本部、豊田キャンパス（大学事務）、岡崎キャンパス（大学・短期大学事務）、高校事務局（2校）、幼稚園事務局を設置し必要な職員を配置している。それぞれの事務分掌についても明確に定めている。

短期大学は家政学部と同一キャンパスにあるので家政学部事務と協同体制で業務を行って

る。実際には事務局に総務課 6 人（庶務、会計、管理）、教務課 5 人（教務、情報）、学生課 4 人（学生支援、学生相談、学生会担当、保健室）、就職課 5 人（就職支援、キャリアサポート）、入試広報室 6 人（学生募集、広報、入試）、図書館 4 人を配置し事務分掌に基づき業務を適切に行っている。

岡崎キャンパス事務局には短期大学事務長を置き、個々の事務処理が円滑に進むように配慮している。岡崎キャンパス事務局全体の統括は大学事務局長が短期大学事務局次長も兼ね行っている。事務局長・事務長は大学・短期大学管理運営者会議の構成員であり運営委員でもある。運営委員会では、管理運営面での情報を提供し教学と事務が協働できる体制を構築している。また、法人全体の問題に関しては学園事務会議に出席し、理事会・評議員会・法人の重要な決定事項等の伝達を受け、管理運営上の課題について共通理解の下に職員が働けるように指示伝達ができる事務体制となっている。

教育改革や教育行政改革により、特に大学職員としての専門性が必要とされてきているので、職員も認識し専門知識・技能の修得に努めている。大学は、本人の資質を見ながら育成に努めている。職員育成に関しては、幅広い事務分野で業務が遂行できるように若い一般職員は原則 3 年程度で異動を行い、専門の知識とスキルを獲得できるよう工夫している。また、各課を取りまとめる役付き職員は 5 年を目途に異動を行って、より高度な専門性を付けるように努めている。

事務職員の昇任・異動に関する規程は定めていない。昇任人事においては慣例的にできるだけ多くの職員の意見を聞き、職員の専門的職能も含め日常業務評価を集め、勤務評価を事務長・事務局長が報告書として理事長に報告し、人事委員会で協議し決定している。

各設置校の事務運営は「学校法人安城学園管理規程」に基づき行っている（備付 - 規程集 8）。事務業務に必要な規程は「学校法人安城学園文書取扱規程」「学校法人安城学園公印取扱規程」「学校法人安城学園経理規程」「学校法人安城学園予算編成規程」「学校法人安城学園予算執行規程」「学校法人安城学園固定資産管理規程」「学校法人安城学園施設等管理規程」等を整備し、それに基づき事務を適切に行っている（備付 - 規程集 9、備付 - 規程集 10、備付 - 規程集 11、備付 - 規程集 12、備付 - 規程集 13、備付 - 規程集 14、備付 - 15）。

事項決裁規程はないが、決裁までの流れは決まっている。各部署担当者が起案した書類は担当リーダー、事務長、事務局長を経て学長の決裁に至る。理事長の決裁が必要な場合は、法人事務局長を経由して理事長決裁を行っている。

経理決裁については、「学校法人安城学園予算執行規程」に基づいて（備付 - 13）、理事長及び法人事務局長が定期的に決裁日を設けて行っている。また、一定額の範囲であれば学長・事務局長の決裁も認められている。学長決裁が必要な勤務に関する願、出張願及び休講願等については、事務長・事務局長を経由して行っている。必要な場合は各学科長や部長・委員長を経由して教育上の問題が発生しないように決裁を行っている。

学籍簿等の重要書類は「学校法人安城学園文書取扱規程」に従って、定められた期間、定められた場所に保管している。保存期間を経過したものは、断裁、焼却の方法で廃棄して個人情報漏洩防止に努めている（備付 - 9）。

学内外の変化に対応し業務上必要な新たな規程の作成については、「大学・短期大学管理運営者会議」で検討して理事会において決定する。諸規程の改廃が決まったら法人事務局から規程の差し替え手続きが行われ、常に新しい規程による短期大学運営が行われている。

本学園では、教職員一人に 1 台のパソコンが貸与され、それが学内 LAN システムにより各設

置校が共通して利用できるようになっている。また、印刷・コピーが頻繁に必要である総務課、教務課、学生課、就職課、入試広報室、図書館には電話の他に FAX や複写機が整備されており、特に印刷作業の多い総務課と教務課には輪転機を配置している。

これらの機器は、教職員が共同して利用できるようになっている。また、学生からの申し出があれば学生も利用できるようにしている。機器については、総務課が管理し、常に正常な状態で使用できるように努めている。

本学園には、消防法第 8 条第 1 項に基づき、「愛知学泉大学・愛知学泉短期大学消防計画」を制定し（備付 - 規程集 57）、設備等の点検、建築物等の自主点検検査、教育訓練、自衛消防組織等を規定し、自衛消防隊を組織している。

2009（平成 21）年度から「大規模地震による防火・防災計画」を策定し（備付 - 148）、東海地震・東南海地震に対する震災対策計画を定めた。これは地震災害の予防措置、地震発生時の対応等を規定している。本学の消防・防災を期するために独自に「愛知学泉大学消防・防災計画」を策定し、その対策等について詳細に規定している。これらの規程には責任者が示されていることはもちろんであるが、緊急連絡網も毎年作成し（備付 - 149）、全教職員に周知徹底し緊急の危機管理ができるようにしている。

避難訓練は、5 月に全学教職員・学生を含めた避難訓練を行い、総括は運営委員会や教授会でを行い問題点を見直している。また、10 月には消火器・消火栓を使用し、消火訓練を行っている。寮生には、別に避難訓練を実施している。さらに、学生に対しては、災害発生時の心構え、避難方法、災害後の連絡方法等をキャンパスライフ（学生便覧）に記載し、オリエンテーション時に説明と啓蒙活動を行っている。

学内の情報管理システムやセキュリティ等については、事務局長が専任の SE に指示を与えて、問題なく管理等を行っている。情報システム全体については、情報教育委員会で協議をして管理運営を行っている。教職員各自には、個人情報の管理を含めて、教授会等で学長または事務局長から注意を喚起して、慎重な扱いと厳重な保管が促されている。学生には、情報教育委員会・学生部委員会から情報管理の徹底を指導している。

また、個人情報保護に関しては、個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、学園及び各機関の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的として「学校法人安城学園個人情報の保護と活用に関する規程」を策定し（備付 - 規程集 16、備付 - 規程集 59）、所属長等及び職員に個人情報の適正な取り扱い、正確性及び安全性の確保の義務を明示していることをはじめ、個人情報の取り扱い、個人情報ファイルの保有等、個人情報の開示・訂正等について詳細に規定している。

その他、学校法人安城学園における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害の防止、職員の安全と健康を確保するために「学校法人安城学園安全衛生管理規程」及び「学校法人安城学園安全衛生委員会」を設け安全衛生に関する状況把握を行っている（備付 - 規程集 7、備付 - 規程集 58）。

このように、防災対策、情報セキュリティ対策等の危機管理、安全衛生については整備している。規程を整備するだけでなく、突然起きる万一の場合を考えて、学生が安全で安心して学習できるよう心がけ対策をしている。

職員の学内研修は「学園報告討論会」「設置校で行う職員研修会」「幹部研修会」を行っている。外部で行う研修は、愛知県私大事務研修会、私立短期大学協会、文部科学省が行う研修会等へ積極的に参加している。また、SD 推進のために「安城学園事務研究会」を立ち上げ活動している。

SD活動に関する規定を整備している。本学のSD活動は学園全体で行う「学園報告討論会」、設置校で行う「職員研修会」、「幹部研修会」や外部で行う「愛知県私大事務研修会」、私立短期大学協会や文部科学省が行う研修会等、積極的に参加している。大学の現状や課題、業務に関して必要があると認められたときは、職員からの申し出による学外研修も行っている。各部署の業務遂行に必要な知識・技術の獲得のための研修が主になっている。SD活動では日々行っている事務処理能力、各職階・管理者層で必要な能力の育成、企画力、プレゼンテーション力の育成等、バランスの取れた研修プログラムを系統的、階層的に準備し実施していくことが必要であり、「事務研修会」の課題として、毎年、取り組みを進めているところである。

事務局各課では、年度当初の事業計画に基づき、その目標を達成するために業務を推進している。事業計画は、前年度の到達目標を明確にし年度末には事業報告で計画に対して達成できた点、未達成の点等を確認し常にPDCAサイクルの観点を持ち、業務改善を行っている。また、月一度、定例の事務局会議を行い、業務の確認、課題、調整について話し合いを行い、日常業務の改善に努力している。担当部署だけではなく、全体で事務を推進するために、担当部署以外との連携・協力体制を取り業務改善に努めている。

さらに、事務業務の増大、複雑化に伴い、事務業務の見直しを進めている。事務業務の中心部分を専任職員で行い、補助的業務は非常勤職員や派遣職員で対応し業務分担の見直し等を行っている。また、毎年、各課において業務点検を行い、問題であった点は次年度の事業計画や事務分担を変更し改善を図っている。

本学は、開学以来「庶民性」と「先見性」を掲げ人材養成を行ってきた。この目的達成のためには、教員だけでなく職員一人ひとりが建学の精神を深く理解し、学習効果を向上させることが求められる。

本学では、大学運営と教育は教員だけでなく、職員との協同により質の高い大学教育が推進できると考える。そのため、学習効果を向上させるために、各学科に教育支援の職員を配置し強力なバックアップ体制を整備している。

本学の学習・研究支援のための事務体制は、事務局に総務課（庶務、会計、管理担当）、教務課（教務、情報）、学生課（学生支援、学生相談、学生会担当、保健室）、就職課（就職支援、キャリアサポート）、入試広報室（学生募集、広報、入試）、図書館に分かれ職掌に応じて学習・研究支援を行っている。

その他に授業と研究をサポートする職員を食物栄養学科に4人（助手2人・研究補助員2人）、幼児教育学科に3人（研究補助員2人・非常勤職員1人）、生活デザイン総合学科に7人（助手2人・研究補助員3人・非常勤職員2人）を配置し研究・学習支援・生活支援を行い、成果をあげている。

各種委員会（教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、入試委員会、図書委員会、その他）には各課の職員が構成員として出席し意見を述べている。職員からの意見も積極的に採り入れ教育研究支援及び学生生活支援等協力体制ができ、円滑に進んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については、就業規則に明確に定め（備付 - 規程集 6、備付 - 規程集 48）、それぞれが自覚の下、勤務に励んでいる。教員の勤務については教育職員勤務時間等内規に従い勤務を行っている。また、任期制教職員、非常勤職員についても就業規則を定めている。

本学では、規程の他に、教授会や事務会議等の場を利用し、法令等の遵守はもとより、各自が自発的に高い規範意識を持って業務・研究するよう自覚を促してきており、人事管理は適切に行っている。

規程集は事務局に備え付けてあり、要望に応じて閲覧できる。さらに、学内のネットワーク上に載せ、教職員各自が常に規程を確認し業務が行えるようにしている。新任者に対しては就業に関する研修を行っている。また、諸規程に関しガイダンスを行い周知している。規程にない管理運営上の問題については、その都度、大学・短期大学管理運営者会議で検討・協議し、結果を教授会・事務会議等で周知し適切な業務が行えるようにしている。

教職員の就業に必要な諸規程は整備し、その規程に基づき勤務を行っている。

勤務時間に関しては事務職員の就業時間は1年間の変形労働時間制をとり、労働時間の管理を行っている。行事等で時間外に勤務した場合は振替休日取得で対応している。教員は教育職員勤務時間等内規に従って勤務を行い管理ができています。

その他の就業に関しても就業規則に基づき適切に行っており問題はない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の就業や勤務管理は勤務規程に基づき行っている。サービスの質を向上させ、職員の労働時間管理を行うために、変形労働時間制を導入し、対応しているが突発的な業務もあり、勤務内容や体制の見直し等を進め適切な勤務管理ができるよう取り組むことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 備付資料 154 図書館概要
155 図書館平面図

備付-規程集

- 32 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学図書館委員会規程 第1章 1-14
11 学校法人安城学園経理規程
14 学校法人安城学園固定資産管理規程
15 学校法人安城学園施設等管理規程
56 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学備品管理規程 第7章 7-4

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は2007(平成19)年度に安城市、豊田市、岡崎市に分散していたキャンパスを岡崎キャンパスに統合した。統合により、施設設備の集中化を図り、図書館機能、学生のアメニティの充実等を図ってきた。また、共存する家政学部とも施設を共有し、相互のメリットを高めてきた。教育機器や実験機材等も共同使用ができるようになった。

施設については、教務部委員会、学生部委員会、学生会等各委員会からの意見を大

学の管理運営者会議でまとめ、理事会で計画を検討し、整備を行っている。使用については各委員会からの計画を担当の管理者がまとめ、調整し十分に活用できるようにしている。

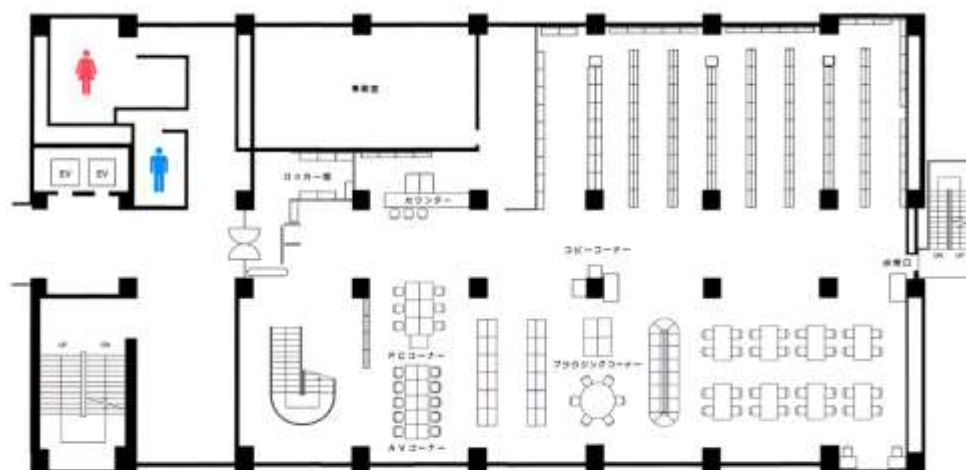
短期大学設置基準第 30 条並びに大学設置基準第 37 条による現行の収容定員に基づく基準校地面積は、校地が 6,400 m²である。愛知学泉大学家政学部と共用する校地は 54,280 m²の面積を有している。したがって、現有する校地面積は基準面積に対して十分な余裕を持っている。

愛知学泉大学家政学部と共用する校地の 54,280 m²の面積の内、運動場用地は 30,221 m²である。

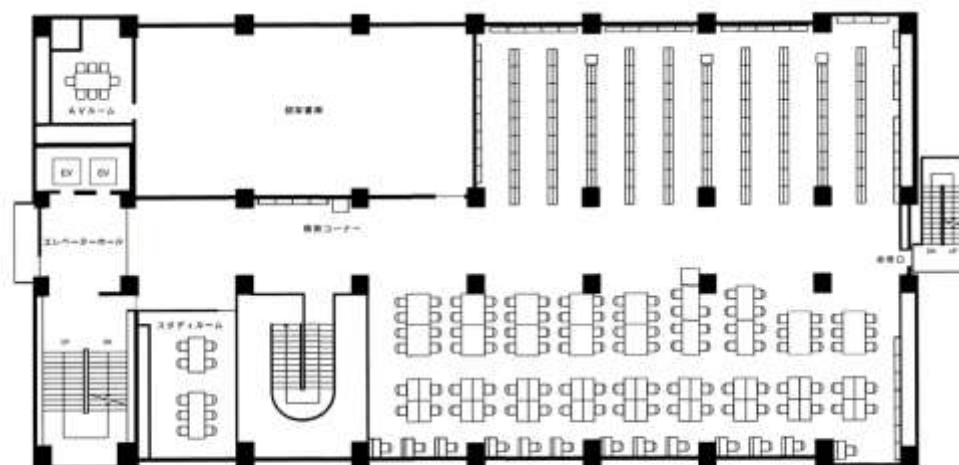
テニスコート 5 面、レクリエーション広場があり、体育の授業のほかサークル活動の場所としても利用している。

岡崎キャンパスの校舎面積は、約 18,000 m²を有し短期大学設置基準面積（6,350 m²）を大きく上廻っている。建物は 1 号館～5 号館、音楽棟、セミナー棟からなり、一般講義室の他、実験・実習室、音楽ホール、ピアノ指導室及び練習室、体育館等を有し十分な教育研究環境が整備されている。5 号館については、エレベーター 2 基の内 1 基は車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、1 階に車椅子使用者が利用できる多用途便所を設置している。また、建物に入る動線から建物内においても段差の少ない構造となっている。音楽棟についても、エレベーターが車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、2 階に車椅子使用者が利用できる多用途便所を設置している。その他の建物についても、段差のある出入口は持ち運びのできるスロープが用意してあり、必要に応じて対応できるようになっている。

教育課程に応じて行われる授業に合わせた教室は用意されている。主要な講義室にはプロジェクター、DVD 等の視聴覚設備を設置し教育効果の向上に努めている。実験・実習室等は基礎から専門まで学習できるよう配置しており、必要な備品も設置している。図書館は、短期大学 3 学科と大学家政学部の共用図書館である。閲覧座席数は、2 階 81 席、3 階 141 席で、合計 222 席を有する。従来から大学・短期大学設置基準の申し合わせで座席数は収容定員の 10%を確保することになっている。本学の収容定員数は、短期大学 640 人、大学家政学部 760 人の合計 1,400 人であるので座席数の基準は満たしている。学生 1 人当たりサービス・スペースは 1.33 m²あり、私立大学平均の 0.49 m²を超えることから適切な広さである（備付 - 154、備付 - 155）。

図書館配置図 (面積 2階: 772 m² 3階: 881 m²)

2階



3階

2013（平成 25）年 9 月には、利用の活性化を図るために改革を行った。ラーニングコモンズの考え方を取り入れ、2 階はオープンゾーン（授業やグループで話し合いながら学習ができる）とし、3 階はプライベートゾーン（静寂な環境の中で個人の学習や読書に集中できる）とグループ学習用のスタディールームとした。また、カバンやノート、パソコン等の持ち込みもできるようになり、設置パソコンもインターネットだけの利用から、文章作成ソフト等も利用できるようにした。また、図書館情報（新刊、イベント等）の発信も新たに開始した。尚、2018（平成 30）年 4 月には、ラーニングコモンズの環境を更に拡充し、2 階・3 階にプロジェクターとプロジェクター用パソコン、スクリーンを新たに整備し、wifi 環境も整った。

図書館蔵書数一覧（短期大学・大学家政学部合計）

2019（平成 31）年 3 月 31 日現在

種別	和書（冊）	洋書（冊）	合計（冊）
専門図書	96,265	6,139	102,404
一般図書	34,930	2,066	36,996
AV 資料	2,432	1,059	3,491
合計	133,627	9,264	142,891

現在の蔵書数は、142,891 冊（短期大学、大学家政学部合計）で、開架における資料は約 101,000 冊で、所蔵資料の 7 割以上が開架で閲覧できる。特に、基本参考図書や関連図書は学生が利用しやすいように開架中心となっている。また、所蔵する雑誌は、和の学術雑誌 147 種、洋の学術雑誌 57 種である。

購入図書の選定については、図書館運営委員会規程によって選出された図書館運営委員と図書館司書によって構成する図書館運営委員会がその任にあたる（備付 - 規程集 32）。選定は、概ね次の基準にしたがって行われる。①専任教員のカリキュラムに対応する資料、②参考文献や白書等継続図書、③学生のリクエスト、④教職員からの希望図書である。高額な資料については、図書館運営委員会で検討する。図書館資料購入にあたって、短期大学と大学家政学部との区別はあるが、利用上は短期大学、大学家政学部の区別なく利用者にはすべての資料が利用可能である。廃棄システムについては、図書館運営委員会が廃棄基準にしたがってその任にあたり、所定の手続きを経て対処している。

開館時間は、平日は 9 時から 18 時までである。第 1・3 土曜日についても、9 時から 14 時まで開館している。長期休暇中については、学校閉鎖期間等を除いて 9 時から 17 時まで開館し学生利用に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

校地校舎及び施設の維持管理については、事務局総務課と法人本部事務局が協力して行っている。施設設備の保守点検については、契約業者が行っているものもある。

建物・構築物の大規模改修工事等については、中長期計画を基に毎会計年度に予算措置を講じて実施している。

教育研究備品等は、関係の教員と大学事務局、さらに法人本部事務局が協議・調整しながら年度事業計画を立案し、改修、買い替え等適切な維持管理を行っている。

学校法人安城学園規程集第5章管理において、「学校法人安城学園経理規程」、「学校法人安城学園固定資産管理規程」、「学校法人安城学園施設等管理規程」及び「愛知学泉短期大学備品管理規程」を整備している（備付 - 規程集 11、備付 - 規程集 14、備付 - 規程集 15、備付 - 規程集 56）。

「学校法人安城学園 施設等管理規程」に基づき、施設設備が教育及び研究並びに業務が秩序ある環境の基に円滑に行われるように取り組んでいる（備付 - 規程集 15）。

「備品管理規程」に基づき、備品を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用できるよう努めている。物品（消耗品）等についても備品管理規程内で分類し定められており、適切に維持管理が行われている。

規程に消防計画を整備し、災害・防火管理を徹底し災害による人的・物的被害を防ぐことを目的としている。

火災予防に努めるため、法令基準に定める自主検査及び点検を定期的に行っている。また、毎年消防訓練として全教職員・学生を対象とした避難訓練を1回、消火訓練を1回実施し、日頃から防災に関する知識を持つよう努めている。

コンピュータウィルスの感染を防止するために、学内設置の全てのコンピュータには、アンチウィルスソフトをインストールし、セキュリティパッチは常に最新のものが適用されるように設定している。また、ファイアーウォールを構成し、外部からの不正なアクセスを防止している。

節電については、教室等の照明は授業時に点灯し、終了後には消灯する。空調についても冷房使用は27℃以上、暖房は22℃以下設定で利用することを徹底している。また、空調機器基板を事務局へ設け、適切な温度設定が行われている。

2012（平成24）年度には、1・2号館全室の空調機器改修を行った。ECO仕様機器を導入し、節電と地球環境へ配慮した運用ができるようになった。今後、他の建物についても計画的にECO仕様機器導入を検討していく必要がある。

節水について、節水コマを設置することで省資源効果が得られている。ゴミ処理は、環境問題の最も身近な問題と考えて分別することを行い、環境教育の一環と考え取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2018（平成30）年度に耐震対策事業の一環として、大学及び短期大学の施設となる新校舎（6号館）を岡崎学舎に建設し、これに伴い、耐震性に問題のあった旧3号館を撤去している。このことにより、2019（平成30）年3月31日現在における学園が保有する学校施設で学生生徒園児・教職員等が日常的に使用する建物に対する耐震対策率は100%となった。また、学校施設の非構造部材については、大学、短期大学、そして、高等学校の屋内運動場に対する耐震化を完了している。また、施設の維持管理にあたり、建設年度の古い建物である体育館、1号館、そして、2号館に対する屋上防水シートの張り替え、塗装、バリアフリー化等の実施に向けた中期計画を立案することが課題である。

調理実習室等を始めとする古い教室のリニューアル化の課題もあり、年次計画にて対応を検討している。

教育研究備品等についても、教育現場の要望を聞きながら時代に合った新しい備品に買い替えると同時に年次計画を立て徐々に更新する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- 備付資料 156 学内 LAN の敷設状況
157 コンピュータ教室等の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアの向上・充実を図っている。

教育課程編成と実施方針に基づき、教育の効果的な実施を支援するために、学内 LAN を整備し、教育遂行上必要な情報の伝達と管理を行っている。また、クリッカーの導入を行い、双方向の授業が行えるようにした。さらに、学生が予習・復習に使えるようシラバスをネット上に載せ、参考図書を紹介も行っている。また、情報科目、ファッションや調理等、実習・実験等の科目においてはハード面の充実はもちろん、専門知識のある助手・研究補助員を配置し、学生がハードウェアの使用がスムーズにできるよう対応している。

学生については、全学科・全学生がコンピュータ科目を受講できるカリキュラムを編成し、情報活用能力を育成するように図っている。教職員については、情報技術向上のために、SE による個別指導や情報活用に関する相談が出来るよう支援している。また、外部の研修会にも参加できるよう支援している。

本学は、各学科の教育課程編成と実施に基づき、必要な設備を整備してきた。不足するものや新たな整備が必要なものは、学科運営会議や各委員会の要望を聞き取り、毎年度の事業計画に基づき新規の整備や補充を行っている。

情報機器はハード、ソフトを含め情報教育委員会で検討し、5年周期で機器の変更を行い、教育効果が上がるようにしている。高額な機器・設備については法人を含め学園全体で中期的計画を検討し整備をしている。

技術的資源の分配については、教員の要求する使用時間を十分確保できるようにカリキュラム編成時に調整している。

学内に情報処理資格者である専任職員を配置し、コンピュータ設備の管理及び整備を行っている。また、問題発生時には速やかな解決処理を図っている。

学内のほぼすべての教室・研究室には1Gbpsの有線LANを整備し、無線LANについては、23の教室に整備している（備付-156、備付-157）。

教育に必要な情報教育機器・教育ソフトについては、情報教育委員会が委員会活動の中で検討・点検し効果的な授業展開ができるようにしている。教員からの申し出があれば、整備を検討し計画的に教育機器の整備に努めている。新しい情報技術については、教務課のSEが教職員個々の相談に応じ、活用技術向上に努めている。

情報教育委員会が、コンピュータ関連の整備や活用について検討している。各学科や授業担当の要請により、コンピュータ教室の整備、利用方法や利用技術の検討をしている。情報機器のシステムエンジニアの利用技術の支援や利用上のトラブル対処が要請に応じて対応できるようにしている。

教員は、各分野の特性に合わせて新しい情報技術を活用して授業を展開しており、ICTを取り入れた授業などが一部で実施されている。

情報処理教室・マルチメディア教室として6室を有しており、施設としては十分である。また、そのうち2教室は常時学生に開放し、必要な時間に使うことができ、予習・復習に役立っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

全学的な教育機器の利用と活用については、情報教育委員会と各学科運営会議が中心となり進め、学習成果を上げていると考える。教育機器を活用した教育も進んでいる。そのため、情報処理教室やマルチメディア教室の使用頻度は上がっている。

今後は、双方向型の授業が活発になってくることを踏まえて、普通教室でも情報機器やタブレットが自由に使えるように整備したい。同時に、教育で情報教育がより有効に使えるように教員への教育が課題である。

その他、ファッションや食物関連の教育効果が上がるソフトも多数あるので、情報機器の開発に合わせて計画的に整備していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料	12	活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
	13	事業活動収支計算書の概要[書式 2]
	14	貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
	15	財務状況調べ[書式 4]
	16	資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 28 年度）
	17	資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 29 年度）
	18	資金収支計算書・資金収支内訳表（平成 30 年度）
	19	活動区分資金収支計算書（平成 28 年度）
	20	活動区分資金収支計算書（平成 29 年度）
	21	活動区分資金収支計算書（平成 30 年度）
	22	事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 28 年度）
	23	事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 29 年度）
	24	事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 30 年度）
	25	貸借対照表（平成 28 年度）
	26	貸借対照表（平成 29 年度）
	27	貸借対照表（平成 30 年度）
	28	第二期経営改善計画
	29	平成 30 年度事業報告書
	30	平成 31 年度事業計画書
	31	平成 31 年度予算書
備付資料	158	財産目録（平成 28 年度）
	159	財産目録（平成 29 年度）
	160	財産目録（平成 30 年度）
	161	計算書類（平成 28 年度）
	162	計算書類（平成 29 年度）
	163	計算書類（平成 30 年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

短期大学の資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。短期大学は、過去 3 年間にわたり学生数の減少を主たる要因とする資金収入及び事業活動収入の減少が進行したものの、収支は収入超過を維持しており、法人全体の収支に寄与している。このことにより、短期大学の入学定員充足率、収容定員充足率は妥当な水準である。一方、法人全体の資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり支出超過の状況が続いており、収支が均衡していない状況である。これは、本法人が設置する学校の学生数の減少に伴う資金収入及び事業活動収入の減額が進行する中で、人件費の抑制方策が進展せず、支出の縮減が実現していないことが主たる要因である。

「計算書類等の概要（過去 3 年間）」のとおり、法人全体の活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額は 2016（平成 28）年度は収入超過であるものの、2017（平成 29）年と 2018（平成 30）年度は支出超過となっている（提出 - 12）。貸借対照表において、財務的な安定度を示す「純資産構成比率」は 2018（平成 30）年度において 86.0%である。（2017（平成 29）年度において 88.3%、2016（平成 28）年度 87.3%）これは、2018（平成 30）年度版『今日の私学財政』における大学法人（医歯系法人を除く）の平均値と同水準であるので短期大学の存続を可能とする財政を維持しているといえる（2017（平成 29）年度 87.8%、2016（平成 28）年度 87.6%）（提出 - 14）。

退職給与引当金は、毎年度適正な引当金を計上している。2018（平成 30）年度末の当該引当金 14.0 億円に対する退職給与引当特定資産は 4.9 億円で、積立率は 35.5%である。2018（平成

30) 年度末の減価償却引当特定資産は 24 億円である。これは減価償却額累計額の 23%に相当する。2018 (平成 30) 年度末の借入金等返済引当特定資産は債務負担行為を伴う借入金について、支払利息を含む返済額全額を引き当てている (提出 - 25・26・27)。

資産の管理・運用については、「学校法人安城学園 資金運用規程」、「学校法人安城学園 資金運用委員会規程」を整備している。資産の管理・運用は銀行預金が中心であり、満期がなくリスクの高い投資信託等は「資金運用規程」上も保有対象としていない。

短期大学の教育研究経費は過去 3 年間にわたり経常収入の 13%~15%で推移しており、経常収入の 20%程度を下回る現状となっている。また、教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源についての資金配分は適切に行っている。公認会計士の監査意見に基づき近年は学校法人全体の保護者からの金銭の収受にかかる網羅性の精度向上に努めている。2018 (平成 30) 年度現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

学校法人及び短期大学は、計画期間を 2017 (平成 29) 年度から 2021 (令和 3) 年度までの 5 年間とする「第二期経営改善計画」に基づき、毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約したうえで編成し、3 月に開催する理事会において決定している (提出 - 28)。

法人は、決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に配布により指示している。年度予算の経費は事業活動収入額の 20%の額を上限に編成し、執行にあたっては、予算を超過しないようにしている。日常的な出納業務は「経理規程」に則り、円滑に実施している。出納結果は、各部門の経理責任者をとおして法人部門に月次にて書面報告が行われている。法人部門の経理責任者は、書面報告の内容を承認したのち理事長に報告している。資産は資産管理台帳に記録し管理している。教育研究機器備品をはじめとする有形固定資産は「固定資産管理規程」に基づき年 1 回棚卸しを実施し、現物と台帳との間に不整合が生じることがないように定期的に行っている。資金 (有価証券を含む) は、「資金運用規程」に基づき、管理と運用を行っている。そして、学校法人会計基準に基づく会計処理により、資金出納簿に記録している。日常的な出納業務及び資産と資金の管理と運用に関する記録は月次試算表を毎月適時に作成完了し、法人部門の経理責任者を経て理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営 (改善) 計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費 (人件費、施設設備費) のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

法人全体の日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は過去3年間にわたり「B0」（イエローゾーンの予備的段階）である。一方、短期大学の経常収支差額は過去3年間にわたり黒字幅が10%以上であるので「A2」（正常状態）を維持している。従って、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度が計画期間である第二次経営改善計画においても、短期大学は現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持することを計画している。そして、今後も現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持していくうえで、学科単位の入学定員を見直し、2018（平成30）年度から実施している。以上のように、短期大学は、これまでも自学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行い、短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理を行い、あわせて経費（人件費・施設設備費）の適正規模を実現することにより収入超過型の収支構造を維持してきた。今後の短期大学を取り巻く環境の変化に対しても同様に対応していくこととしている。

毎年度6月中旬に行われる法人全体のSD・FD研修会（報告討論会）の場において、理事長は専任職員全員に向けて、本法人の経営情報の丁寧な解説を行っている。このように、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

第二期経営改善計画に基づく事業の執行により、法人全体の収支構造の収入超過型を実現し、経常収支差額の黒字幅10%以上を達成する。すなわち、日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分「A2」を早期に実現し、これを維持していくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

学校法人安城学園は2010（平成22）年度に学園全体の中期経営改善計画である財政健全化スキームを策定した。計画期間は2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間であった。現在は第二期経営改善計画を策定し、このスキームの早期実現に向けて諸活動に取り組んでいる。計画期間は、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間である。

この第二期経営改善計画は、教育目標とそれを支える安定的な財政基盤の確立を骨子としている。具体的な行動目標は、学園全体の学生・生徒・園児数の募集計画目標である5,200人以上を実現することと学園全体の教職員数を適正規模である290人以下にすることである。この数値目標を達成することによって今後の厳しい経営環境の下で教育を展開するに足る財政基盤を構築し得るのである。この経営改善計画の進捗状況、目標達成度の点検は理事会が実施している。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

○基準Ⅲ-A 人的資源

〔改善計画〕：非常勤講師の採用は、人件費適正化の観点から抑制の方針で臨んでいる。専任教員は研究活動に関して外部補助金等の獲得に努めることが課題である。FD活動については、さらに、外部者による教育活動に対する評価活動を継続して実施すべく強化することとしている。

事務職員の業務量の増加に伴い、事務職員または事務組織全体にわたる一層の効果的・効率的な業務改善を検討しなければならない。

〔実行状況〕：非常勤講師の採用抑制への対応及び人件費適正化の改善は、今なお、対応途中である。一方、教職協働により一層の連携強化のため全教職員対象に FD・SD 研修会を開催し、共通理解の上、業務の効率化に努めている。SD 活動についても継続して取り組むこととしている。

○基準Ⅲ - B 物的資源

〔改善計画〕：2007（平成 19）年度の幼児教育学科の移転により、短期大学を 1 つのキャンパスにまとめ、短期大学としての教育の徹底ができるようになった。短期大学が 1 つにまとまることで、他学科の学生との交流や学生会活動も活発になった。同じキャンパスの家政学部学生との施設の共有もあり、施設、設備は充実している。新しい施設や設備については、要望を聞きながら整備しているが、旧 3 号館の建物については、法人との中長期計画の中で検討している。

〔実行状況〕：新しい施設や設備については、要望を聞きながら検討を進め、2018（平成 30）年度に実施した耐震対策事業に伴い耐震性に問題のあった建物（旧 3 号館）を撤去し、これに代わる 6 号館を新築した。なお、2019（平成 31）年 3 月 31 日現在の学園全体の学校施設において学生生徒園児・教職員等が日常的に使用する建物の耐震化率は 100%である。

○基準Ⅲ - C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

〔改善計画〕：特別教室の整備だけでなく、普通教室においても情報教育が行える機器の整備や学内無線 LAN 拡充等の将来計画を立てる必要がある。また、ファッション、食物関連機器・備品の整備について、現在、問題はないが予算作成との関係で中長期の年次計画の下、整備を進める必要がある。

〔実行状況〕：施設については平成 29 年に教育研究活性化設備整備補助金、また平成 31 年には 6 号館建築時にて普通教室の無線 LAN 敷設を行い、現在学内全体での wifi 敷設率は 34%となっている。設備については、大型電子黒板やタブレットを導入し、授業での利活用方法を模索している。平成 30 年度より教育機関向けクラウドサービスである G Suite for Education の ID を新入生に配布。教員、学生間のコミュニケーションや LMS 等について一部の授業で活用を始めている。

○基準Ⅲ - D 財的資源

〔改善計画〕：学校法人安城学園は、2010（平成 22）年度に学園全体の中期経営改善計画である財政健全スキームを策定した。計画期間は 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間である。この財政健全化スキームの骨子は、学園全体の学生・生徒・園児数の募集計画目標である 6,200 人以上を実現することと、学園全体の教職員数を適正規模である 340 人以下にすることである。この数値目標を達成することによって今後の厳しい経営環境の下で教育を展開するに足る財政基盤を構築し得るのである。この財政健全化スキームの進捗状況、目標達成度の点検は理事会が実施

している。

〔実行状況〕：計画期間 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間における学生・生徒・園児数の募集状況、そして、学園全体の教職員数は以下のとおり、掲げた数値目標を達成していない。したがって、本学独自の教育を展開するに足る財政基盤の構築には至らなかった。

計画年度	学生・生徒・園児数（目標）	教職員数（目標）
2011（平成 23）	5,674（6,200）	367（340）
2012（平成 24）	5,768（6,200）	359（340）
2013（平成 25）	5,728（6,200）	355（340）
2014（平成 26）	5,670（6,200）	361（340）
2015（平成 27）	5,567（6,200）	356（340）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2019 年度からは、勤務管理の効率化を図るため、勤怠管理システムを学園全体で導入し、出退勤等の時間を管理している。

調理実習室の古い教室については、2018 年（平成 30）年度に調理台を新規入れ替え教室のリニューアルを行った。建設年度の古い建物である体育館、1 号館、そして、2 号館に対する屋上防水シートの張り替え、塗装、バリアフリー化等の実施に向けては計画中である。

2019 年 1 月の未来投資会議における構造改革徹底推進会合「初等中等教育における情報教育等の推進」並びに、文部科学省による「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」にもあるように、Society5.0 に向けた学校教育(及び社会)を推進することができる人材の育成が今の大学に求められている。学び方そのものを大きく変える教育イノベーションである「EdTech」や、社会的問題を学習活動により解決策を検討する横断的学習活動「STEAM 教育」は、本学が掲げる「教育のイノベーション」や「pisa 型学力」との親和性が高い。これまで培った理念を踏襲し、アクティブラーニングや反転学習など能動的な学習活動と拡張していくためには、これまでの授業内、学内を中心としていた学習活動を自宅並びに社会へとシームレスに広げることが必要不可欠となる。BYOD の受け入れ体制を含め、新しい潮流への対応を踏まえた学内 ICT 環境の再構築の検討を進めるとともに、教職員における ICT 技術の利活用を人的・資金的に支援・推進する体制の整備が急がれる。

第二期経営改善計画の目標は質的目標と量的目標からなる。質的目標は「できるだけ早期（5 年以内）に「智・徳・体・感・行」に基づいた自学・共学システムの基礎を構築する」である。これにあたり、大学から幼稚園まで共通の一貫した教育方針に基づいた教育プログラム、シラバス、教材を開発し実践していく。ここでの教育プログラムは自学・共学システムを構成する 5 つのプログラム（智性を鍛えるプログラム、徳性を鍛えるプログラム、身体を鍛えるプログラム、感性を鍛えるプログラム、行動を鍛えるプログラム）のことをいう。

量的目標は、「できるだけ早期（5年以内）に持続可能性の基盤の仕組みを構築する」である。これにあたっての学生・生徒・園児の募集目標は大学 760 名、短期大学 640 名、高等学校 3,000 名、幼稚園 800 名の合計 5,200 名である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料	32	学校法人安城学園寄附行為
備付資料	28	第二期経営改善計画
	164	理事長の履歴書
	165	学校法人実態調査表（平成28年度）
	166	学校法人実態調査表（平成29年度）
	167	学校法人実態調査表（平成30年度）
	168	理事会議事録（平成28年度）
	169	理事会議事録（平成29年度）
	170	理事会議事録（平成30年度）
	13	学校法人安城学園予算執行規程

備付資料-規程集

※ 諸規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について

て学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

理事長は7つの設置校を有する学校法人安城学園の管理運営及び教学部門を含む経営面の全般にわたり、リーダーシップを適切に発揮している。教学部門については、寄附行為第16条に明記されているように、学園長として建学の精神を継承し、学園全体の教学部門を統括している（提出-32、備付-規程集1）。

理事長は「学校法人安城学園寄附行為」に基づいて、理事会を開催し適切に運営している。理事会の構成員である理事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づいて選任されている。また、理事長は月例で開催する常任理事会、学園事務会議及び大学・短期大学合同管理運営者会議を主宰して、議長として学園全体の運営・経営方針を提示し議論をリードしている。また、設置校の長からの校務報告を受け、適宜、学園の方針に基づく指示を下している。

次に、学長は、短期大学の教学の管理や運営を遂行する責任者として適切なリーダーシップを発揮している。また、学長は本学を代表する理事として理事会で意思の疎通を図っている。

監事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づき学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を行っている（提出-32、備付-規程集1）。評議員会についても「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」の規定に基づき組織し、運営している。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算計画を関係部門の意向を集約し適切な時期に立案している。3月の理事会で決定される事業計画と予算は学長及び事務長から関係部署に周知されている。予算の執行は「学校法人安城学園予算執行規程」に基づき適正に行われている（備付-規程集13）。また、計算書類、財産目録等の財務情報は学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。財務情報については学園公報や大学広報への掲載やホームページ上に情報公開し社会に対して説明責任を果たすとともに、理事長をはじめとする理事は教職員と危機意識を共有している。これらのことからガバナンスは適切に機能している。

理事会等の学校法人の管理運営体制は確立している。理事長をはじめ理事会は創立者の建学の理念「庶民性」と「先見性」を基本理念とし、人は、「誰でも無限の可能性を持っている。一人ひとりの未知の可能性である潜在能力をその可能性の限界まで引き出していく」という創立者の教育信条に基づいて学問を地域に還元することに努めている。

また、建学の理念「庶民性」と「先見性」の具現化に努め、時代の変化に柔軟に対応すべく、社会人として活躍できる人材の育成に積極的である。具体的には、「社会人基礎力」の育成を短期大学の授業の中で取り組み、従来の基礎学力に加え、専門知識・技術、社会人基礎力を統合的に身につけ、職場及び地域社会の活性化に貢献できる人材を育成することを教育目標と定め、学生の潜在能力を可能性の限界まで引き出す教

育を実践している。

創立者の教育信条及び建学の精神は、107年の歴史のなかで、今日なお、脈々と受け継がれ学園の教育を一層活性化させているといえることができる（提出 - 32、備付 - 規程集 1）。

理事長は、「この法人を代表し、その業務を総理する」として、常に法人の目的である「建学の理念」と「建学の精神」及び「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、「地域と国際社会に貢献する」を達成するべく、本法人の設置する学校法人安城学園法人本部、愛知学泉大学、愛知学泉短期大学、安城学園高等学校、岡崎城西高等学校、愛知学泉短期大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属桜井幼稚園を統括している。法人登記には、法人代表者としては理事長一人である。理事長は理事会を招集し、議長となり、理事会での審議・決定・承認すべき重要事項について、各設置校の長と連携をとりつつ、法人本部（理事長室、事務局）を指揮し、企画立案・総合調整等を行っている。設置校に関わる重要事項は常任理事会に必ず付議し、慎重かつ徹底した審議を行い、必要に応じ設置校の長に適切に指示を下している。また、常任理事会において、設置する学校の長から各校の運営状況（事業計画の進捗状況、予算執行状況、校務報告等）の報告を受け、適宜必要に応じた指示を下している。さらには各設置校を恒常的に訪問し、学長・校長・園長、事務局長・事務長、その他の管理運営者及び教職員と面談するとともに、各校の重要会議、行事等に出席し現場の教職員と交流を持ち、各設置校の状況把握を積極的に行っている。

月例で開催する学園事務会議と大学・短期大学合同管理運営者会議には自ら議長を務め、学園の課題解決、各方針の策定を積極的に行っている。学校法人における10万円を超える事業に関する経理決裁を行い、内容に関して理事長からの適切な指導がある。

理事長は、各設置校の募集目標数の設定、教員数の適正化、安城学園の高・大（短）教育連携の推進等、“定員充足への取組み・募集政策の立案”等をとおして、学校教育の再構築・イノベーションに適切なリーダーシップを発揮している。中長期計画として2017（平成29）年より、「第二期経営改善計画」を策定し（提出 - 28）、5年計画で、学生数／専任教職員数のバランスを図るべく学生募集（定員充足）及び人件費問題（社会的に妥当性のある賃金水準）に取り組んでいる。

現実の諸問題に冷静かつ的確に対応し、今後の人口動態を見越した少子高齢化社会における持続可能な私学経営のあり方を構想し、建学の理念「庶民性」と「先見性」に立って強力なリーダーシップを発揮している。

学校法人の業務または財産の状況については、監事による監査を受け、理事会において議決し、評議員会において、決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を報告し、評議員にその意見を求めている。

寄附行為第25条に「この法人に理事会をおき、法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、適正に実施されている。

3月の理事会においては、事業計画・予算に関する審議を、11月の理事会においては、事業計画実施状況の中間報告・補正予算に関する審議、次年度の予算編成方針の

策定について、さらに、5月の理事会においては、事業報告・決算について審議している。

その他については、寄附行為第26条に「この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。」と定めており、常任理事会を原則毎月1回開催している。

議事録については寄附行為第28条に定められているとおり、開催場所、日時及び議決事項を記録し、法人事務局に備え置いている。尚、常任理事会の開催状況は学外の理事及び監事に、その都度、常任理事会審議内容の概要及び資料等を送付し報告している。寄附行為第25条の定めのとおり「理事会は随時理事長が召集」し、「理事会に議長をおき、理事長をもって充て」行っている。理事会にかかわる諸手続きは、法人事務局長が遺漏なく適正かつ適切に遂行し、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を「学校法人安城学園規程集」、「愛知学泉短期大学規程集」として、遺漏なく整備している。

寄附行為第17条に定めているように、理事は「学園長、大学学長・短期大学学長・高等学校校長・幼稚園長、評議員、学識経験者」の中から選任される。理事の選任は寄附行為及び法令に基づいて行われている。理事は法人役員として、法人全体をマネジメントしている。歴代理事長が言うところの「安城学園は、『運命共同体』である」旨を肝に銘じ、学校法人安城学園の管理運営にあたり、設置校の得失にこだわらず、法人の経営全体の責任を果たすことができるように努めている。法人経営に権限と責任があることを自覚している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特記事項なし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料	171	学長の履歴書
	172	学長の教育研究業績書
	173	教授会議事録（平成28年度）
	174	教授会議事録（平成29年度）
	175	教授会議事録（平成30年度）
	176	教務部委員会議事録
	177	学生部委員会議事録
	178	就職指導委員会議事録
	179	国際交流委員会議事録
	180	図書館委員会議事録
	181	研究所委員会議事録
	182	まちづくり委員会議事録
	183	運営委員会議事録
	184	カリキュラム委員会議事録
	185	入試委員会議事録
	186	情報教育委員会議事録
	187	FD委員会議事録
	188	社会人基礎力委員会議事録
	189	自己点検評価委員会議事録
	190	3ポリシー策定委員会議事録
	191	食物栄養学科運営委員会議事録
	192	幼児教育学科運営委員会議事録
	193	生活デザイン総合学科運営委員会議事録

備付資料-規程集

- 42 愛知学泉短大学学長適任者選考に関する規程
- 19 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学管理運営者会議規程
- 21 愛知学泉短期大学運営委員会規程
- 22 愛知学泉短期大学教授会規程
- 23 愛知学泉短期大学の「学長が定める教授会の意見を聞くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項」に関する規程
- ※ 各種委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教

授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

学長は、「愛知学泉短期大学学長適任者選考に関する規程」第 2 条の選考基準に示すように、「学園の建学の理念・建学の精神に基づいた教育を強力に推進し、教育モデル「智・徳・体・感・行」を核にした教育を推進する強力な意思と能力を有し、教育と経営に対する優れた見識を持ち、本学の発展のためにリーダーシップを発揮する者」として、人格・学識・大学運営の見識等の要件を満たして選出されている（備付 - 規程集 42）。

学長は、教学の管理に関して、教授会等の運営並びに校務を司り、所属する教職員を統括する最高責任者である。「学長適任者選考規定」にあるように、「建学の精神」を核とする教育を始め、本学の教育方針に基づく教育・研究を推進して本学の向上・充実に努めている。学長は本法人の理事でもあり、本学を代表して理事会で意思の疎通を図っている。また、学長は正規の講義科目の授業を担当しており、学生の目線を踏まえた教学上の課題の解決や管理体制の改革・改善に努める姿勢が伺える。すなわち、関係法令や設置基準を踏まえた学則や規則の遵守、授業時間数の確保、カリキュラム編成、組織編成上の有機的な人事配置等のあり方、学生募集、進路開拓や地域貢献に係る調整活動等、先頭に立って策を講じ、学内外の関係者の了解を取り付けている。一方、本学は併設の家政学部とキャンパスを共用していることから、大学教授会とも密接に連携を取るよう努めている。また、学長は、理事長、大学学長、大学副学長、学部長、事務局次長や事

務長で構成する「大学・短期大学管理運営者会議」に出席して、併設大学の家政学部と現代マネジメント学部との協働や種々の調整を行っている（備付 - 規程集 19）。特に、大学・短期大学との「合同運営委員会」は定例教授会に先立って開催されており（備付 - 規程集 21）、これを受けて、次週に開催される家政学部との「連絡会議」及び本学教授会での審議は順調に経過している。学長は、学生に対する懲戒（退学・停学等）の手続きを学則第 55 条で定めて、適切に運用している。このように、学長は本学の運営全般に亘り、リーダーシップを発揮している。

学則第 58 条並びに「愛知学泉大学教授会規程」（備付 - 規程集 22）及び「愛知学泉短期大学の『学長が定める教授会の意見を聞くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項』に関する規程」（備付 - 規程集 23）により、学長は教授会議事録（備付 - 173・174・175）を整備して、教育課程の修了、卒業・学位の授与、その他の教育・研究に関する重要事項については、教授会の意見を聴取した上で決定している。また、入学試験の合否判定会議は臨時に招集して行い、厳格・厳正な合否の審議を貫いている。学長は、月例で本学教授会を主宰し、「三つの方針」に示す本学の教育目的・目標及び学習成果に対する認識を構成員が共有するよう努めている。議案の内容によっては学長がその場で決裁を行い、円滑に業務が遂行できるようにも努めている。併せて、学長は本学の運営を円滑に遂行する観点から規程に基づいて教授会の下に教育上の各分掌の委員会を置いて（備付 - 規程集 22・27・28・29・33・32・55・34・21・30・24・35・37・36、備付 - 176～193）様々な事項の諮問を行い、その上で教授会に諮っている。このように、学生及び教職員の円滑な教育・研究活動並びに管理運営のため、教授会を適切に運営している。尚、教授会開催状況の状況は下表のとおりである。

2018（平成 30）年度教授会開催状況

会議名	開催月日	出席者数 (人)	欠席者	主な議題
大学・短期大学合同会議	4月2日	32		新任者紹介、大学・短期大学学長挨拶、教育後援会学内役員、校務組織、入学者数、行事予定
第1回教授会	4月26日	32		学籍異動、科目等履修生の受け入れ、GPA、リメディアル教育、授業公開、各学科報告
第2回教授会	5月31日	32		自己点検評価報告書、指定校、各学科報告
第3回教授会	6月28日	32		学籍異動、期末試験、各学科報告
第4回教授会	7月26日	32		学則変更（幼児教育学科教職再課程認定によるカリキュラム変更）、学籍異動、期末試験、リメディアル教育、卒業生アンケート、SD・FD研修、各学科報告
第5回教授会	9月6日	32		シラバス見直し、再試験不正行為
第6回教授会	9月27日	31	青山晴美	学籍異動、科目等履修生、リメディアル該当者、学生指導報告、アセスメントポリシー、入学者選抜方法の検証、社会人基礎力評価基準、各学科報告
第7回教授会	10月25日	31	菅瀬君子	学籍異動、AO前期入試合否判定、指定校・推薦・社会人前期及び系列校入試実施要項、教員評価実施について、GPA指導対象者、各学科報告
第8回教授会	10月30日	27	伊藤照美 江良友子 谷村和秀 長谷川えり子 本多峰和	指定校・推薦・社会人前期・系列校入試合否判定
第9回教授会	11月29日	32		学籍異動、シラバス作成依頼、社会人基礎力学内グランプリ及び学外グランプリ、社会人基礎力評価基準作成、各学科報告
第10回教授会	12月20日	32		平成31年度校務分掌、AO入試（後期）面談結果、授業評価アンケート、各学科報告
第11回教授会	1月24日	32		I期入試・センター・特別入試（社会人後期・留学生入試）実施要項、期末試験、卒業時アンケート
第12回教授会	1月30日	32		I期入試・社会人後期・再入学入試合否判定
第13回教授会	1月31日	32		社会人基礎力能力要素評価、学籍異動、各学科報告
第14回教授会	2月7日	29	安藤正人 長谷川えり子 本多峰和	平成31年度センター試験利用入試合否判定
第15回教授会	2月28日	32		平成31年度Ⅱ期入試、ティーチングポートフォリオについて、学則変更（認証評価名称変更）、卒業認定、学籍異動、各学科報告
第16回教授会	3月5日	29	安藤正人 熊崎稔子 神谷良夫	Ⅱ期入試及び特別入試合否判定
第17回教授会	3月22日	29	服部壮一郎 本多峰和 久米妙子	学籍異動、追加卒業認定、科目等履修生単位認定、各学科報告

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

特記事項なし

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料	194	監事の監査報告書（平成 28 年度）
	195	監事の監査報告書（平成 29 年度）
	196	監事の監査報告書（平成 30 年度）
	197	評議員会議事録（平成 28 年度）
	198	評議員会議事録（平成 29 年度）
	199	評議員会議事録（平成 30 年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

本学の監事は、「私立学校法」及び「学校法人安城学園寄附行為」に基づき 2 人が就任している。監事は非常勤監事として年 3 回（5 月、11 月、3 月）開催する理事会と年 6 回開催する評議員会に出席し、学園の事業計画に基づいた事業の履行状況を点検するとともに、毎月行われる常任理事会の会議資料に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について定期点検を行っている。財産の状況の監査のうち、決算に関する監査は、例年 5 月に法人部門の決算業務担当者による口頭と書面による説明に基づき、監査を実施している（備付 - 194・195・196）。

監事は、理事会及び評議員会において、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。5 月に行われる理事会及び評議員会において、監事は毎会計年度の監査報告書をもって学校法人の業務または財産の状況について報告している。また、監事と監査法人及び学校法人職員による連絡会を毎年 5 月に実施している（備付 - 197・198・199）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学の理事定数は相対数（10人以上17人以内）により定められており、理事現員数は2018（平成30）年5月現在で11人である。一方、同年月現在の評議員現員数は26人であり、評議員現員は理事現員の2倍を超えている。従って、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織していると考えている（備付-197・198・199）。

また、評議員会は、私立学校法第41条及び第42条、そして、「学校法人安城学園寄附行為」第4章の規定に則り適正に運営している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

短期大学が公表すべき教育情報は、学校教育法施行規則に基づき、ホームページに公表している。また、同様の教育情報は日本私立学校振興・共済事業団の大学ポートレートに掲載し、定期的に掲載内容を更新している。一方、法人の財務情報は、私立学校法の規定に基づき、ホームページに公開している。また、本学は従来から法人の財務情報を教職員・学生・保護者をはじめとするステークホルダーに対して広報媒体にて公開している。具体的には、教職員に対しては、「学園公報」により財務情報を公開している。そして、学生・保護者に対しては、「大学広報」で財務情報を公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事による監査の機能強化が課題である。この課題の解決にあたり、監事による監査に係る規程を整備し、監事による監査計画の立案と計画に基づく監査の実施が急務と考えている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

○基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

〔改善計画〕：理事会が組織の最高意思決定機関としてその機能を十分に果たせるように努める。

〔実行状況〕：理事会の機能の強化に向けて、理事会とは別に理事会の業務に資する本学を取り巻く教育環境や社会状況の動向の確認と情報収集を目的とする理事懇談会を充足させて、月例で開催し、理事会での議論の活性化に結び付けている。

○基準Ⅳ - B 学長のリーダーシップ

〔改善計画〕：学長は本学教育の一層の質保証の観点から、種々の課題に関して学内のみならず併設大学や地域社会との一層の協議・調整の作業が必要な状況と認識し、努めることとしている。学園創立 100 周年の 2011（平成 23）年度を契機として、理事会は新たな 100 年に向けて「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育を三本柱に据えて、地域の人材を育成すべく「教育にイノベーションを！」興すべく表明した。この方針の下、本学は、“3 つの挑戦（不得意への挑戦、上達への挑戦、未知への挑戦）”を合言葉に基礎学力と専門知識・技術と社会人基礎力の 3 つを統合的に身に付けることのできる新しい「知・徳・体・行」の教育モデルを積極的に推進することとして、学長はこの方針の着実な遂行に向けてリード役として努めることとしている。

〔実行状況〕：学園は、創立 105 周年（2017（平成 29）年）を機に、従来の「知・徳・体・行」を発展させて「智・徳・体・感・行」の教育モデルを策定した。学長は、この教育モデル「智・徳・体・感・行」を下に、とりわけ「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育モデルを推進して、自学・共学システムが機能すべく、教職員をリードし取り組んでいる。また、学園憲章に示すように、“三河のまちづくり”に貢献できるよう各学科の教育並びに研究資源を活用して地域との連携した事業を推進している。

○基準Ⅳ - C ガバナンス

〔改善計画〕：財政健全化スキーム計画を堅実に遂行していく。そのためには、①帰属収入内での支出及び予算内での支出に努める。②人件費を適正なものにする。③教職員一丸となって学生・生徒・園児の募集確保に努める。

〔実行状況〕：2011（平成 22）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 か年に亘る第一期財政健全化計画スキームでは、学生・生徒・園児数の募集目標を 6,200 人以上とし、学園全体の教職員数を適正規模である 340 人以下とすることとした。すなわち、これらの指標を設定して、「帰属収入内での支出及び予算内での支出に努める、人件費の適正化に努める、学生・生徒・園児の確実な募集（充足）等に努める」とした。しかし、各指標の達成は困難であるとの理事会の判断を受けて、新たに第二期経営改善計画（計画期間：2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度）を策定し、継続して経営改善の実現に努めることとしている。第二期経営改善計画では、学生・生徒・園児数の募集目標を 5,200 人以上とし、学園全体の教職員数を適正規模である 290 人以下とすることとしている。（○基準Ⅲ - D 財的資源の特記事項の再掲）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人の業務又は財産の状況の監査を定期に実施する上で常勤監事の配置や、内部監査体制の整備等により監事による監査体制の構築と監事監査に対する支援体制の充実を図ることの検討に着手している。また、監事と独立監査人、そして、内部監査人による三様監査の定期の実施を実現することは本法人のガバナンスを強化する上で特に重要であると考えている。